

平成 2 9 年第 2 回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	6	13	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
				休 会	・ 各常任委員会
第 2 日		14	水	午前10時	・ 一般質問
第 3 日		15	木	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

6 月 1 3 日 (火)

平成29年2回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月13日(火)

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 10番 福田秀憲 議員 11番 吉田起登 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第23号から議案第40号及び報告第1号から報告第3号並びに同意第4号から同意第15号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第23号 専決処分事項（平成28年度美里町一般会計補正予算〔第14号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第7 議案第24号 専決処分事項（平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第8 議案第25号 専決処分事項（平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第4号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第9 議案第26号 専決処分事項（平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第10 議案第27号 専決処分事項（平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第11 議案第28号 専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第12 議案第29号 専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについて

日程第13 議案第30号 専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

日程第14 議案第31号 専決処分事項（美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

日程第15 議案第32号 専決処分事項（平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

日程第16 議案第33号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第34号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第35号 平成29年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第36号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	向山照美君	福祉課長	中村武志君
健康窓口課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	下田幸輔君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
教育課長	倉田辰実君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	津田里美子君
------	------	----	--------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、福田秀憲君、11番、吉田起登君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月2日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

平成29年第2回美里町議会運営委員会、去る6月2日に、午後2時30分より中央庁舎議会委員会室において、第2回の議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

出席者は議会より、中川議長、吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田泰弘町長と上田隆信副町長、吉住総務課長と、事務局より、福島事務局長と津田参事出席のもと行っております。

議題につきましては、最初に、吉住総務課長より執行部提出議案について、専決処分事項関係が10件、予算関係が4件、その他19件、計33件の説明を受けております。

次に、議員提出議案、請願・陳情・意見書等については、熊本地震被害者の住宅再建に関する陳情書が1件提出されていますが、同趣旨の意見書提出を昨年の6月定例会におきまして決議し、既に議長名で衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）宛てに提出しておりますので、再度の提出は行わないということで不受理といたしました。

次に、一般質問につきましては、4名の議員から通告がっております。松永正憲議員、坂田竜義議員、福田秀憲議員、濱田憲治議員の4名です。質問順につきましては、抽選の結果、濱田憲治議員、松永正憲議員、坂田竜義議員、福田秀憲議員

の順で行います。

次に、日程・会期等につきましては、執行部提出議案と一般質問等を踏まえた上で、今回は会期を会期予定表(案)のとおり、6月13日より6月15日までの3日間と決定いたしました。日程の内容につきましては、議案集の議事予定表(案)をご覧くださいと思います。

6月13日、火曜日、本日第1日目は、日程第3、諸般の報告。次に、日程第4、町長提出議案の一括上程、議案第23号から議案第40号及び報告第1号から報告第3号並びに同意第4号から同意第15号まで。次に、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明。その後、議案審議、日程第6、議案第23号「専決処分事項（平成28年美里町一般会計補正予算（第14号））の報告及び承認を求めることについて」より、日程第15、議案第32号「専決処分事項（平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。次に、日程第16、議案第33号「平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）」より、日程第19、議案第36号「平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」まで内容説明を行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。その後、休会とし、各常任委員会を各常任委員長の指示のもと行ってください。

次に、6月14日、2日目は一般質問を行います。質問順につきましては、濱田憲治議員、松永正憲議員、坂田竜義議員、福田秀憲議員の順で行います。

次に、6月15日、3日目最終日は、各常任委員会の委員長報告、質疑、その後、日程第16、議案第33号「平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）」より、日程第19、議案第36号「平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」までを再度上程し、これは内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。次に、日程第20、議案第37号「町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結について」より、日程第23、議案第40号「美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。その後、日程第24、報告第1号「平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」より、日程第26、報告第3号の「私債権の放棄の報告について」までの報告を受けた後、日程第27、同意第4号「美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とすることにつき同意を求めることについて」より、日程第38、同意第15号「美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。

以上で、6月2日行われました議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日6月13日から6月15日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月13日から6月15日までの3日間に決定いたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から3月定例会後の報告を行います。

3月11日、町内中学校卒業式があり、砥用中学校に出席をいたしております。

12日、美里町消防点検がカントリーパークで行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

23日、町内小学校の卒業式があり、励徳小学校のほうに出席をいたしております。同じくその日に、美里町社会福祉協議会の理事会が老人福祉センターであり、出席をいたしております。

25日、工芸展が屋内ゲートボール場であり、出席をいたしております。

26日、さくらフェスタのほうに出席をいたしております。

27日、美里町交通安全対策協議会評議員会議、中央公民館であり、出席をいたしております。同じくその日に、第1回宇城広域連合議会定例会が広域連合で行われ、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

4月3日、町立学校教職員辞令交付式が大会議室であり、出席をいたしております。

6日、美里町戦没者追悼式が文化交流センターひびきであり、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

10日、町内中学校の入学式があり、砥用中学校のほうに出席をいたしております。

11日、町内小学校の入学式があり、励徳小学校のほうに出席をいたしております。

13日、美里町商工青年部通常総会が三浦屋でありまして、吉田副議長に出席をいただいております。

14日、熊本地震犠牲者追悼式が県庁の大会議室であり、出席をいたしております。

す。

19日、浜戸川改修期成会の監査を議長室で行っております。

20日、交流ターミナル出荷協議会の総会が中央公民館であり、副議長に出席をいただいております。同じくその日に、宇城地区商工会青年部連絡協議会の通常総会がひびきであり、出席をいたしております。

21日、美里町食生活改善推進協議会の総会が中央公民館であり、出席をいたしております。同じくその日に、宇城広域連合議会の打ち合わせを議長室で行っております。

26日、美里町身体障害者福祉協会の定期総会が老人福祉センターであり、出席をいたしております。同じくその日に、美里町地域婦人会の総会が文化センターひびきで行われ、出席をいたしております。

28日、宇土法人会中央支部会員会議があ助であり、出席をいたしております。

5月2日、第1回全員協議会が委員室で行われ、出席をいたしております。

3日、中学生ソフトテニス美里大会がカントリーパークであり、出席をいたしております。

6日、美里町PTA連合会定期総会が三浦屋であり、出席をいたしております。

14日、緑川水防演習が甲佐町の船津であり、出席をいたしております。

15日、美里町文化協会の総会が中央公民館であり、出席をしております。

16日、県道小川嘉島線道路整備促進期成会収支決算の監査を議長室で行っております。

19日、美里町商工会通常総会が商工会本所であり、出席をいたしております。

20日、金子恭之衆議院議員が災害現場視察に来られ、議員の皆さんとともに同行をいたしております。

21日、町内中学校の体育大会があり、砥用中学校のほうに出席をいたしております。

22日、熊本県町村議長会議長研修会が自治会館であり、出席をいたしております。

26日、椎葉・矢部・砥用線整備促進期成会の理事会及び総会が山都町で行われ、副議長、各常任委員長さんとともに出席をいたしております。同じくその日に、熊本県町村議長会より県当局への実行運動として、自民党県連、熊本県議会、県知事に要望活動を行っております。同じくその日に、議長会の理事会が満潮のほうで行われております。

27日、中学生女子バレーボール美里大会が総合体育館であり、出席をいたしております。

28日、町内小学校の運動会があり、励徳小学校のほうに出席をいたしております。

30日、浜戸川改修期成会通常総会が宇城市役所であり、出席をいたしております。同じくその日に、主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会の総会が南阿蘇村役場で行われ、吉田副議長に出席をしていただいております。

31日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京中野サンプラザであり、出席をいたしております。

6月1日、熊本県町村議会正副議長による国会議員要望を全国町村会館にて、要望活動を行っております。

2日、宇城地区高等学校野球美里大会が総合運動公園であり、出席をいたしております。同じくその日に、第2回議会運営委員会が委員会室で行われております。

5日、美里町農業振興整備促進協議会の会議が大会議室であり、出席をいたしております。同じくその日に、熊本県議長会臨時総会が自治会館であり、出席をいたしております。

7日から8日にかけて、議長会全国過疎地域自立促進連盟理事会がルポール麴町のほうで会議が行われ、出席をいたしております。

9日、甲佐町の「やな開き」に出席をいたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、3月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。

なお、非常に長くなりますので、要約して報告をさせていただきます。

3月10日、宇城広域連合消防本部の消防長の月例報告を受けております。その後、被災宅地復旧支援事業の打ち合わせ。

11日、中央中学校の卒業式。

12日、消防点検、これは議会の議員の皆さまにはたいへんお世話になりました。

13日、農業委員会。

19日、大岩野地区の花見会。

21日、総合教育会議。その後、熊本県農業会議の総会に出席をしております。

22日、地域公共交通活性化協議会。その後、災害復旧復興会議。そのあと、公共施設等マネジメント検討委員会に出席。

23日、中央小学校の卒業式。そのあと、社会福祉協議会の理事会。そのあと、社会福祉協議会評議員会。夜は、中央地区の農作業受託組合の通常総会に出席をしております。

24日、緑川ダム管理所長の来庁対応をいたしております。そのあと、熊本県の町村会の定期総会に出席をしております。

25日、アートクラフト手づくり展 in みさと。

26日、さくら健康フェスタ in みさと。そのあと、美里町の土地改良区の総代会。その後、庵室・竹の迫区の花見収穫祭、その夜には、猟友会の美里支部の総会に出席しております。

27日、交通安全対策協議会の評議員会議。そのあと、交通指導員会議。その後、宇城広域連合議会の定例会並びに懇親会に出席をいたしております。

28日、畜魂式。その後、産業連携協議会の会議。

29日、こばと保育園の卒園式。そしてそのあと、閉園式に出席をしております。その後、佐保の湯の役員会。夜には、JA中央青壮年部の総会に出席をいたしております。

30日、にしき保育園の卒園式。そのあと、閉園式に出席をいたしております。午後から、宇城地域振興協議会の会議並びに懇親会に出席をいたしております。

31日、退職職員の退任式を行っております。

4月3日、職員の辞令交付式を行い、そのあと、災害復旧復興会議を行い、午後から教職員の辞令交付式に出席をいたしております。

6日、戦没者追悼式。そのあと、農業委員候補者評価員委嘱状交付を行っております。

8日、学校職員の歓送迎会。

9日、竹の迫阿蘇神社の願成祭。

10日、JA熊本うき栗部会砥用支部の総会。その後、緑川改修期成会の監査。午後から、砥用中学校の入学式に出席をいたしております。

11日、励徳小学校の入学式。そのあと、宇城広域連合消防本部の消防長の月例報告を受け、午後から農業委員会の会議。夜には、JA下東青壮年部の総会に出席をいたしております。

13日、鳥獣被害防止対策協議会の会議。夜には、商工会青年部の通常総会。

14日、熊本地震の犠牲者追悼式、これは県庁で行われましたので、出席をいたしております。午後から、中央地区和牛改良組合の総会。夜には、消防団の幹部、新入団の辞令交付を行っております。

15日、熊本合同えびね展示会。夜には、熊本県農業コンクール大会の受賞祝賀会に出席。

16日、名越谷阿蘇神社の奉納グラウンドゴルフ大会。その後、東部支部の球技大会。

17日、畝野老寿会の総会。午後から、町税等併任徴収職員の辞令交付を行っております。

18日、災害復旧復興会議。そのあと、退任行政相談員の感謝状の贈呈式。夜には、JA下東胡瓜部会の総会。

19日、宇城広域消防連絡協議会の意見交換会に出席をいたしております。

20日、サクラ化学工業の来庁を対応しております。その夜には、宇城地区商工会青年部の主張発表会。その後、宇城地区商工会青年部連絡協議会の通常総会並びに懇親会に出席をいたしております。

21日、JA栗部会の中央支部の総会。その後、食生活改善推進員協議会の総会。

22日、ひびきの森大学の開校式。午後は、JA女性部の中央町支部の総会。

23日、三溪支部の球技大会。その後、豊富支部の球技大会。お昼に、白石野のふるさと祭りにそれぞれ出席いたしております。

24日、宇城広域連合消防本部の消防長の月例報告の対応。その夕方には、宇土法人会の砥用支部の会員会議。そのあと、美里町認定農業者協議会の総会。そのあと、筒川荘の定例役員会。

25日、子牛品評会の表彰状の授与式。夜には、萱野地区の街路灯組合の総会。

26日、身体障害者福祉協会の総会。そのあと、商工会女性部の総会。夜は、地域婦人会の総会に出席いたしております。

27日、JA女性部の砥用支部の総会。夜は、美里町の体育協会の総会。

28日、嘱託員・嘱託補会議。午後は、宇土法人会の中央支部会員会議。夜は、消防団の幹部歓送迎会に出席をいたしております。

29日、緑川の日清掃活動。そのあと、緑川の復興イベント及び地域サミットに出席をしております。

30日、西部支部の球技大会。

5月1日、釈迦院復興意見交換会。午後から、農業委員会の宇城郡市の協議会の会議並びに懇親会に出席をいたしております。

2日、第1回の議会全員協議会が開催され、そのあと、美里町の砥用南園会の総会。

3日、中学校ソフトテニス美里大会。

6日、美里町PTA連合会の定期総会。

8日、宇城広域連合消防長の月例報告。そのあと、家畜自営防疫促進協議会の監査を行っております。

9日、宇城木材需要拡大協議会の会長といたしまして、宇土市長を訪問いたして

おります。お昼から、復旧・復興会議。その夜には、美里町の管工事組合の通常総会。

10日、農業委員会のさつまいもの植付。そのあと、農業委員会の会議をし、そのあと、その懇親会に出席をいたしております。

12日、地域林政対談、山都町で行われております。出席をいたしております。

12日、緑川改修期成会の役員会及び総会。その後の交流会に出席をいたしております。

13日、アスパラ販売促進ということで、日帰りで山口県の宇部市を訪問いたしております。

14日、緑川水防演習。

15日、愛知県の稲沢市、これは今、復興支援として職員を愛知県の稲沢市から派遣をいただいております。そのお礼を兼ねた表敬訪問を、5月15日、愛知県の稲沢市を訪問いたしております。

その翌日、16日は、総務省に行きまして、黒田自治財政局長と面会をいたしております。

17日、熊本県治水砂防協会の評議員会。夜は、レッドブル福岡のミーティングに出席いたしております。

18日、九州国道協会の通常総会。

19日、美里町商工会の総会並びに懇親会。

20日、金子代議士によります美里町の視察に同行させていただいております。たいへん皆さんお疲れさまでございました。

21日、砥用中学校の体育大会に出席し、その後、中央中学校の体育大会に出席をいたしております。

22日、熊本県簡易水道協会の理事会及び総会。午後から、ふるさと祭りの実行委員会の会議。そのあと、美里町砥用地区和牛生産改良組合の総会。

23日、全国森林環境税の創設総決起大会、これは東京で行われております。それに出席をし、その後、全国国立学校施設整備期成会の定期総会に出席をいたしております。

その次の日、九州治水期成同盟連合会の定期総会、これは佐賀県の唐津で行われております。

その次の日は、また上京しまして、全国治水砂防協会の通常総会。その後、全国治水期成同盟会の連合会の通常総会に出席をいたしております。

26日、椎葉矢部砥用線の整備促進期成同盟会理事会及び総会。

27日、中学校のバレーボール美里大会。その後、美里町フットパス協会の総

会。夜には、その懇親会に出席をいたしております。

28日、砥用小学校の運動会。その後、中央中学校の運動会に出席しております。

30日、平成29年度宇城地域管内出先機関の主要事業説明会並びに懇親会に出席。

31日、宇城地区肉用牛振興協議会の総会。熊本地震の復旧復興会議。その後、社会福祉協議会の理事会。その後、佐俣の湯の株主総会に出席をいたしております。

6月1日、ダム管理所を訪問し、その後、九州ハイランドの活性化協議会の監査。そのあと、保護司会の更生保護研修会に出席をいたしております。

2日、第36回宇城地区高等学校野球美里大会に出席をし、午後から議会の運営委員会に出席をし、その後、懇親会に出席をいたしております。

3日、元気夢クラブの総会。

4日、水防避難訓練、これは岩下地区を対象に行われておりますが、出席をいたしております。

5日、美里町農業振興地域整備促進協議会の辞令交付。そのあと、美里町の防災会議。その後、行財政改革推進本部会議。

6日、嘱託員・嘱託補会議。

7日、シカ被害対策協定（これは森林組合と結ばせていただきました）の確認及びくくりわなの引き渡しを受けております。そのあと、国保運営協議会の委員辞令交付。そのあと、サクラ化学工業の来庁対応。そのあと、宇城地域振興局とインバウンド関連の打ち合わせを行っております。

8日、柏川の現地視察。

9日、宇城広域連合消防本部消防長の月例報告。その後、農業委員会の会議。夜は、甲佐町の「やな開き」に出席をいたしております。

11日、美里町ひとり親会の通常総会に出席をいたしております。

以上で、私からの諸般の報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出についてということで報告をいた

します。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年2月、3月、4月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について検査を行いました。

検査の時期といたしまして、2月分につきましては3月29日、3月分につきましては4月27日、4月分につきましては5月25日に実施をしております。

検査の結果といたしまして、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正・不当な出納はなく、確実なものと認めました。

添付資料として、出納検査書、基金積立金調書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

○議長（中川政司君） 次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 平成29年第1回宇城広域連合議会定例会が開催されましたので、内容について報告をいたします。

日時でございます。平成29年3月27日、月曜日、午後4時からでございます。場所は、宇城広域連合2階、交流プラザでございました。

山村議長の開会宣告に続き、守田広域連合長よりご挨拶があつてあります。

日程第1、会議録署名議員の指名。10番、中川議員、1番、村田議員を指名されております。

日程第2、会期の決定でございます。当日1日間ということでございました。

日程第3、諸報告。守田連合長より、諸報告がなされております。

次に、追加日程1、一般質問。6番、渡邊議員が質問を行われております。質問事項として、1、宇城広域消防のあり方について。質問の要旨として、平成28年第3回臨時会での質問を踏まえた消防体制のあり方について。2、宇城クリーンセンターについて。質問要旨として、次期焼却施設について。この2項目についての質問があつております。

日程第4、選第1号、宇城広域連合選挙管理委員補充員の選挙について。指名推薦することとなり、本町の井芹敏博氏が当選人と決定をいたしております。

日程第5、議案第1号、宇城広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。これにつきましては、審議・採決の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第6、議案第2号、平成28年度宇城広域連合一般会計補正予算（第4号）について。歳入歳出予算総額からそれぞれ3億5,778万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億4,219万2,000円とするもので、全員が賛成をし、原案どおり可決をいたしております。

日程第7、議案第3号、平成29年度宇城広域連合一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億6,368万2,000円と定める案でございます。審議の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

日程第8、議案第4号、平成29年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計予算について。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148万円と定める案でございます。審議の結果、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

追加日程2、議案第5号、平成28年度宇城広域連合一般会計補正予算（第5号）について。繰越明許費補正として、宇城クリーンセンターリサイクルプラザの破砕機整備修繕費2,701万8,000円が計上されておまして、質疑ののち、採決し、全員賛成、原案どおり可決をいたしております。

提案されました全議案が終了し、午後5時10分閉会をいたしております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第23号から議案第40号及び報告第1号から報告第3号並びに同意第4号から同意第15号）

○議長（中川政司君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第23号から議案第40号及び報告第1号から報告第3号並びに同意第4号から同意第15号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の2枚目、議事予定表をお開きいただきたいと思います。それでは、読み上げます。

議案第23号 専決処分事項（平成28年度美里町一般会計補正予算〔第14号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第24号 専決処分事項（平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第25号 専決処分事項（平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第4号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第26号 専決処分事項（平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特

別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第27号 専決処分事項（平成28年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第28号 専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第29号 専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第30号 専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

議案第31号 専決処分事項（美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

議案第32号 専決処分事項（平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

次のページをお願いいたします。

議案第33号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結について

議案第38号 町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結について

議案第39号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について

議案第40号 美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて

報告第1号 平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

報告第3号 私債権等の放棄の報告について

同意第4号 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

同意第5号 美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

同意第6号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 7 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 9 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 10 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 11 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 12 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 13 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 14 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 15 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 提案理由を申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項 10 件、補正予算 4 件、その他 4 件、報告 3 件、同意 12 件の計 33 件でございます。

まず、専決処分事項の 10 件でございますが、平成 28 年度美里町一般会計補正予算（第 14 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 9,023 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 105 億 5,290 万 3,000 円とすることにつきまして専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。歳入の主なものといたしましては、自動車取得税交付金及び特別交付税等の額の確定、国県支出金の額の確定、財源補填のために繰り入れた財政調整基金繰入金金の減額、事業費の確定により災害復旧債を減額補正するものでございまして、歳出につきましては事業実績により不用額の減額補正を行い、財源調整のため予備費の増額補正を行ったものでございます。

次に、平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、保険給付費の実績に伴い、一般会計繰入金等を補正し、平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、年度末に交付額が決定した国県負担金及び補助金等を補正し、平成 28 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）、平成 28 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）及び平成 28 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 5 号）は、事業実績に伴う一般会計繰入金等を補正し、平成 28 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)は、後期高齢者医療広域連合納付金等を補正し、それぞれ専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、美里町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、固定資産税の課税標準の特例等に関する規定について改正し、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する制令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置に関する規定について改正し、また平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の減免に係る国の財政支援が平成29年9月30日までに延長されたことから、国民健康保険税の減免措置に関する規定の改正を行ったものでございます。以上の条例改正につきましては、関係法律等の公布日並びに国の予算成立日の関係から、それぞれ専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、補正予算の4件でございますが、平成29年度美里町一般会計繰上補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億3,785万円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫補助金の地方創生推進交付金100万円、県補助金の農村地域防災減災事業補助金480万円を計上し、災害復旧債の公共土木施設等単独災害復旧事業債を420万円、財源調整のために財政調整基金繰入金を952万8,000円増額するものでございます。歳出の主なものといたしましては、総務記の情報推進費に総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業の公募申請のため、公衆無線LAN環境整備事業の設計監理費200万円を計上し、当初計上しておりました観光施設等無線LAN整備移設及びフリーWi-Fi環境整備費410万円を減額補正しております。また、農林水産業費の農業振興費に経営体育成支援事業補助金125万6,000円、農地費に農村地域防災減災事業ハザードマップ作成費490万円を計上し、林道維持費に災害復旧事業に伴う土捨場用地の関連費として440万円を計上しております。また、教育費の公民館費に公民館西分館の法面の修繕費95万1,000円、中園コミュニティセンターの地盤復旧事業に対する自治公民館再建支援事業補助金421万3,000円を計上しております。また、災害復旧費の林業施設災害復旧費に重機等借上料110万円を計上しております。

次に、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、国民健康保険税の減免に係るシステム改修費を計上しております。

次に、平成２９年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、人事異動に伴い職員手当を増額補正しております。

次に、平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定誤りに伴う保険料の還付金を計上しております。

次に、町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結、町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結及び町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結は、予定価格が５，０００万円を超える工事請負契約のため、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決に付す必要があるものでございます。

次に、美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しに関しましては、砥用郵便局、年祢郵便局の指定を、平成２９年１２月３１日をもって取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第３条第５項の規定により議会の議決を経る必要があるものでございます。

次に、平成２８年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告は、地方自治法第２３４条の３第２項の規定、私債権債の放棄の報告は、美里町債権管理条例第１０条第３項の規定により、それぞれ議会の報告するものでございます。

次に、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることにつきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づく農業委員会委員の過半数を認定農業者又は認定農業者に準ずる者とするについて、農業委員会等に関する法律第８条第５項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきましては、美里町固定資産評価員の前税務課長の辞任に伴い、新たに固定資産評価員を選任する必要がありますので、地方税法第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、新たな委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を１１時１０分といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第６ 議案第２３号 専決処分事項（平成２８年度美里町一般会計補正予算〔第
１４号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第６、議案第２３号、専決処分事項（平成２８年度美里町一般会計補正予算〔第１４号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） それでは、議案第２３号についてご説明申し上げます。

専決処分事項（平成２８年美里町一般会計補正予算〔第１４号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２８年美里町一般会計補正予算〔第１４号〕について、別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成２９年６月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を経る必要があるが、緊急に地方譲与税、地方交付税、繰入金、町債等の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第１号の専決処分書でございます。平成２９年３月３１日に専決処分を行っております。

それでは、別冊の補正予算書の１ページをお開きください。

専決第１号、平成２８年美里町一般会計補正予算〔第１４号〕

平成２８年度美里町の一般会計の補正予算〔第１４号〕は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億

9,023万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,290万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決 美里町長 上田泰弘

6ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」でございます。

はじめに、変更分でございます。一番上の過疎対策事業債（福祉事業）から、一番最後になります、現年発生社会体育施設災害復旧事業（豪雨分）まで、計16件の地方債の限度額を変更いたしております。

次のページをお開き願います。

次に、廃止分でございます。災害援護資金貸付金につきましては、貸付実績が生じておりませんので、廃止をさせていただいたものでございます。

次に、2の歳入でございます。11ページをお開き願います。

歳入につきましては、交付額の決定、収入実績に基づき補正を行っております。

上から三つ目の枠でございます。目の1地方交付税につきましては、特別交付税を交付額の確定により1億6,695万2,000円増額しております。

13ページをお開き願います。

上から二つ目の枠の三つ目でございます。目の3災害復旧費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金（震災分）（豪雨分）合わせまして7,896万3,000円を増額いたしております。

次に、その下になります。公立社会教育施設災害復旧費負担金につきましては、3,581万7,000円を増額いたしております。

次に、同じページの三つ目の枠の四つ目でございます。下から二つ目になります。目の4土木費国庫補助金につきましては、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金6,437万3,000円を増額いたしております。

次に、15ページをお開き願います。

上から一つ目の枠でございます。目の4農林水産業費県補助金の節の2林業費補助金の説明欄の一番下でございます。林道施設災害復旧事業補助金（豪雨分）につきましては、4,508万6,000円を減額いたしております。

次に、16ページでございます。

上から三つ目の枠でございます。目の1一般寄附金につきましては、佐俣の湯か

らの寄附金 1 5 0 万円を含む 1 5 1 万 7, 0 0 0 円を増額いたしております。

次に、同じページの下から二つ目の枠でございます。目の 1 基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、2 億 5, 0 2 8 万 3, 0 0 0 円を減額し、財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

次に、1 8 ページをお開き願います。

上から二つ目の枠の三つ目でございます。目の 5 災害復旧費の節の 1 災害復旧事業債につきましては、事業費の確定等によりまして 4 億 9, 2 9 0 万円を減額いたしております。

次に、歳出でございます。2 4 ページをお開き願います。

下から二つ目でございます。目の 1 2 特定目的基金でございますが、先ほど歳入で説明いたしましたとおり、佐俣の湯からの寄附金を公共施設整備基金へ 1 5 0 万円積み立てるものでございます。

次に、2 7 ページをお開き願います。

目の 3 障害者福祉費の節の 2 0 扶助費でございます。説明の欄の上から三つ目、障害福祉サービス等給付費につきましては、当初の見込みより利用者数が少なかったため、2, 6 3 5 万 8, 0 0 0 円を減額いたしております。

次に、同じページの目の 4 国民健康保険事務費の説明の欄、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の財源補填のために財政調整繰出金として 6, 0 0 0 万円を繰り出しておりましたけれども、決算見込みにより一般会計へ全額を繰り戻すことが可能となったため、事業費繰入金を含め、減額を行ったものでございます。

次に、2 9 ページをお開き願います。

上から二つ目の枠でございます。目の 2 児童措置費の説明の欄の一番上でございます。施設型給付費等負担金につきましては、実績によりまして 9 5 6 万円を減額いたしております。

次に、3 1 ページをお開き願います。

上から二つ目の枠でございます。目の 2 塵芥処理費の説明の欄の上から四つ目になります。震災解体家屋処分委託料（震災分）につきましては、実績によりまして 2, 6 8 1 万円を減額いたしております。

次に、4 5 ページをお開き願います。

4 5 ページの二つ目の枠でございます。目の 2 林業施設災害復旧費の工事請負費の説明の欄でございます。林道施設災害復旧工事（震災分）（豪雨分）につきましては、実績等によりまして、合わせて 5, 4 6 8 万 6, 0 0 0 円を減額いたしております。

次に、４６ページでございます。

上から二つ目の枠になります。目の２国庫負担災害復旧費でございます。説明の欄の公共土木施設災害復旧工事費（震災分）、その下の（豪雨分）につきまして、実績によりまして合わせて１億９,８９３万９,０００円を減額いたしております。

次に、三つ目の枠の目の１公立学校施設災害復旧費でございますが、これにつきましても公立小学校施設災害復旧工事（震災分）、公立中学校施設災害復旧工事（震災分）、合わせまして１,４６１万円を減額いたしております。

同じページの一番下の枠でございます。予備費につきましては、予算調整のため５,２７８万９,０００円を増額いたしております。

以上で、議案第２３号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。７番、吉田美好君。

○７番（吉田美好君） ７番、吉田美好でございます。

１点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、佐俣の湯から１５０万円余りですかね、寄附行為がなされとると思いますが、あそこは有限会社ですかね。有限会社佐俣の湯のほうからあったということですかね、補正で。だとすると、あその代表取締役は町長でしょう。ですよね。だから、そのへんの法的な絡みはどぎゃんかなというのが１点気になりました。今までも多分あつとると思うんですよね。過去にもそういう例はずっとあつとると思いますが、ちょっと気になりましたのでお尋ねしたいと思いますが。あそこは有限会社佐俣の湯でしょう。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃいますように、過去ももともと町が大株主ということで、町長がその代表になるということで、過去もかなりの金額が町に対して寄附をされていますので、今回もそういったことでやっているんだらうと。大分実績が上がってきましたので、そういう形になっていると思いますが、ご指摘の件に関しましては、もう一度いろんな意味で問題がないかを調べさせていただいて、またご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○７番（吉田美好君） 第三セクター方式ですから、多分法的には問題はないかと思いますがけれども、商法あたりは何年かに一回ずつぐらい改正とかありますので、そのへんは確認をされとったほうがよくはないかなと思いましたので質問しました。

以上、終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第23号、専決処分事項（平成28年度美里町一般会計補正予算〔第14号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第23号、専決処分事項（平成28年度美里町一般会計補正予算〔第14号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第7 議案第24号 専決処分事項（平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第24号、専決処分事項（平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第24号についてご説明申し上げます。

専決処分事項（平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がございますが、年度末に交付額が決定した国庫負担金、補助金及び県負担金等について、緊急に補正を行う必要が生じ、議会を招

集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第2号の専決処分書でございます。平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第2号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第5号〕

平成28年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算〔第5号〕は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,547万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,613万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

2の歳入でございますが、国民健康保険税につきましては、年度末の調定額及び収納実績によりまして、目1の一般被保険者分の国民健康保険税につきまして909万5,000円、目2の退職被保険者の国民健康保険税につきまして70万9,000円をそれぞれ減額いたしております。

次に、6ページでございます。

上から三つ目の枠の国庫負担金の目1療養給付費等負担金につきましては、一般の療養給付が減少し、交付額が減額されたことにより、1,686万2,000円を減額いたしております。

次に、国庫補助金の目1財政調整交付金でございますが、交付額の決定により1,958万5,000円を増額いたしております。

最後の枠の療養給付費等交付金でございますが、退職者医療に伴います保険給付費が減少し交付金が減額されたため、746万7,000円を減額したものでございます。

次の7ページをご覧ください。

県支出金の財政調整交付金につきましては、交付額の決定により1,865万2,000円増額補正を行ったものでございます。

次の枠の繰入金でございますが、歳出の一般管理費、出産育児一時金、保険給付

費などの減額によりまして、一般からの繰入金を合わせまして6,047万3,000円減額したものでございます。

次に、8ページでございます。

3の歳出でございますが、中段の2の保険給付費の項1療養諸費につきましては、支出実績に基づき目1の一般被保険者療養給付費から目5の審査支払手数料まで、総額3,479万8,000円を増額いたしております。

下の枠の項の2の高額療養費につきましても、支出実績により目の1一般被保険者高額療養費、目の2退職被保険者等高額療養費、合わせまして総額449万4,000円を減額いたしております。

9ページをお開き願います。

上の枠の保険給付費の出産育児一時金につきましても、支出実績に基づき42万円を減額いたしております。

次の枠の後期高齢者支援金及びその下の枠の介護納付金につきましては、歳入でご説明しましたが、国庫支出金の療養給付費等負担金、普通調整交付金及び県補助金の財政調整交付金の補正に伴う財源の組み替えでございます。

次の8の保健事業費の項1特定健康審査等事業費につきましては、支出実績に基づきまして46万8,000円を減額いたしております。

同じく、保健事業の項の2保険事業費につきましても、支出実績に基づき目の2の疾病予防費を76万5,000円減額いたしております。

その下の諸支出金につきましても、支出の実績に基づき75万6,000円を減額しております。

予備費につきましては、歳入歳出予算の補正に伴い1,368万円減額補正をしております。

以上で、議案第24号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 7、議案第 24 号、専決処分事項（平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第 5 号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 7、議案第 24 号、専決処分事項（平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算〔第 5 号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 25 号 専決処分事項（平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第 8、議案第 25 号 専決処分事項（平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） それでは、議案第 25 号についてご説明申し上げます。

専決処分事項（平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経必要がありますが、緊急に国県支出金等の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書を添付しております。平成 29 年 3 月 31 日付けで専決処分をいたしております。

内容等のご説明につきましては、別途に配付しております補正予算（第 4 号）によりご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

専決第 3 号、平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕

平成２８年度美里町介護保険特別会計の補正予算〔第４号〕は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３８８万円を減額し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ１８億４、４１２万９、０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月３１日専決 美里町長 上田泰弘

今回の提案理由でございます。国県支出金、支払基金等の交付決定がありましたので、事業実績に伴う補正を行ったものでございます。

６ページをお願いいたします。

２の歳入につきましてご説明申し上げます。決算見込みに伴いまして、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料、節１第１号被保険者特別徴収保険料につきまして６０万円の減額補正を行っております。また、節２第１号被保険者普通徴収保険料につきまして３０万円の増額補正を行っております。

次の段をお願いいたします。

款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金につきまして、国庫支出金の交付額の確定により増額補正を行っております。

次の段をお願いいたします。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金から目３地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）までの補正につきましては、国庫支出金の交付額の確定により増額補正を行っております。

また、次の下の段、目４介護保険災害臨時特別補助金につきましては、熊本地震による保険料、利用料減免に対する財政支援によるもので、６７万７、０００円を計上しております。

続きまして、７ページをお願いいたします。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金及び目２地域支援事業交付金につきまして、支払基金交付金の交付額の確定により増額補正及び減額補正を行っております。

続きまして、款５県支出金、項２県補助金、目２地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）につきましては、県支出金の交付額の確定により増額補正を行っております。

次の段をお願いいたします。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目５その他一般会計繰入金につきましては、

実績により 14 万 1,000 円の減額補正を行っております。

8 ページをお願いいたします。

3 の歳出につきましてご説明申し上げます。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 3 在宅医療・介護連携推進事業費から、次の段の款 3 地域支援事業費、項 4 その他諸費、目 1 審査支払手数料までの予算につきましては、国県支出金及び支払基金交付金等の増減による財源の組み替えを行っております。

次の段をお願いいたします。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金につきましては、財源の調整のため 373 万 9,000 円の減額補正を行っております。

続きまして、次の段をお願いいたします。

款 1 総務費、項 3 介護認定調査費、目 1 介護認定調査費につきまして、実績により 14 万 1,000 円の減額補正を行っております。

続きまして、9 ページ及び 10 ページをお願いいたします。

9 ページの款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等給付費から、10 ページの最後の段の款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 2 任意事業費までの予算につきましては、国県支出金及び支払基金交付金等の増減による財源の組み替えを行っております。

以上で、議案第 25 号のご説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 8、議案第 25 号、専決処分事項（平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第 4 号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第8、議案第25号、専決処分事項（平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算〔第4号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第9 議案第26号 専決処分事項（平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第26号、専決処分事項（平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第26号についてご説明いたします。

専決処分事項（平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるが、分担金及び負担金等の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第4号の専決処分書でございます。平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

続きまして、別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第4号、平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕

平成28年度美里町の砥用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算〔第6号〕は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,616万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決 美里町長 上田泰弘

4ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

分担金負担金におきましては、給水工事分担金につきまして、実績により29万円の減額としております。

次に、使用料手数料の総務手数料におきましても、材料検査手数料、督促手数料など、合計1万円を減額しております。

最後に、諸収入の給水工事受託事業収入につきましては、新規加入が2件の実績となりまして、9,000円を減額しております。

以上、歳入につきましては、総額30万9,000円の減額となっております。

次に、5ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費におきまして、需用費の消耗品不用額7万2,000円を減額しております。役務費につきましては、量水器撤去、改修手数料の不用額10万5,000円の減額をしております。工事請負費につきましても、西部地区拡張給水工事不用額13万2,000円を減額しております。

以上、歳出におきまして、総額30万9,000円の減額となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第26号、専決処分事項（平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第6号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 9、議案第 26 号、専決処分事項（平成 28 年度美里町
砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第 6 号〕）の報告及び承認を求める
ことについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 27 号 専決処分事項（平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水
道事業特別会計補正予算〔第 5 号〕）の報告及び承認を
求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第 10、議案第 27 号、専決処分事項（平成 28 年度美里
町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第 5 号〕）の報告及び承認を求め
ることについてを議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第 27 号についてご説明いたします。

専決処分事項（平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算
〔第 5 号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度美里町砥用東部地区簡
易水道事業特別会計補正予算〔第 5 号〕について別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは、地方自治法第 96 条第 1 項の規定
により議会の議決を経る必要があるが、一般会計繰入金等の補正を行う必要が生
じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第 179 条第 1 項の規定によ
り専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるも
のでございます。

次のページをお開き願います。

専決第 5 号の専決処分書でございます。平成 29 年 3 月 31 日に専決処分をいた
しております。

続きまして、別冊の補正予算書の 1 ページをお開き願います。

専決第 5 号、平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算
〔第 5 号〕

平成 28 年度美里町の砥用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算〔第 5 号〕
は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 2 万
6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,138 万

3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴いまして、一般会計繰入金について32万円の減額としております。諸収入におきましては、給水工事受託事業収入、新規加入が1件の実績となり、10万6,000円を減額しております。

以上、歳入におきましては、総額42万6,000円の減額となっております。

次に、5ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費におきましては、需用費の消耗費、光熱水費など、不用額合計23万4,000円を減額いたしております。工事請負費につきましては、給水工事の不用額10万5,000円を減額しております。原材料費につきましても、管財継手ほかの不用額8万7,000円を減額しております。公債費の元金につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上、歳出におきましても、総額42万6,000円を減額しております。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第27号、専決処分事項（平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第10、議案第27号、専決処分事項（平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第11 議案第28号 専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第11、議案第28号、専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第28号についてご説明いたします。

専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるが、一般会計繰入金の減額並びに職員手当等の減額補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第6号の専決処分書でございます。平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

続きまして、別冊の補正予算の1ページをお開きください。

専決第6号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕

平成２８年度美里町の生活排水特別会計の補正予算〔第５号〕は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４８５万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億９，０２２万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２９年３月３１日専決 美里町長 上田泰弘

３ページをお開きください。

「第２表 地方債補正」でございます。前回まで、災害復旧事業費を浄化槽市町村整備推進事業費に含めて計上しておりましたので、起債の目的に応じた災害復旧事業の起債限度額の５８０万円の追加を行い、浄化槽市町村整備事業の起債限度額を２，３５０万円に変更を行っております。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

次に、５ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

使用料及び手数料におきまして、浄化槽の使用料滞納繰越分につきまして、実績により８万２，０００円を増額しております。浄化槽市町村整備推進事業手数料につきまして２万１，０００円を増額としております。また、繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出事業費の減少に伴い４０５万３，０００円を減額しております。町債につきましては、災害復旧事業債を９０万円の減額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

６ページをご覧ください。

一般管理費におきまして、人件費の給料、職員手当等、共済費につきまして、不用額の合計２０８万１，０００円の減額となっております。需用費の修繕料につきましては、不用額の９０万円を減額しております。委託料の浄化槽清掃管理委託料につきましても、不用額の１６万９，０００円の減額をしております。また、事業費の工事請負費におきましては、事業実績による不用額の１７０万円を減額しております。

以上で、議案第２８号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第28号、専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第11、議案第28号、専決処分事項（平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算〔第5号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第12 議案第29号 専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第12、議案第29号、専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますが、年度末に確定した後期高齢者医療保険料納付金等について、緊急に補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余

裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第7号の専決処分書でございます。平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

続きまして、別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第7号、平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕

平成28年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算〔第2号〕は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ553万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,850万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、2の歳入でございますが、後期高齢者医療保険料の実績につきましては、保険料の収納実績に基づきまして396万8,000円を減額いたしております。

次の枠の繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金につきましては、決定額によりまして156万5,000円を減額いたしております。

5ページをお開き願います。

3の歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の決定によりまして629万7,000円を減額いたしております。その下の保険料還付金につきましても、支出実績に基づきまして9万5,000円を減額いたしております。予備費につきましては、歳入歳出予算の補正に伴いまして85万9,000円を増額いたしております。

以上で、議案第29号についてご説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第12、議案第29号、専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第12、議案第29号、専決処分事項（平成28年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算〔第2号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第13 議案第30号 専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第13、議案第30号、専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。中嶋税務課長。

○税務課長（中嶋春彦君） 議案第30号についてご説明いたします。

専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、美里町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。条例を制定するときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会の招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第8号の専決処分書でございます。平成29年3月31日に専決処分したものでございます。

次のページをお開きください。

美里町税条例の一部を改正する条例

美里町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文でございますが、今回の改正につきましては、地方自治法、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成29年3月31日に公布され、翌日4月1日に施行されたことによりまして、美里町税条例を改正するものでございます。

内容につきましては、別途配付いたしております新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開きください。

美里町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますが、左が改正前、右が改正後、またアンダーラインのところが改正及び追加としたものでございます。改正後のほうでご説明いたします。

1ページから2ページ前段まで、第33条第4項及び第6項につきましては、町民税に伴います特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確にしたもので、法律改正にあわせた規定の整備及び但し書き以降を追加・改正したものでございます。

2ページでございます。2ページの中程、第34条の9につきましては、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきまして、第33条の改正に伴います規定の整備となっております。

2ページ後半から5ページ中程まで、第48条につきましては、法人の町民税の申告納付、5ページ後半から7ページ前半部分まで、第50条につきましては、法人の町民税に係る不足額の納付手続について、それぞれ延滞金の計算の基礎となる期間について、法改正にあわせた規定の整備でございます。

7ページです。7ページ中程の部分、第61条第8項でございますが、震災等により滅失等をした償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について、法規定の新設及び法改正にあわせた規定の整備でございます。滅失等をしたものに代わり、取得または改良した償却資産について、4年度分の固定資産について、その課税標準となる価格の2分の1の額とするものでございます。

同じく7ページ、第61条の2につきましては、児童福祉法の規定により、保育事業認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準となる価格について、法の規定の範囲内において特例措置を町独自に規定することができるとされたため、新規に追加したものでございます。第1項については家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業でございますが、それぞれ2分の1といたしております。

7ページ後半から8ページ前段部分ですが、第63条の2につきましては、法改正にあわせた規定の整備となっております。

8ページでございます。8ページ中程から10ページまで、第63条の3につき

ましては、震災等によります被災住宅用地に伴う共用部分の按分の方法について、また 10 ページの第 74 条の 2 につきましては、被災住宅用地の申告について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後 4 年度分に限り、それぞれ特例の適用を定めたもので、法改正に伴い規定の追加及び整備を行ったものでございます。

11 ページです。11 ページ、附則第 5 条につきましては個人町民税所得割に伴う控除対象配偶者の定義の変更、附則第 8 条につきましては肉用牛売却に係る町民税の特例の 3 年間の延長、附則第 10 条につきましては固定資産税の課税標準に係る読替規定について、それぞれ法改正にあわせた規定の整備でございます。

12 ページでございます。12 ページから 13 ページ前段まで、附則第 10 条の 2 につきましては、固定資産税の課税標準の特例、法の規定の範囲内において、町で課税標準の特例割合を定めることとされたもの、いわゆる我が町特例に係るものでございます。第 7 項から、13 ページ第 16 項までは不要規定の削除又は法改正にあわせた項番号の修正、第 17 項につきましては特定事業所内保育施設について特定割合を 2 分の 1 とし、第 18 項につきましては都市緑地法等の一部を改正する法律の施行にあわせ特定割合を 3 分の 2 としたもので、それぞれ法改正にあわせて規定の整備・新設をしたものでございます。

13 ページでございます。13 ページの中程から 17 ページ前段まで、附則第 10 条の 3 につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減免に係る申請手続きについて、規定の整備及び新設を行ったものでございます。

17 ページでございます。17 ページから 18 ページ中程まで、附則第 16 条につきましては軽自動車税のグリーン化特例、軽課について適用期限を 2 年間延長し、18 ページ後半から 19 ページ中程まで、附則第 16 条の 2 につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について、それぞれ法改正にあわせた規定の整備等となっております。

19 ページでございます。19 ページ後半から 20 ページ中程まで、附則第 16 条の 3 につきましては、上場株式に係る町民税の課税の特例について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したもので、法改正にあわせた規定の整備等となっております。

次の 20 ページでございます。20 ページ中程から 21 ページ中程まで、附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長するもので、法改正にあわせて規定の整備を行ったものでございます。

21ページでございます。21ページ中程から22ページ前段まで、附則第20条の2につきましては特例適用配当等に係る所得について、22ページ中程から23ページまで、附則第20条の3につきましては条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項等を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したもので、法改正にあわせた規定の整備等となっております。

24ページでございます。24ページから25ページにつきましては、附則第5条による改正でございますが、軽自動車の種別割に伴います軽自動車税の読替規定でございます。平成26年美里町条例第16号、税条例の一部を改正する条例、附則第6条につきまして、法改正にあわせて規定の整備を行ったものでございます。

26ページでございます。26ページから28ページまでにつきましては、附則第6条による改正でございます。平成28年美里町条例第22号につきまして、附則第16条の改正にあわせて規定の整備等を行ったものでございます。

改正条文のほうにお戻りください。

7ページでございます。下から11行目、附則でございます。施行期日としまして、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとして、第1号から第4号までそれぞれの施行日を示したものでございます。

8ページです。8ページ、第2条につきましては町民税に関する経過措置、同じく第3条につきましては固定資産税に関する経過措置、9ページの第4条につきましては軽自動車税に関する経過措置でございます。

9ページ第5条及び10ページの第6条につきましては、先ほど新旧対照表で説明いたしました部分でございます。

以上で、議案第30号につきましてご説明を終了させていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、議案第30号、専決処分事項（美里町税条例の一部を改正する条

例)の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第13、議案第30号、専決処分事項(美里町税条例の一部を改正する条例)の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第14 議案第31号 専決処分事項(美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の報告及び承認を求めることについて

○議長(中川政司君) 日程第14、議案第31号、専決処分事項(美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長(向山照美君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

専決処分事項(美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、条例を制定するときは、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、地方税法施行令などの一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されたことに伴いまして、美里町国民健康保険税条例を早急に改正する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。専決第9号の専決処分書でございますが、平成29年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、第２３条の改正規定でございますが、説明資料として提出させていただいております新旧対照表により説明させていただきます。

別紙の新旧対照表をご覧ください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。

今回の改正は、第２３条の国民健康保険の減額の条文の１項の第２号及び第３号の改正になります。第２号につきましては、国民健康保険税の５割軽減の対象となる世帯の所得合算額の上限を定めたものでございますが、１人当たりの加算額を２６万５,０００円から２７万円に引き上げ、軽減枠を拡大するものでございます。同条第３号の改正につきましては、２割軽減の対象となる世帯の所得合算額の上限について、１人当たりの加算額を４８万円から４９万円に引き上げるものでございます。

次に、議案書をお開き願います。

附則でございますが、施行期日第１項、この条例は平成２９年４月１日から施行する。第２項につきましては、改正後の美里町国民健康保険税条例の規定の適用区分を定めたものでございます。

以上で、議案第３１号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１４、議案第３１号、専決処分事項（美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１４、議案第３１号、専決処分事項（美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案の

とおり承認されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 32 号 専決処分事項（平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第 15、議案第 32 号、専決処分事項（平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第 32 号についてご説明いたします。

専決処分事項（平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、条例を制定するときは、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がございますが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本議案につきましては、平成 28 年の熊本地震で被災された国民健康保険の被災者の被保険者の方の国民健康保険税の減免を実施した場合の国・県の財政調整についての詳細が 3 月末に得られたことにより、平成 29 年 4 月 1 日を基準日として賦課されます国民健康保険税の減免について、平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を早急に改正する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第 10 号の専決処分書でございます。平成 29 年 3 月 31 日に専決処分をいたしております。

次のページをお開き願います。

平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正点につきましては、説明資料として提出させていただいております新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の新旧対照表をご覧ください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。

第5条が国民健康保険税の減免になっております。

今回の改正は、1ページの5条の次に、2ページ目になりますが、第5条の2としまして、減免措置の延長の特例を新設するものでございまして、平成29年度に賦課します国民健康保険税のうち、4月1日から9月30日までの6カ月分の算定額につきましては、5条の1の規定を準用し、減免をするものでございます。

議案書にお戻り願います。

附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、議案第32号、専決処分事項（平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第15、議案第32号、専決処分事項（平成28年熊本地震に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第16 議案第33号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）

日程第 17 議案第 34 号 平成 29 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 35 号 平成 29 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 36 号 平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（中川政司君） 日程第 16、議案第 33 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）から日程第 19、議案第 36 号、平成 29 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程 16、議案第 33 号から日程第 19、議案第 36 号までの 4 案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号から議案第 36 号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定いたしました。

それでは、議案第 33 号から議案第 36 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 33 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） それでは、議案第 33 号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお開き願います。

議案第 33 号、平成 29 年度美里町一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度美里町の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,085 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92 億 3,785 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 6 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。公共土木施設等単独災害復旧事業債（震

災分)につしまして、限度額４２０万円から８４０万円に変更するものであります。

７ページをお開き願います。

２の歳入でございます。一番上の枠でございます。目の１総務費国庫補助金の説明欄でございます。二つ目の地方創生推進交付金につしましては、財源の組み替えになりますが、産業連携推進事業の財源とするため１００万円を計上いたしております。

次の枠でございます。目の４農林水産業費県補助金の説明欄でございます。青年就農給付金につしましては、県の要綱の改正により名称が変更になりましたので、１，３５０万円を減額し、新たに農業次世代人材投資事業補助金として１，３５０万円を計上いたしております。

次に、同じ枠の説明欄の一番下でございます。農村地域防災減災事業補助金につしましては、ハザードマップ作成業務に充当する財源としまして４８０万円を計上いたしております。

次に、下から二つ目の枠でございます。目の１基金繰入金の財政調整基金繰入金につしましては、不足する財源に充当するため９５２万８，０００円を増額いたしております。

次に、８ページでございます。目の７災害復旧債の説明欄でございます。公共土木施設等単独災害復旧事業債（震災分）につしましては、４２０万円を増額いたしております。

９ページをお開き願います。３の歳出でございます。一番上の枠の三つ目でございます。目の７情報推進費の１３節委託料２００万円につしましては、国の補助事業を活用するため、節の１５工事請負費、観光施設等無線ＬＡＮ設備移設及びフリーＷｉ－Ｆｉ環境整備工事の４１０万円を減額し、公衆無線ＬＡＮ環境整備事業設計監理業務委託料として２００万円を新たに計上するものでございます。

次に、１０ページをお開きください。上から二つ目の枠でございます。目の１災害救助費の災害扶助費につしましては、火災等における扶助費といたしまして１０万円を増額いたしております。

次に、一番下の枠でございます。上から三つ目です。目の４農業振興費でございます。説明の欄の一番上、青年就農給付金、それからその次の農業次世代人材投資事業補助金につしましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、名称の変更に伴う組み替えでございます。

その下の説明事項でございます。経営体育成支援事業補助金につしましては、機器の導入等に係る補助金１２５万６，０００円を増額いたしております。

次に、その下です。目の6農地費の説明欄でございます。農村地域防災減災事業、ハザードマップ作成業務委託料につきましては、ため池2カ所を対象といたしまして490万円を増額いたしております。

次のページをお開き願います。上から一つ目の枠でございます。目の4林道維持費でございます。12節の役務費の林道土捨場用地立木伐採作業手数料、13節委託料の林道土捨場用地整備測量設計業務委託料、節の22補償補填及び賠償金の林道土捨場用地立木等補償費につきましては、林道災害の土捨場用地確保のための関連費といたしまして、それぞれ計上いたしているところでございます。

次に、下から二つ目の枠でございます。目の2教育振興費の節の13委託料につきましては、県の事業の内示によりまして19節の負担金補助金及び交付金の芸術鑑賞補助金（低用小分）を15万1,000円減額いたしまして、新たにいきいき芸術体験教室事業委託料として8万円を計上いたしております。

次に、12ページでございます。上から一つ目の枠でございます。目の2公民館費の節の19負担金補助金及び交付金でございます。自治公民館再建支援事業補助金（震災分）につきましては、中園コミュニティセンターの地盤復旧事業の補助金といたしまして421万3,000円を増額いたしております。

以上で、議案第33号の説明について終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

次に、議案第34号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第34号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第34号、平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,601万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

上の欄ですが、2の歳入でございます。一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳出の賦課徴収費の委託料の増額に伴い、同額の42万2,000円を増

額したものでございます。

次の下の欄でございます。３の歳出でございますが、国保税システム、減免の改正によりますシステムの改修が必要になり、改修委託料としまして４２万２,０００円を計上したものでございます。

以上で、議案第３４号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第３４号の内容説明を終わります。

次に、議案第３５号、平成２９年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） それでは、議案第３５号の説明をさせていただきます。

別冊の補正予算１ページをお開き願います。

議案第３５号、平成２９年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

平成２９年度美里町の砦用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５２万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４,３０８万３,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年６月１３日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の増加に伴い５２万５,０００円の増加としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費におきましては、人事異動に伴いまして人件費の職員手当等につきまして合計５２万５,０００円を増額しております。

以上で、議案第３５号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第３５号の内容説明を終わります。

次に、議案第３６号、平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第３６号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。

議案第36号、平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
平成29年度美里町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,891万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

上の枠が2の歳入、その下の枠が3の歳出でございますが、関連いたしますので、歳出のほうから説明いたします。

歳出の款の諸支出金の目1の還付金と目2の還付加算金の補正でございます。このことにつきましては、後期高齢者医療制度の発足以来、後期高齢者医療広域連合電算システムの設定に誤りがあり、一部の被保険者について保険料の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたことが判明しました。美里町では、その影響を受けた方が8名ほどおられ、保険料の減額対象となり、還付金とその加算金としまして29万1,000円の補正が必要になったものです。

続きまして、歳入でございますが、歳出しました還付金及び還付加算金については、後期高齢者医療広域連合より市町村のほうに支払われますので、同額を諸収入として増額補正したものでございます。

以上で、議案第36号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

—————○—————

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会とし、この後、午後2時15分より、各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会とし、この後、午後2時15分より、各常任委員会を委員長の指示により開いていただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が

第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明日14日水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会をいたします。

—————○—————

散会 午後2時03分

第 2 号

6 月 1 4 日（水）

平成29年第2回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月14日（水）

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番 （1） 4番 濱 田 憲 治 議 員
順 番 （2） 6番 松 永 正 憲 議 員
順 番 （3） 3番 坂 田 竜 義 議 員
順 番 （4） 10番 福 田 秀 憲 議 員

2. 出席議員（12名）

1番 光 井 博 幸 君	2番 今 田 政 行 君
3番 坂 田 竜 義 君	4番 濱 田 憲 治 君
5番 上 田 孝 君	6番 松 永 正 憲 君
7番 吉 田 美 好 君	8番 渡 邊 義 文 君
9番 上 村 則 幸 君	10番 福 田 秀 憲 君
11番 吉 田 起 登 君	12番 中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君	副 町 長 上 田 隆 信 君
教 育 長 吉 永 公 力 君	総 務 課 長 吉 住 慎 二 君
企画情報課長 大 西 茂 君	税 務 課 長 中 嶋 春 彦 君
住 民 課 長 向 山 照 美 君	福 祉 課 長 中 村 武 志 君
健康窓口課長 山 田 輝 臣 君	経 済 課 長 宮 寄 幸 仁 君
林務観光課長 下 田 幸 輔 君	建 設 課 長 長 井 寿 浩 君
水道衛生課長 北 島 浩 徳 君	会 計 課 長 田 上 和 則 君
教 育 課 長 倉 田 辰 実 君	

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 繁 君 書 記 津 田 里 美 子 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

広報掲載のために、広報担当者の那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

4番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○4番（濱田憲治君） 議長。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 4番、濱田でございます。通告にしたがいまして、質問をさせていただきますと思います。

今議会は、新しく課長さんになられた方が8名おられます。答弁される新課長さんは花の舞台であり、どうか前例踏襲ではなく、新しい考え方を持っていただき、未来への美里づくりを共に議論していければと思っております。

それでは、質問に入ります。始めに、熊本地震での復興についてお尋ねをいたします。

今回の質問は、災害公営住宅建設に絞ってお尋ねいたします。平成29年度一般会計予算で、工事請負費として災害公営住宅建設工事費として1億7,000万円の予算を確保されております。内容としましては、砥用地区に5棟、中央地区に5棟、合計10棟を建設するという説明がっております。美里町でも仮設住宅に入居されて、やがて1年が経過しようとしております。この仮設住宅に入居できる期間は原則、県から町へ引き渡されて2年間あります。すでに自宅を再建され、退去された方もおられると聞いております。しかし、まだ生活再建の目途が立っておられない被災者も多くおられることだと思っております。期限は2年間とされていますが、熊本県知事も「期限がきたからと追い出すことはしない。」という発言をされております。このような中で被災自治体も、今後、災害公営住宅建設を進めていくようになります。

昨年、経済建設常任委員会では、長野県の栄村を訪れました。東北大震災3月11日の次の日にみまわれた地震で、多くの家屋が全壊になられ、家屋を失われた村

でございます。その視察の中で、災害公営住宅の話もあり、当時、役場の職員さんであられた方が、現在は村長を務めておられました。「災害公営住宅を建設したが、住民の要望を取り入れることにより、集約して建設ができなかったことを今では後悔している。」と話をされておりました。話では、高齢化の方々が多く入居され、今後入居者が亡くなられたあとの活用が難しいなどの問題が残っていくことを懸念しておられたところです。「やはり利便性のよい地域に、この災害公営住宅は集約することが建設にあたり重要な要素ではないか。」と、問題提起をいただいたところでございます。

さて、美里町で建設される災害公営住宅の入居要件や、建設地要件、また建設にあたっては、熊本型復興住宅などの要件を設けておられるのか。また、今後、10棟以上の希望が寄せられた場合、どのように対応されていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

今回、本町では10戸の災害公営住宅を建設する計画になっておりますが、これに対しての各要件等のご説明を申し上げます。

まず、最初に、入居要件ですが、災害により滅失、全壊した住宅に居住されていた方が対象となります。大規模半壊、半壊であって解体を余儀なくされた方も対象となっております。

また、建設要件ですが、建設地の要件につきましては特に基準はありませんが、高齢者等が多いことを考慮して、商店街の中心部や交通の便を考慮して計画しております。なお、土石流警戒区域での建設も、警戒避難体制等の整備を行えば可能となっております。また、建設要件につきましては、公営住宅建設に公営住宅法に基づいて建設を行っていきます。なお、3年後から一般入居が可能となることを見越した計画にする必要があると考えております。これにつきましては、今後の設計の段階で調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今の建設課長のほうから説明がございましたけども、やはり一番考えなければいけないのはその利便性だというふうに思っています。高齢者の方が多く今入居、仮設住宅にされておりますので、先ほど説明がありましたが、商店街であったり、あるいは公共の施設であったりですね、あとは交通、こういった要因をですね、しっかりと考えて、利便性がいい所にやはり災害公営住宅を建設していくように考えなければいけないというふうに思っているところでございます。

なお、議員がおっしゃいました、例えば、今10軒しか建てる計画はないけども、それ以上増えたらどうするんだというような話でございますが、確かに美里町におきましては、すべて木造住宅で整備をさせていただきましたので完成が遅れました。他の自治体に比べたらですね、遅れました。そういった意味では、非常に入居されている皆さんにはご不便をお掛けしたところでございます。しかしながら、見ていただければ分かりますように、本当に素晴らしい仮設住宅が建っております。そういった意味では、仮設住宅を退去されたあと、その仮設住宅をどう活かしていくかということも、これは一つの課題になってまいります。そういった意味で、そういった意味ではですね、県の蒲島知事のほうからも「現在の仮設住宅については、その役目を終えたあとは、町に譲渡します。」というような意向を持っているというふうに伺っております。持っていらっしゃるというふうに伺っておりますので、現在の仮設住宅をですね、改修等させていただいて、予備の災害公営住宅として、その時は使用させていただければというふうに思っております。いずれにしても、まだ入居されて1年経っておりませんし、ご高齢であったり、あるいは一人暮らしであったりで、これからやっとなんかのことを考えられるという方も大勢いらっしゃるのではないかと思います。そういった意味では、10軒で足らなければ、今の仮設住宅をいろんな意味で利用させていただいて、そういった方のニーズにも応えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 半壊以上の方が、認定された方がこの公営住宅には入居できるというようなことと、利便性のよい地区に建設をしたいという思いを聞かせていただきました。また、10戸以上希望があったときには、仮設住宅をリフォームして、そこを災害住宅に充てるというようなことでございます。

経済的にですね、本当にもう高齢になり、経済的だったりとかいろいろな方がおられると思いますので、できるだけ被災者の人に寄り添ったかたちで、この公営住宅の建設をしていただければと思っております。

簡単に10軒で1億7,000万ということになりますけども、単独で建てられるような計画なのか、またアパート的なような要素も考えておられるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まだ何もないければ、まだ未確定であるということでも結構でございますけども。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この予算に関しましては、国のほうからのですね、補助が確かでございます。確か4分の3だったろうと思います。これは被災の程度によってですね変わってまいります。例えば、全壊世帯がもっと美里よりも多い自治体になって

きますと、その補助率は嵩上げをされますが、美里町は確か4分の3だったのではないかと、これははっきり今覚えておりませんが、ただ、この建設に当たりましては、県のほうにですね、委託をし、仮設住宅と同じような考えです。県のほうに委託をし、県のほうで整備をしていただくというような今方向で考えているところでございます。じゃあ、町の意見といいますか、思いが組み込まれないかといえそうではなくてですね、しっかりと県のほうと話し合い、打合せをさせていただきながら、施工は県が担当していただくというような形になるというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 県が造っていくような形で、町と共同してされるということでございます。例えばこの予算、1億7,000万、土地を新しく求めていくことも考えられると思いますが、それはそれで、また別の予算を組み上げられるというようなことで、理解をしてよいのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この災害公営住宅の敷地、宅地につきましてはですね、これかなりいろんな自治体も国に対して要望活動を行いました。それは、災害公営住宅を建てるのであるから、その助成、補助をしてほしいと。土地の取得に関してはですね。やはり町営の土地がもう、今仮設住宅で埋まっていますね、新たな土地を求めなければいけないという自治体が、熊本県でもかなりの数ございまして、そういった意味では、新しい土地を求めなければいけないので助成をしてほしい、補助をしてほしいという話を、要望を国のほうにもしたんですが、これは最終的には、災害公営住宅は家賃を取るのです、その家賃でその土地の取得を賄っていかなければいけないという考えで、要はそれぞれの自治体の手出しをしなければならないということになったわけでございます。

今回の1億7,000万の予算に関しましては、災害公営住宅の建設の費用でありまして、その土地の取得に関しては、まだ計上させていただいていない、今交渉をさせていただいている状況でありますので、まだ計上していないという状況でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 内容については、十分に分かりましたので、建設に当たりましては、早めに、できるだけ早めに建設を着工していただき、完成をされて、そして被災者の方が入居できる環境づくりに進んでいただければというところに思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。次の質問は、地方創生について3点

お尋ねをいたします。

まず、空き家バンクの現状と課題についてをお尋ねしたいと思います。

熊本地震で多くの家屋が損傷を受け、解体をいたる所でされております。景色がまるで変わった地区もあり、震災の爪跡を感じる所も多く見受けられるようになりました。その中には、空き家バンクに登録しようとしていた物件もあったかもしれませんが。こうした状況ではございますが、私の知り合いや、同僚の議員さんの中からも「住める家があれば紹介してほしい。」と言われております。空き家は多く見受けられますが、貸せる物件はなかなか見つかりません。貸せない理由は何だろうかと考えております。家具類がそのまま家に残っておることや、仏壇があるとか、様々な要因が考えられることだと思います。しかし、そのまま空き家であれば、住んでいない家屋は早く傷みが発生し、朽ち落ちることにもなりますので、この問題点をいかに克服するかが鍵となるのではないのでしょうか。

また、貸出しをするにはリフォームが必要な部分もあり、予算的なところから諦められている所も多くあると思っております。私の親戚にも空き家があり、家具類はそのままで、水回りをリフォームしないと貸し出せないのが現状であります。多くの物件が、予算的なことが一番の問題だと感じております。これからは、経済的な支援も考え、一人でも町外から移住を促進する環境づくりを整える必要があるのではないかと思います。この空き家バンクの現状と課題について、現況の報告を求めたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

まず、空き家バンクの現状でございますが、空き家バンク制度は、平成27年10月に制度を開始しましたが、これまでに登録の申し込みが13件、登録を行った物件が5件、うち成約した物件が2件、所有者自身で個人的に借主を見つけたいなどの理由で、登録を取り消された物件が1件、熊本地震により空き家が被災し、登録を取り消した物件が1件、現在登録中の物件が1件でございます。また、事前調査の結果、登録に適さなかった物件が4件、登録前に申し込み取り消しの希望があった物件が2件、残りの2件は現在調査中でございます。

また、課題といたしましては、制度についての認知度が低いこと、今も定期的に帰ってこられること、他人に貸すことへの抵抗感、経年損耗等による改修の必要性、家具・家財等の整理などが考えられます。

また、熊本地震後の特殊事情としまして、空き家の被災や、被災された他市町村の方、こういった方々が美里町内の親戚等の空き家等へ転居されていることによる利用、こういったことなども考えられているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 現状をお聞きしました。思ったよりも登録数は少なく、利用しておられるのも少ないというようなところでございます。加えて、熊本地震でやはり損傷をされて、それがなかなかリフォームだったり資金的な面がやはり大きく乗っかかっているのかなと思うところも感じたところです。

しかしながら、この空き家は今からもずっと出てくるようなことになりますので、この空き家バンクをいかにして立ち上げていくのが、私は重要なプランだと思っております。他の自治体を見ますと、成功をしておられる自治体もあられますので、ぜひともそのところを学んでいただいて、この空き家をうまく活用し、そして一人でも多くの移住の方々が美里に受け入れができるような環境づくりが必要ではないかと思っております。

しかしながら、経済的なところでも難しいということであれば、なかなかこの制度はうまく回っていかないのかなと、今聞いていて思ったところでございます。

町長におかれましては、この空き家バンクについては、もうちょっとどぎゃんかしていかなければいけないとか、何か感想でもよろしいですので、何かありませんでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） やはりこの空き家バンクに関してましては、いろんな自治体もですね、苦慮されているところだと思います。先ほど担当課長のほうから説明もありましたけども、中にある物をどうするかとか、やっぱり仏壇等があつてなかなか貸せない、年に1回は帰ってくるのだというふうな方もいらっしゃる。そういった意味では、そのへんをクリアしていくことが、先に進む大きな要因ではないかなと思っております。仏壇とは離れますけども、空き家の改修費であったり、不要物の撤去費に対する補助制度を創設できないかということで、現在要綱の整備等も含めて検討をしているところでございます。まだまだ予算的なものとかは決まっておられませんけども、まず一步進むために、中にある物をどうするんだとか、そういった、あとは傷んでいる所を改修したら貸せるんじゃないかとか、そこらへんをクリアするための制度ができないかということで、現在検討をしているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 行政のほうも、もう一步踏み込んだ先まで考えておられるということになっておられますので、ぜひその制度設計をしていただいて、そして今後は空き家の対策に経済的な支援をしていただければ、もっともったこの空き

家バンクの意義が上がっていくものだと思いますので、できる限りの考え方をまとめていただいて、ご提案をしていただければと思っております。

次に、定住・移住に対する係の新設についてをお尋ねをしたいと思っております。

先ほど空き家バンクの現状と課題をお尋ねし、いかにして課題を解決するかが重要であるかと感じました。現在では企画情報課の中で政策企画係が空き家バンクをはじめ、まちづくりのことや企業誘致など、多くの係を担っておられます。町が地方創生過疎化交付金、総額で1,256万円を活用され、町の予算と合わせて総額で1,369万5,000円を予算化され、観光アプリ「みさとっぷ」や「町PR動画」をつくれ、全国へ発信をされております。観光アプリは、観光施設や店舗の検索機能、くまモンと一緒に記念写真が撮れる記念撮影機能、御坂遊歩道3,000段の石段を上るのに要した時間などの機能、フォレストアドベンチャーの案内機能など多くの機能を有しており、町の観光地等をPRし、交流人口の増加を促すようなアプリであり、良いものができあがっていると思っております。町PR動画「恋する美里」は、町の魅力発信と知名度向上による観光客、移住定住希望者等の誘致増加を図ることを目的として作成されています。全国の方に美里をまず知っていただくきっかけづくりになり、美里町が観光地や移住候補地の一つになるきっかけを期待されておるところでございます。この動画は、全国で多くの方々に見られ、一時は500本ある中で3位まで閲覧されている状況で、美里の魅力を十分に発信されていることだと思っております。今後、交流人口の増加と移住先を美里町に選ばれていけるように、さらに努めなければならないと思います。町の情報発信は、うまく発信しつつありますが、対応する受け口が不十分であるならば、絵に描いた餅ではないでしょうか。PR動画は専門の会社に委託し、町と連携されできたものだと思います。このように専門性がある会社が取組みまれたことにより、クオリティが高く、多くの人に見られる画像になっているのではないのでしょうか。美里町のことなら我々町民や、そして行政の職員の方々が多くのことを知っている人だと思います。空き家バンクの課題を一つずつ解決し、1件でも多くの空き家を利用できる環境をつくらなければならない状況であると考えます。移住定住を進めるならば、専門の係を新設し、一人でも多くの移住者を迎えることが必要ではないのでしょうか。熊本地震の復旧・復興で、他の自治体から応援を受けている状況ではありますが、数年後には必ずや必要となる係だと思います。美里の未来を描くためにも、新しい係の新設はできないのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 定住・移住に対する係の新設について、というご質問でございますが、確かに移住・定住を専門的にサポートしていく係等を新設できれば、人口

減少であったり地方創生の観点からも、これは理想であるというふうに考えます。

しかしながら、ご案内のとおり、現在美里町におきましては、熊本地震とそのあとの豪雨災害からの復旧・復興のために、他の自治体等に人的支援を要請している状況でございます。そのような状況の中ですね、今すぐに新たな系の創設というのは、現時点では非常に難しいと考えておりますけども、これから、例えば、まだ分かりませんが、そういう部署がですね、つくられれば、それはそれで非常に素晴らしいことだと思っておりますが、とにかく現時点では非常に人的に不足をしておりますので、難しい状況であるという状況でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○４番（濱田憲治君） 現時点ではマンパワーが足りない部分がありますので、厳しいというご返答でございます。そうならば、という考え方の話なんですけど、後ほど次の松永議員が質問されますが、地域おこし協力隊、この地域おこし協力隊の役割の中の一つとして、この移住・定住というテーマをもった方を、この美里町に呼び込んでいただいて、係ができるまで、そのことを前準備のようなかたちでできるならばなと私の中で考えたことでございます。地域おこし協力隊の中身は、若干知らない部分もありますけども、そういうことが可能であれば何かできていくんじゃないかなと思ったところでございます。次の議員の方が質問されますので、答弁は求めませんが、この地域おこし協力隊については、考えていくことも必要ではないかと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

行政と民間が共働で取り組む事業PPPや、PFIを取り入れた町営住宅等の建設について、お尋ねをいたします。

数日前、熊本県の自治体の中で、高齢化が高い自治体が発表されました。最も高いのは五木村であり、続いて山都町、そして美里町でございました。町村合併の影響もあると思いますが、熊本市に車で50分程度で通える距離でありながら、高い高齢化率でございます。町でも若者定住住宅地を造成したり、子育て支援も他の自治体にも負けない支援をしているものの、就職事情などで町外へ住まれる若い人も多いと言えます。この高齢化率の高いことは、町の一つの課題だと考えます。いかに美里の若い人たちを外に出さないように、職場の確保、町営住宅の新設も考えるべきだと思います。旧東南産業跡地には、サクラ化学工業が進出をされております。第二の企業誘致も、今後は目指さなければならないと思っております。国道218号線沿いの旧パチンコ店周辺の土地は、美里町の中でも一番魅力ある土地であると思います。この土地は民有地でありますけど、町の発展のためには企業誘致や、新しい商業施設、住宅地として活用されればと思っておられる町民の人も多いこと

だと思っております。

また、中央庁舎裏の仮設住宅の西側は町有地であり、若者定住住宅地として整備することも可能であります。また、現在ある町営住宅は建設から40年以上経過している所もあり、古い所から建て替える時期にもきている状況でございます。新しく建設する運びとなった場合、これまでの補助制度のつくりではなく、多くの自治体が入り入れられている行政が基本的な事業計画を立て、民間事業者は資金やノウハウを提供する方法、PFI方法や、行政と民間事業者が事業の計画段階から共同で事業を進めるPPP方式がございます。このPPP方式を取り入れた有名な自治体が、岩手県の紫波町にありますオガールプロジェクトです。JR駅前の町の土地を利活用するために、PPP方式を取り入れた事例でございます。JRと広大な町有地があったからの事例で、スケール的にはまねすることはできませんが、組み込まれた過程が重要だと思い、紹介をいたしました。年間多くの自治体から視察研修を受け入れられる自治体で、美里町でもこのオガールプロジェクトの建設過程や思いを学ぶことは大切だと思っております。今後、町営住宅の建て替えや、新しい町営住宅の新設が出てきた場合、PFI方式やPPP方式を取り入れた事業を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

町営住宅の建設につきましては、平成24年度に作成した公営住宅長寿命化計画を本年度見直しを行い、公共施設等マネジメント計画との調整を行い、計画的に建て直しを検討していく予定です。また、建設方法としては、今、議員がおっしゃられましたPPPやPFI方式など、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な、効果的な建設が行えるように、今後研修会や勉強会などに参加をし、検討していきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今説明がありましたが、このPPP、あるいはPFIを使ったですね、町営住宅等の整備というのは、やはり今の時代でありますので、もちろんしっかり考えていっているところでございますし、以前にもそういった質問もいただいております。今、おそらく熊本県では、長洲町あたりが非常に先進的な取り組みをされているのではないかと思いますし、現に九州の中でも、そういった自治体がありますので、視察をさせていただいたり、そういう研修にも参加をさせていただいたりしているところでございます。

これから、おっしゃいますように、例えば初期投資をですね、少なくして、家賃のところをしっかりと町が担保することで、民間の方が参入しやすいというようなや

り方であったり、いろんなやり方はあると思います。そういった意味では、PPPであったりPFIを念頭において、今後の整備というのものは考えていかなければいけないのではないかと考えております。

なお、先ほどパチンコ店跡の話もありましたが、議員がおっしゃいますように、あそこは民間の方が土地を所有していらっしゃいます。しかし、おっしゃいますように本当に素晴らしい、立地的にも素晴らしい場所でありますので、将来的に企業が来ていただいたりですね、やはり働く場というのは絶対に必要なことでございますので、企業が来ていただいたり、あるいは住宅用地として活用していただける、それはまた話合いが必要になってくると思いますが、そういうことができれば、町の発展にも大きく寄与できる、そういう土地じゃないかなと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 町営住宅については、建て替える時期になっておるということで、このPPP方式やPFI方式を念頭に検討していくというようなことでございます。財政が厳しいという中でも進んでいかなければならないこの問題だと思っておりますので、係におかれましては研修会等で、十分にスキルをとっていただいて、それを反映して建設にあたっていっていただければと思っております。

先ほど紹介しました岩手県の紫波町にあるオガールプロジェクトというのがございます。盛岡の傍に隣接するベッドタウンとなられる町でございますけれども、美里町にはないJRが通っていたり、広大な面積があるというような所で、物的には到底まねできない部分がございますけれども、その自治体が取り組んでこられた中身をですね、どうか町長には学んでいただいて、どうやってこういうのができてきたのかなというのを、感じ取られてもらいたいという思いで紹介をしたところでございますので、町長は宮城県の女川町とは近い関係で、うちの職員も行っておられますので、距離的にはそう遠くございませんので、ぜひとも岩手県のほうにも足を運んでいただいて、その視察をしていただければなと思っておりますけれども、このオガールプロジェクトについてとか、視察について何か考えをもっておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） このオガールプロジェクトは地方創生のいろんな本を読みましても、最先端の取り組みということでですね、いろんな本にも紹介をされております。そういった意味では、一度やはり今後のまちづくりを考えていく上でも、いろんな勉強をするのは必要だと思っておりますので、機会があれば視察をさせていただいて、学ばせていただければというふうに思います。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 町長も見に行ってくださいようなことになれば、我々議員も一度は足を運んでいきたいなと思っておりますので、勉強していきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

中央小学校周辺等の児童の安全確保についてを、お尋ねをしたいと思います。

中央小学校の西側を通る町道乙女線が、延長先である甲佐町船津地区が開通したことにより、以前より多くの車が通行するようになりました。大型車両も多く、益城橋へ下る場合、スピードも一段と速くなる状況です。下り坂を少し進めば、横断歩道や地区の公民館があり、児童や高齢の方々が乙女線を横断される状況にあります。このような中、町道乙女線沿線の下中郡区、馬場区、堅志田区の区長さんの連名で、町道乙女線速度規制に関する要望書を、5月26日に提出をされておられます。内容としましては、「宇城市方面から上益城方面への主要道路となり、交通量も想定を大幅に上回り、大型車両の通行も非常に多くなっている。速度も高速で走る車両も多く、カーブでも平気で追い越しをかける車両も数多く見受けられる。学校への通学路でもあり、安全確保のためにも速度規制を要望する。速度規制ができれば、追越し禁止等の措置をお願いしたい。」との内容であります。要望書にはありませんが、堅志田保育園は学童保育を実施されております。1年生から3年生までが、月曜日以外は子どもたちだけで堅志田保育園に通っておられます。児童は登校坂を下り、町道乙女線を横断し、堅志田の里道を通り、町道堅志田線を横断し、町道裏原大沢水線を通り、町営住宅の前から保育園へ通うそうでございます。小学校に聞きましたならば、月曜日は1年生の担任の先生も保育園まで送られて、1年生だけで通園する曜日では、担任の先生が町道乙女線を横断するのを確認して、学校へ帰られると聞きました。これまで大きな事故は発生していないと思いますが、学童保育が通る町道及び里道は道幅も狭く、また見通しの悪い所が多くあります。見通しの悪い所は、町道の改良工事で対処できますが、ドライバーには学校周辺の安全対策をとる必要があると考えます。町道乙女線を含む中央小学校周辺の児童及び高齢者の安全確保について、どのような考えをもっておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、地元からも要望書も挙がってきております。まずは現地を確認させていただきまして、学校、保育園、あるいは地元の区、そして警察等々の機関と協議をさせていただきたいというふうに思っています。なお、やはりおっしゃいますように、私その沿線に住んでいるんですが、夜

遅くでもですね、非常に多くの車がひっきりなしに往来をしておりますし、非常に大型車も通ります。そういった意味では速度規制、これを非常に強く前から地元からも要望を受けておりますけども、この速度規制に関しましては、すでに宇城署とは協議、あるいは要望をしているところでございまして、近いうちに現地調査を行われる予定であるというふうに聞いております。その他の、例えば町道等の見通しが悪い所等につきましては、簡易な例えば工事で済むような話であればですね、現場を確認させていただいて、やはり人の命に係わる話でございますので、できるだけ早く対応ができればというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○４番（濱田憲治君） 要望を受けられて、警察とも協議をされておるといふようなことでございます。プラス町道の改良ということは、そこもまた現地を視察させていただいて、見通しのよいようなかたちをとっていかなければいけないというふうなお話でございます。

それにプラスして、ゾーン３０というのがございます。各地区で学校の周辺では取り入れられている制度でございますけども、速度を３０キロ以内に制限するとか、標識を数多く付けるとか、道の外側線あたりに色付けをするとか、そういったことでそのエリアの中は、３０キロでございますよというふうなかたちがゾーン３０でございます。近い所では、宇土市にもこのゾーン３０は設定しておられますので、この町道乙女線から下の部分、特に学童保育に通る所は本当に曲がり曲がりて堅志田保育園まで行かれますので、ぜひともそのゾーン３０が適用できないのかなと個人的に思っておりますけども、教育課の視点からでも結構でございますが、このゾーン３０とか何か検討する値にならないかなと思っておりますけども、ご返答があればなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたゾーン３０というのは、いろいろな条件が必要だろうと思いますので、調べまして可能であれば一歩進めてみたいというふうに思っております。ほかの市町の状態も把握をして、調べていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど学童保育のことについてお話がございましたけども、先週、学校のほうに行きまして、ちょうど下校の時間を視察をいたしました。ちょうど月曜日だったもんですから、１年生の担任の先生が学童保育のある保育園のほうまで引率をして行かれておりました。確かに通行量が多い学校横の町道は、非常に危険な場面がありますけども、それ以外の日はですね、国道を渡す横断歩道を渡すまでは

学校の教員が見守るということ、そしてあとは慣れている2年、3年生の子どもと一緒に渡って保育園まで行っておりますので、ある程度危険はありますけども、そういった状態で1年生だけではないということです。

ただ、子どもたちは、ある意味、成長も促さなければなりませんので、自分の身は自分で守るというようなことも指導しながら、学校のほうには安全で見守れるような、そういった状態をですね、つくっていただきますように、これからもお願いをしていきたいと思いますし、併せて保育園とのですね、そういう確認もですね、校長と園長でぜひ早くしてくださいというようなお話もしているようなところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） はい、ありがとうございました。検討、ゾーン30については、調べていただけるというようなことにお聞きしましたので、検討をお願いしたいと思います。

学童保育については、学校側が例えば10人行ってますよと、10人保育園から来ました、受け入れましたという、やはりそういう意思疎通、確認作業というのも大事なところではないかなと思ったところでございます。砥用小学校も学童保育も行われておりますので、今年は、去年ですかね、去年一昨年が、幼・小・保・中連携がありましたので、できる限り連携を密にさせていただいて、安全・安心な受け入れ態勢ができていくような仕組みもつくることも大事かなと感じましたので、要望していきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中川政司君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を11時といたします。

—————○—————

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、6番、松永正憲君の一般質問を行います。松永正憲君。

○6番（松永正憲君） 議長。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 6番、松永でございます。通告しておきました4点について質問をさせていただきたいと思います。

まず始めに、地域おこし協力隊について。

これは総務省の概要としまして、平成21年に制度化され、平成27年には全国673の自治体で、2,625人の隊員が活躍をしています。28年度は886の自治体で、3,978人が従事をしているということでございました。地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味ある都市部の住民を受け入れて、地域おこし協力隊として委嘱するということでございます。そして、隊員には地域ブランド化や地場製品の開発・販売、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの地域協力活動に従事してもらい、併せて隊員の定住定着を図り、一連の活動を通じて地域力の維持、強化を図ることを目的としております。

美里町の29年度の予算の中で、地域おこし協力隊関連の予算は約1,450万計上されておりますが、現在何人が従事をして、またどのような活動をしておられるのかを、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

現在は男性3名を委嘱しております。1名の方は60代で千葉市から、2名の方は20代で、1名は岡山市から、1名は御船町からでございます。いずれも町内に住所を移し活動をしています。

主な活動は、物産館「よんなっせ」での業務や、いきいきサロン等での意見交換などを通じた東部地区活性化の支援、フォレストアドベンチャー事業の支援、地域おこしなどにつなげるための地域資源調査やイベントの提案、またフェイスブックでの町のイベントや観光などの情報発信なども行っております。また、広報みさとは協力隊日記を掲載し、協力隊員の活動や活動の周知や、地域おこしに取り組まれている団体の紹介なども行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 地域おこし協力隊が活動を行う期間は、概ね1年以上3年以下であります。隊員の4割が女性で、8割が20代から30代であるということでございます。また、平成27年度の調査では、5割が任地の自治体に定住し、定住した隊員のうち5割が就業し、2割が就農または起業をしているということであります。今、3名の隊員がおられるということで、まだ任期はございますでしょうし、任期終了後、美里町に來ている隊員として、就業、就農、起業を起こすというような可能性はあるのか。課長の判断でいいんですけど、お尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

現在、委嘱しています3名のうち、1名が委嘱期間1年7カ月、2名が委嘱期間1年4カ月となっており、それぞれ東部地区活性化やフォレストアドベンチャーの支援、また地域支援調査などに携わりながら、任期終了後、何がやりたいのかなどの模索をしている状況ではないかと思います。現在は、毎週1回担当者とミーティングを行い、今後の活動方針等の確認を行ったり、就業等についての相談にも応じています。また毎朝、その日の活動予定を担当者と確認をしております。さらに毎月提出をしてもらっています活動報告書では、美里町の多様な地域資源等を活用した新たな商品開発や観光業への展開、農業への思い等が報告されていますし、2年目を委嘱するにあたって、各隊員から提出をもらいました地域協力活動の目標では、各隊員が本年度中に3年目を迎えることから、3年目、またその後の定住、そして就業等を目指して活動を行っていく意欲が記載されておりますので、現時点では可能性は高いというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） この地域おこし協力隊につきましてはですね、段々増えてまいっておりますけど、その中でビジョンを持たない自治体がですね、臨時のお手伝いさん感覚で協力隊を受け入れるという例が多いそうです。費用は国が負担してくれるし、人手不足でとりあえず財源で補うとする地域が目立っていると。また、隊員の意識不足で辞めていく隊員も増えている。そこで、いろいろ課長から説明いただきましたけど、美里町がですね、募集を行うとき、どのような条件とか要望をしたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

町では平成27年度に募集を行っておりますが、その際の募集要項において、募集対象と業務概要、活動内容でございますが、こちらを示しております。募集対象は、年齢20歳以上の方、三大都市圏を始めとする都市地域等に居住しており、委嘱後に町へ生活の拠点を移し、住民票を移動することができる方、委嘱期間終了後に美里町に定住する意志のある方、過疎地域等の振興に意欲があり、地域住民との親交を深める意志のある方などを要件として募集対象をしております。

また、業務概要、活動内容でございますけども、こちらは3つの重点業務をお示しをしております。1点目は、東部地区活性化の支援でございます。町内でも地域力、まあ過疎化が進んでおります東部地区の振興を目的として設置した物産館において、業務の手伝いを行いながら、情報発信やそばを含む農林製品のブランド化、

イベントの企画、提案と実践、物産館を核とした高齢者支援の企画提案と実践など、東部地区の活性化につながる活動を行うこと。2点目は、平成27年5月に開業しましたフォレストアドベンチャーで、管理運営業務やインストラクターとしての支援を行うこと。3点目は、著しい人口減少に歯止めをかけるために、町が行う地方創生事業の推進、支援を行うこととしております。また、これ以外にも一般業務として、美里町が行う地域おこしの支援や提案・実践、地域自主組織及び地域づくり団体等との連携協力、住民の生活支援、地域活動への参加及び参画、その他目的達成に資する活動を行っていただくことを業務概要として示して募集を行っております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 優秀な人材でやる気のある隊員もきっとおられるかと思います。

こういう質問をあてたのは、そういう3名が今就業されていて、私たちがなかなか触れ合いがないというような気持ちがありましたので、そのような優秀な人材が来ていただいているならば、今後そういう人たちが、自治体側とですね、とことん美里をどう変えたいのか、そういうお話を進めていただいて、主体性をですね、やっぱり持っていていただいて、活動をされ、そして美里町にですね、やっぱり残っていく人事に育てていっていただきたいという思いがありましたので、質問をさせていただきました。

町長の見解は。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに、議員おっしゃいますように、定住をしていただく、最終的には定住をしていただいて、そして起業をしていただく。あるいは農業に就業されてもいいのではないかというふうに思います。そういった意味では、今来られている3名の方、もう1年をそれぞれ過ぎて、もう2年目に突入をされておられて、非常にやる気をもって汗をかきながら頑張っていらっしゃるというふうに聞いておりますし、実際そういう場面も見ております。そういった意味では、議会の皆さんともそういう触れ合う機会といいますか、いろんなイベントで皆さんと顔を合わせるような機会がある、そういう機会をですね、今後、そういうイベント等にも顔をまた出していただくように話をしたり、あるいは自分の思いを述べる、そういう場面が、これはできるかどうかというのはまた分かりませんが、そういう汗をかいているところをちゃんと見ていただくような、そういう機会っていうのはやっぱりつくっていく必要があるのかなというふうに感じたところでございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 過疎化が進む我が町でございますので、ぜひですね、こういう若い人たちが入ってきていただいて、定住されて、農林業といいますか、そういうものに従事をしてリーダーシップをとってですね、町を引っ張っていくような人材を育てていただきたいというふうに思います。

続きまして、フォレストアドベンチャーについて、お尋ねをしたいと思います。

28年度におきましては、地震災害や豪雨災害がありまして、施設使用料も2,300万円ですかね、ぐらいただったと思います。本年度は利用者数も多いと聞いております。いろんなことでリピーターも増えてきたんじゃないかと思われます。本年度の予算で3,850万円計上されております。昨年度より1,000万円増えておりますが、その増えた理由と内訳をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明いたします。

この歳出額につきましてですが、平成28年度におきまして、運営スタッフの必要数の確保と広告宣伝費の補正予算の追加を行っております。この執行額を基に算出した予算額となったところです。

その経緯ですが、フォレストアドベンチャー美里の平成27年度オープン当初の運営にあたりましては、期間を限定した運営指導を兼ねて、他の県のフォレストアドベンチャーからの応援スタッフと、4名程度の非常勤雇用とアルバイトで対応をしておりました。また、連休や祭日の繁忙期における対応につきましては、林務観光課の職員を当該業務に充てて、応急的に対応をしてきたところでございます。

しかしながら、平成28年度は震災及び豪雨災害の発生に伴いまして、担当課の職員はその対応業務に専念することとなったことと、今後の安定的な管理運営のために、また雇用の場の創出等を念頭に、当該施設の専任職員の増員について、増額補正において対応してまいりました。併せて、災害等による利用客数の減少や影響を極力取り戻す目的で、メディアを通じた広告宣伝を行うために、増額補正により幅広く周知を図りました。これに伴いまして、平成28年度においての最終的な支出額は、本年度の予算額を上回ることとなったところでございます。

ご質問の増額につきましては、このような経過を踏まえて予算計画を行っているため、当初予算での比較では1,000万円の増額となっているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 本年度の使用料は、一応3,000万の収入を見込んであるということでございます。

しかしながら、この事業というのは、補助事業じゃないわけですね。そういう中で、一般財源から８００万以上毎年繰出しているということでございます。総収入が４，０００万あれば、３，８５０万の予算でもいいんですけど、結局はこういった状態をずっと続けていけば、結局いつまで経っても事業としての成立はないと思うんですね。だから、商売とすれば、もうとっくに倒産せにやいかんというようなことでもございますので、私が言いたいのは、こういう直営の事業でございますので、最終的にはやっぱり１円の利益でも出すというようなことを基本において考えていかないと、やはりこれは将来的にこれは、事業はにぎわっても町としてはやはりですね、赤字経営になってしまうというような考えですので、このことをですね、やっぱり頭に、年頭において損益分岐点を考えて予算計上するとか、そういうことをしなければいけないというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明いたします。

この施設につきましては、ご質問のとおり収支内容についての損益分岐点の精査等が必要と考えているところでございます。平成２７年度にオープンしまして、平成２８年度においてはロングジップを新たに増設し、管理運営の体制も整いつつあるところで、そういうところでしたので、本来２年目となる平成２８年度において、成果の検証を行い、運営内容の検討を行うべきところでしたが、先ほどご説明しましたとおり災害等の影響もありまして、一時期利用者の低迷が見られたため、その検証に至るデータが不十分な年度となりました。本年度は昨年度のような影響もなく営業を行っておりまして、収支内容と損益分岐点の検証に取り組むこととしているところでございます。

なお、本年度５月末までの運営の現状としましては、ネットユーザーによるユーザーズでの体験情報の発信など、ＳＮＳによる情報拡散の影響などもありまして、過去２ヶ年の同時期をはるかに上回る利用状況となっておるところでございます。さらに今後の利用客の増を図るため、メディアの利用や各観光連携協議会、県などと連携して、国内外を問わず売り込みに努めまして、本年度の成果を検証することとしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、収支のバランスに関しましては、今、入を出が大分上回っているような状況でございます。

しかしながら、本施設のオープンによりまして、町での交流人口というものは確実に増加をしております、その波及効果も大きいというふうに考えております。

まずは美里町にあるフォレストアドベンチャーを知っていただくこと、そして足を運んでもらうこと、そして安心して楽しんでもらうことを念頭に、PR活動やスタッフの育成に努めているところでございます。

なお、今説明もございましたけども、一定の期間を見たあとに、民間への委託等を検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 臨時職員のですね、賃金が2,200万、本年分計上されております。広告宣伝費が400万、宣伝費につきましては先ほど課長から内容を言われましたけど、これを継続して利益を出すということになれば、このへんをやっぱり絞り込まないと、ただ人間が足らん足らんというような考えで入れたら、やっぱり私は独立採算制は取れないんじゃないかなと。

これには載ってない、直営ですから、何人か職員も派遣されとると思うんですね。なおさらそういうことであれば、今後、今町長が指定管理に最終的には移行したいと。これは議会でも何度もそういうことは言われたと思うんですけど、やっぱりそういうことであれば、やっぱりこのへんをやはり新課長において、予算は組んであるけどそのへんをどう絞っていくか。土日は忙しいけど、平日はそうでもないんじゃないかというようなことで休みをやったり、人間を減らしたり増やしたり、そのへんのですね、ことを考えていかないといけないと思いますけど、そのへんについてはどうでしょう。

○議長（中川政司君） 下田林務観光課長。

○林務観光課長（下田幸輔君） ご説明いたします。

ご質問のとおり、こういう運営をするにあたっては、一番まず人件費等が一番の課題かなと思っております。現在ですが、常勤の臨時職員が6名、ゴールデンウィークや連休、夏休みなど、繁忙期の人員確保につきましては、アルバイト9名、その時のみ雇用するというかたちで対応をしているところでございます。なお、臨時職員につきましては、予定人員に8名に達していないため、今現在は公募中でございます。

それと、広告宣伝費等も今回予算の中でも、28年度と同じようにしております。この2点についてが今後課題のものかと思っております。人員につきましては、一番繁忙期で20名をスタッフとして、最低20名を必要としている状況でございます。その対応につきましては、うちの担当課職員のほうで代休を取りながら対応している状態でございます。ただ、臨時職員につきましても代休を取りながら、それと休息时间等がなかなか取れないような状況がゴールデンウィーク期間はありません。最低限必要な職員数を確保したいということで、予定人員8名を今

計上しているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がご指摘のとおりですね、やはり人件費というのが非常に大きくなっております。また町からもやはりその担当というようなかたちで、時間を使ってですね、フォレストアドベンチャーの業務にも携わるわけですので、そういった人件費も含めると、非常に人件費等で予算が膨らんでいるのかなというように思いもでございます。

やっぱりそういったことを考えますと、やはり今町がスポット的に、今フォレストアドベンチャーだけを運営、直営で運営しているというようなかたちになるんですが、他の施設等ともですね、連携をしながら運営が、一体としてできるようになれば、忙しい時には応援に行く、少ないときは他の施設をしっかりと管理していくというようなこともできるのではないかなと思います。そういった意味では、やはりできるだけ検証を早くさせていただいて、早い時期にやはりこの民間にお任せをして、で利益をしっかりと上げていただくようにするようには必要はあるというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 現在のフォレストアドベンチャーにつきましては、施設使用においてですね、身長140センチ以上とか、小学4年生以上などの制限がございます。家族連れで利用されるとすれば、その要件に当てはまらない人が、幼児がいらっしゃるかと思うんですけど、そういう人たちがちょっと退屈しないで遊べるとかいうようなですね、ことを考えたらどんなかなと。そうすれば、家族連れの利用も増えるんじゃないかなという思いがございますけど、そのへんについて、町としては、周辺整備といいますか、そういうことを考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、フォレストアドベンチャー美里につきましては、安全かつスムーズに楽しんでもらうために、小学4年生以上、身長140センチ以上、20歳未満は保護者同伴での利用などの制限がございます。来場者の中にはその制限により利用ができず、同伴者が終わるのを待っていらっしゃる、そんな光景も目に付きます。町といたしましては、ご来場いただいたすべての方に楽しんでもらいたいという思いが強ございますので、これは以前もお話ししたことがあります、例えば、ダムの艇庫を使って楽しんでもらう。あるいは小さいお子様連れの親子等でも利用できるコースづくり、あるいは遊具の設置、そういったものを検討してい

く必要があると考えております。

しかしながら、ダム湖の艇庫を使うためには、またじゃあどこがそれを請け負うのかということもありますし、遊具の設置であったり、新たなコースづくりとなりますと、また予算も伴うことですので、検討させていただいて議会のほうにもしっかりと相談をさせていただいて、進めていければと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） あのへんにはキャンプ場もございますし、そのへんを夏休みとかフル活用されて、連携で泊って遊べるというようなかたちを考えていったらどうかかなというふうに思います。

いずれにしても、今後は独立採算制で運営ができるような事業として確立されて、指定管理者も、町長も言っておられましたように、指定管理者に早く委託できるように、各担当課の一致集結した努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、復旧・復興につきまして質問をいたします。

先月の5月20日に金子代議士が美里町の被災箇所の視察に来られ、上田町長はじめ議会も同行をいたしております。今後、拡張予定の道路や新しく架け替える橋梁、現在復元中の二俣橋、勢井下福良線はまだ通行止めとなっております。完成間近の箇所もあり、手付かずの箇所もございました。先般、全員協議会で提案され承認されました勤労者体育センター、美里公民館砥用分館の視察も行いました。勤労者体育センターにおきましては、先の全協で解体したがいいんじゃないかというようなことでもございました。そのいずれ解体するとしたあとのですね、利用につきまして、災害公営住宅建設10棟分についてですね、何とかその場所に建設可能ではないかというふうに思います。その理由といたしましては、砥用地区の中心地でもございますし、商店街、金融機関、いろいろな施設も隣接地にございます。利用者にとりましても生活維持の場所としては最高の場所じゃないかというふうに思われますので、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨年の熊本地震によりまして、勤労者体育センター、あるいは砥用分館は甚大な被害を受けており、現在も閉鎖中でございます。復旧も考えましたが、年々利用者も減っている状況であり、管理運営費等を鑑み、解体を決断いたしましたところでございます。今、議員がおっしゃられましたとおり、跡地利用につきましては、この勤労者体育センター、あるいは砥用分館の跡地は、今建っているその土地はですね、商店街にも近いですし、社会福祉協議会であったり、文化センターひびき、あるいは銀行、あるいは郵便局等の公共的な施設にも近く、非常に利便

性もいい、そういう立地であるというふうに考えております。そのような意味では、今後町が計画しております災害公営住宅の建設、あるいは残った所を宅地にするとか、町営住宅を考えると、いろいろそういうふうに今後は宅地、人がそこに住める、そういう立地でありますので、災害公営住宅、あるいは住宅地等の場所として、商店街を含めた振興ができる、そういう土地になるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 解体後の利用ということでお尋ねしましたけれども、町有地でございますので、新しく購入する費用もいらないというような前提で、ぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

続きまして、名越谷線の道路拡張に伴う地区の再建ということでお尋ねをしたいと思います。

名越谷線ですね、道路拡張の箇所を視察をしております。交差点会議において、十字路の改良のため、名越谷生活改善センターが立ち退きになるという説明を受けております。移転建設をするのであればですね、名越谷小学校を解体してですね、跡地に建設したらどうかなというふうに現地で思ったことでもございます。

昨年の地震では、本村地区、5件の全壊がっております。今春、こばと保育園も廃園になりましたし、まず三溪地区の中心でもあります。学校の跡地ということで駐車場もございまして、今後利用するとすれば避難所も広いので、ここにですね、改善センターを直すというようなこともできるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、三溪地区の文化財が学校に保管をされていると思います。三加の大名行列、名越谷のガメ、古閑の大蛇ですかね。そういう文化財が、大事な文化財が保管されていると思いますので、ぜひそういうことも含めてですね、名越谷地区の、三溪地区の中心として、そのへんの地域再建を含めてやったらどうかなというふうに思いますので、町長の見解をお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、名越谷線のほうが道路、地元の皆様のご協力のお陰をもちまして、道路が鋭意、拡張ができています、拡幅ができていますところでございます。その中で、今議員ご指摘のとおり、移転を余儀なくされる、そういう施設もございまして。現在、三溪地区の区長さんからですね、3つの区の区長さんから要望が挙がっているところです。その要望内容といたしましては、三溪こばと保育園の建っていた、三溪こばと保育園あるいは三溪文化財保管庫、こういったものを解体をして、そしてその跡にやはり名越谷地区の公民館であったり、文化財の保管庫も含

めて建設をして、やはり三溪地区の拠点となる、そういう施設ができればというようなご要望をいただいているところでございます。町といたしましては、その要望を受けて、今協議をですね、進めているところでございます。やはりその跡地をどう利用していくかというのは、今後、できれば拠点となるようなそういうものができれば、一番素晴らしいのではないかなというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 3地区からそういう要望が出ているということでございますならば、ぜひ、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、緑川ダム堰堤の工事による影響と、それに伴う要望でございますけれども、現在緑川ダムの堰堤の工事が行われております。ここは地震被害で亀裂ができて、修復まで大分かかるそうでございます。通行止めが3月、5月まで、11月と、何回も工期延長がされております。工事をされる状況の中で延期をされておられると思うんですけども、柏川地区や藤木地区の住民は不便を強いられているというふうに聞いてもでございます。緊急性の事態も考えますと、補助ダムにですね、下りる道路をつくれば、不便さも解消できるんじゃないかなというふうに思いましたので、これは町の管轄ではなく国交省の事業ではございますけれども、ぜひ町からもそういうことを、今後のためにもですね、要望をしていただけたらというふうに思います。

やはり、あそこの下は遊歩道みたいに少しはできておりますね。そのへんの拡張をすれば、何とかできるんじゃないかなというふうなことを思いましたので、ぜひ、上田町長は国交省に対しての要望は優れていると聞いておりますので、ぜひそういう見解をですね、要望していただきたいというふうに思いますので。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、お話がありましたが、この緑川ダムの堤防の工事につきましては、3月31日から5月31日になって、それが11月29日までということで工期が延期をされているところでございます。それによりまして、洞岳地区及び柏川地区の住民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。今、議員がおっしゃいました要望の、脇を通して上がっていくという件でございますが、しっかりと受け止めて、緑川ダム工事事務所のほうにですね、一度要望に行きたいというふうに考えたところでございます。

○6番（松永正憲君） はい、ぜひ要望をお願いしたいと思います。

続きまして、中学校統合につきまして質問をいたします。

砥用中学校、中央中学校の両校が統合ということで検討をされていると思います。毎年生徒数も減少し、クラブ活動が維持できないなどの理由があると聞いておりま

す。地域住民の意見、保護者の意見、地理的な問題、検討する課題がいっぱいあると思われますけど、現在どこまで決定をしているのか、進んでいるのか、いつを目途に最終決定をなさるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

美里町中学校統合審議会という組織を、去年の１０月につくりました。この組織は、１７名の委員さんによって構成されておるわけですが、その中で審議していただきますものは、新しくつくる統合中学校の位置、場所でございます。それと、いつから正式に統合するのかという統合時期、そして、どのような中学校をつくっていくのか、中学校のあり方について審議していただくということでスタートしたわけですが、去年の１０月からこれまで４回、審議会を開催いたしました。かなり議論は進んでいるわけですが、残り３回開催をしまして、審議会としての結論を、答申というかたちでいただく予定です。そして、１２月頃になると思いますけど、その答申を、結論を教育委員会に提出していただくと。教育委員会で意見書としてまとめて、町長に提出すると。最終的には町長が最終判断をするというような流れになっているところです。

なお、このことにつきましては、住民の方も去年はあまり知られてはおりませんでしたから、いろいろなかたちでお知らせしたほうがよろしいだろうというふうに思いまして、今年の２月、広報みさとの２月号でお知らせをしたところです。それから、すべての小中学校の保護者に対しても、正式なかたちで４月に文書として配付をいたしました。

また、現在の進捗状況につきましては、広報みさとの７月号、今月の末には発行されると思いますが、その中でもお知らせをしていく予定にしているところがございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 松永君。

○６番（松永正憲君） 最終決定は町長ということでございますので、町長の見解は。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、教育長からも説明がありましたが、１２月頃に教育委員会へ答申があつて、その後、教育委員会で内容を検討して意見書として、１月に上がってくるという話であります。その上がってきたその意見書を見て、できれば１月なのか、あるいは２月にずれ込むのか、この前の議論が仮に少しずれ込んできたら、決定するのも遅れてくると思いますけども、意見書が出てきたら速やかに方向性を見出していきたいと思っております。

ただ、一つだけこの合併問題、統合の問題について話させていただきますと、この統合問題は何のために議論していて、誰のための統合かということ、これだけは置き去りにしてはいけないというふうに思っております。私もまだ子どもを育てている一人として、やはりこの誰のためにやるのかということ、これだけは忘れてはいけないというふうに思っております。議員もおっしゃいましたが、少子化の中でクラス替えもできない、部活動も成り立たない、競争心も生まれない、こういう状況ではいけないということで、この議論はもう、おそらく大分前、5年ぐらい前から始まってスタートしたのではないかなというふうに思っています。そういった意味におきましては、美里町の子どもたちをたくましく成長させて、そして高校であったり、社会に進んだ時に、自分に自信と誇りをもって生活していける、そういう美里町の子どもを育てるための統合でございますので、ご理解あるいはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 町長がおっしゃるように、最終的な問題としては、子どもたちの主体性だろうと思うんですね。そういうことで、これは大人が決めることかもしれないけれども、そういうことであれば、やはり子どもたちの将来のことを考えながら、そして美里の将来のことを考えながらですね、やっぱり決定をしていただきたいというふうに思います。

それと同時にですね、どちらかがどちらかに統合するとした場合、どちらかの学校が残ると。現在ですね、多分給食調理員の方が退職されて、足りないというお話も聞きました。最終的にはですね、どちらかを、残った学校を給食センターみたいに改造するなり、統合するなりすれば、私は十分調理員は足るんじゃないかなと、合理化すればですね。そういうことも含めて、やっぱり関連性のあることをですね、同時進行して考えていただければというふうに思いましたので、そういう質問をしたわけでございます。その点に関しては、町長いかがでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 給食調理員さんについて。残った所をどうするか。

○6番（松永正憲君） いや、だから残った学校を、どちらが残るか分かりませんけど。

○町長（上田泰弘君） 統合決断したあとには、どちらかの校舎が残ることになります。それぞれの校舎におきまして、機能性や利便性が違います。今おっしゃいました給食センターの問題も絡んでくるのかもしれませんが。ただ、その活用方法につきましては、まずはどっちに統合するという結論が出たあとにですね、これは速やかに、今文部科学省が実施しております全国の廃校情報を集約して、活用ニーズ

とのマッチングを図る、未来につなごう「みんなの廃校」プロジェクト、サテライトオフィスであったり、美里もネット環境が整いますので、例えば、四国のほうでもあったような、ネット環境がいいので、一つの教室をオフィスとして貸し出す、そういったことも考えられるのではないかなというふうに思います。そういった意味で、廃校が利用できるように、いろんなアンテナを張って努力をしていかなければいけないと考えております。

○議長（中川政司君） 松永君。

○6番（松永正憲君） 私が言ったのは、給食センターをつくれということじゃなくて、そういう町長が言われたように、いろんな考え方があると思うんですね。新しいうちにすぐやっぱり考えていかないと、何年も経ったら、また改装がいったりいろいろございますので、そういった点を含めてお考えいただきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、松永正憲君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時といたします。

—————○—————

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） はい、3番、坂田竜義でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 一応、質問の通告をしておりますので、それにしがいまして質問を行いたいと思います。

まず、第1点は、この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う課題について、ということでございます。

総務省におきましては、地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付職員の任用のあり方に関する研究会の報告書ということで、平成27年12月7日に報告書が出たところでございます。内容的には、任用の明確化とともに、給付体系の見直し、適正な勤務条件の確保を求めるというのが目的ということになっております。現在、臨時非常勤職員が全国の自治体に64万人おるということで、総務省の資料に出ておるところでございまして、公共サービスの提供に欠かすことのできない存在とい

うことになっておりますけれど、任用根拠すら明確に位置付けがなく、勤務条件の劣悪さから、官製ワーキングプアというふうに称される部分もあるわけでございます。

今回の改正におきましては、公務員法に初めて法律上その存在が明確に位置付けられたものであるというふうに認識しているところでございますが、現在、町の役場におきまして、臨時非常勤の職員がおられますけれど、そのそれぞれの任用の根拠、それから各法律、条文ごとの内訳、これがどうなっているか、まずはお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

現状の臨時非常勤職員の任用根拠ということでございますけれども、臨時非常勤職員につきましては、地方公務員法に基づく制度的な位置付けとして、臨時的、補助的な業務、または特定の学識、経験を有する職務に任期を限って任用すると介されております。それぞれの任用根拠につきましては、特別職、非常勤職員は、地方公務員法第3条第3項第3号、一般職非常勤職員は同法第17条、臨時的任用職員は同法第22条の規定に基づくものであります。現在、本町では地方公務員法の根拠規定、並びに関係条例、規則の規定に基づきまして、特別職非常勤職員1名、一般非常勤職員61名、臨時的任用職員2名を任用しているところでございます。

以上でございます

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 今、各3条に基づくものが何人とか、そういう情景をお願いしたいと思いますが。17条の関係が何人、22条が何人と。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

まず、地方公務員法第3条第3項第3号特別職の非常勤職員でございますけれども、本町では1名の任用をしております。それから、地方公務員法第17条一般職の非常勤職員でございますが、61名でございます。それから、地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職につきましては、2名を任用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 一応、法律がですね、この先月5月11日に、これは参議院の先議事項でございまして、衆議院で5月11日に成立したということですが、一応施行日が平成32年4月1日ということで、約3年後に実施、施行がされると、こ

ういうことになっております。一応その、新たに位置付ける会計年度任用職員ということで位置付けられますけれど、この場合の再度の雇用ですね、これはどうなっておるでしょうか。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

改正地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任期につきましては、同条第2項において、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めると規定されておりますので、任用期間につきましては、最長で1年というふうに認識をしております。ただ、任用後の同一の職に再度任用されるということ自体は、排除されるものではないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、総務課長のほうからも説明がありましたけども、この場合につきましては、その対象となる職員に対して、任期の延長ではなくて、あくまで新たな職に改めて任用されるものであることを説明する必要があると考えております。また、再度の任用につきましては、平等取扱いの原則や成績主義の下、人事評価であったり面接試験などの客観的な能力の実証を得た上で行うべきではないかと、現在のところ考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 特にこの法改正の主な内容につきましては、もう繰り返しませんけども、非常に3条、地公法の第3条の関係では、専門性の高いものに限定をしたと、それから臨時的任用の関係については、常勤の職に欠員を生じた場合に限定するとか、あるいは会計年度任用職員に係る規定の新設、給付体系の変更ということで、フルタイムの場合は要するに期末手当も払っていいよと、こういうかたちですね、大体主な改正としてなったところでございますけれど、期末手当の支給が今言いましたように可能になりますけれども、これは給料手当か、もしくは報酬、費用弁償で払うのか、どちらでしょうか。

○議長（中川政司君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

新たに設けられる会計年度任用職員につきましては、これまで一般職の非常勤職員で任用しておりました短時間任用に加え、フルタイムでの任用が可能であることが法律上明記をされております。改正後の地方自治法第203号の2第4号では、短時間任用の会計年度任用職員に対しまして、これまで支給が可能であった報酬及

び費用弁償に加え、期末手当を支給することができると規定されておりますので、短時間任用の会計年度任用職員に支給する期末手当につきましては、報酬ではなく職員手当にあたるというふうに考えております。

また、フルタイム任用の会計年度任用職員につきましては、これまでもフルタイムの一般非常勤職員につきましては、給料手当の支給が可能というふうに介されておりますので、フルタイム任用の会計年度任用職員については、給料手当の支給が可能というふうになると認識をしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 一つは、なぜお尋ねしたかと言いますとですね、結局、給料手当、いわゆる交付税の関係で、要するにきちんと手当を新たに出すということになるわけですから、その分はきちんと基準財政需用額に算定されて、交付税の対象になるようなことにすべきではないかという視点で言っておりますので、ぜひそういう観点からですね、やっていただきたいと、このように思っております。

それから、要するに短時間、フルタイムでなくてですね、短時間職員の関係について、給料手当の対象とせずに、報酬・費用弁償の対象に定めているということで、研究会の報告、あるいは政府が今進めております働き方改革の議論から、ちょっと離れているような面もございます。そういったことで、先ほどの一般職非常勤職員のいわゆる会計年度任用職員についての任期が切れた場合の、要するに再度の雇用ですね、雇用の延長ということじゃなくて、再度の雇用ということではありますが、やっぱりこれは基本的に雇用の安定につながらないというふうに思われますので、できるだけ雇用の安定につながるような方策を講じていただきたいと、このように思いますし、短時間の関係についても、この報酬・費用弁償ではなくて、給与手当の部分からですね、出すような方向の検討、こういった、まだ法律が施行されておられませんからですね、今答えられる限界があると思いますけど、その点について、何か見解はありますか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員、おっしゃいますように、これは平成32年4月の施行に向けてこれから取り組んでいかなければなりません、やはり今現時点でちょっと人のことを考えてみますと、なかなかやはり都市部にはたくさん人が集まられますが、地方にはなかなかいらっしゃらないということもありますし、あるいは近隣の自治体との差というものも出てまいります。そういった意味では、近隣の自治体あたりともですね、連携をしながら、そして美里町で働きたいと言っている、そういった仕組みづくりに努力していかなければいけないと考えております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 先ほど17条の関係が61人ですよね。結局、今職員定数は123か4か、そこらへんですかね、120何人ですね。その半分ぐらいが、言うならば臨時職員と、こういうことですから。言うなら、本来ならば正職員を入れなきゃいけないところをですね、臨時職員に置き換えているというふうにも見えますし、それはそれで安上がりだからと言われるかもしれませんが、全国的にも、先ほど言いましたように、64万人ですね、臨時非常勤職員がおるといような状況でございます。ですから、安易に本当に必要な人員はですね、当然正職員で入れるべきと思いますし、いろいろ行革や何だということで正職員が入れにくいから臨時職員で間に合わせておるといのは、ちょっとこれはいかがなものかと、私は思っております。それぞれ考えが違いますからですね。今後当然3年後の施行に向けての賃金、今から検討される、あるいは総務省あたりからマニュアル等も当然出てくると思いますし、今申し上げましたようなことをぜひ、検討の課題の一つに据えていただいてですね、ぜひ対応をお願いしておきたいと、このように思います。

それでは、2番目の子どもの貧困対策というようにことで、お尋ねをいたします。

子どもの貧困というと非常に違和感、貧困という言葉自体に違和感があるというようにこともあるかもしれませんが、ただ法律がですね、子供の貧困対策法というのが施行されて、もう3年経つわけですね。2014年の1月17日に施行されております。とにかくこれを議題に挙げたのはですね、一つは、切り口が二つありまして、一つはですね、この子育て環境の先進的な取組みということで、出生祝い金であるとかですね、保育料の減免であるとか、今医療費の無料化も中学から高校まで18歳までされております。これは非常にいい政策であります。そういうことで、午前中の質問にもありましたように、要するに人口減に歯止めをかけてですね、他地区からやっぱり移住定住でこちらに人を入れていこうというためにはですね、やっぱり子育て環境をさらに充実させる必要があるという観点が一つです。そういう意味で、出生祝い金、保育費の減免、医療費の18歳までの無料化、非常にこれはいい制度ですから、これは継続させていかなければなりませんけれど、あとでいろいろ触れますけども、教育の無償化という中でですね、このいわゆる給食費の無料化ですね。給食費の無料化あたりもこの、せっかく子育て環境を先進的に取り組もうと、そして人口減に歯止めをかけて呼び込もうというからにはですね、もっともっといろんな施策を講じて、そういうことならば、なら美里に住んでみようかという施策がいくつかまだやるべきことがあると思うんですよね。そういう視点からが一つです。もう一つは、ここに書いてあるように子どもの貧困対策ということで、一つはこの就学援助費の問題を中心にしてですね、そういう対応について、

いくつかお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、子どもの貧困の現状というのをですね、町としてどのように認識されておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今議員がおっしゃいましたように、これは国の、厚生労働省の報告によりますと、日本の子どもの想定の貧困率は16%で、子どもの約6人に1人が貧困状態にあると報告が上がっております。ちなみに、美里町におきましては、子どもが貧困に瀕している世帯、あるいはその子どもが何人いるかということは把握しきれていない、把握していない状況でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 捉え方の問題だからですね、あれですけど、一応先ほど言いましたように、子どもの貧困対策法が施行されて3年ということで、それに伴いまして、子どもの貧困対策に関する大綱というのが閣議決定され、そしてそれを受けて県では子どもの貧困対策についての計画というのが策定されております。この子どもの貧困対策そのものは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない社会を実現することということで書いてございまして、大綱の中には、教育の支援、これは学用品費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、そういったものが入ります。それから、生活の支援として相談業務とか、交流機会の提供とかが入ります。それから3点目は保護者に対する就労支援、それから4点目が経済的支援ということで、児童手当、児童扶養手当、その他と、こういうことが具体的に列挙されているところでございます。先ほどもありましたように、OECD、いわゆる経済協力開発機構加盟の35カ国の中ではですね、16.1%ということで下から4番目ということになっておるところでございます。相対的貧困という言葉がございすけれど、これはどういうことかと言いますと、所得の平均値の半分以上の世帯と、これが相対的貧困と言われておりまして、金額的には100万から110万以下の世帯、これが大体相対的貧困の家庭と、こういうことに一応位置付けられておるところでございます。そういうことで、ほとんどひとり親世帯の半数以上が貧困世帯にあると、このような指摘もあるわけでございまして、所得が110万以下のところですね、そういったところが非常に実態としてございますので、これは税務課を調べればですね、すぐに100万以下、110万以下の世帯がどのぐらいがあるかすぐ分かるわけでございまして、それはもう言いませんけれど、宇城市ではですね、そのあたり全部詳しい資料が出ておるわけでございます。宇城市におきましてはですね、この全部、就学援助の一覧表もこのように全部、学校別にですね、全部詳しく出されておりました、これいただいておりますのでございますが、一応

事前に教育委員会にお尋ねいたしましたけれど、学校ごとの数はちょっと出せないということでしたので、パーセント、パーセントは一応聞きました。12.何%と16%ということで、世帯数はそれで児童数×の率でしていきますと、世帯数が出ますけれど、大体そういう数が大体一応把握ができているというようなことでございます。そういうことで、子どもの貧困対策として、具体的に今町の施策としてです、主にはあとで出てきます就学援助は最たるものですが、子どもの貧困対策として具体的に町としてどのような対策を講じているか、お尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員のほうからもいい制度だと言っていました。様々な制度がございます。ただ、これは貧困対策に特化しているわけではございません。ございませんが、まず教育支援としては保育所、幼稚園の利用者負担料の軽減及び市町村税の非課税世帯については、第2子を無料化し、また町独自で第3子以降の児童が入所した場合の利用料を無償化しております。

次に、経済支援といたしまして、第3子以降出生時祝い金として、第3子に10万円、第4子以降に20万円を支給しております。また、18歳までを対象として、医療費の本人負担額を実質無料としているところでございます。併せて、ひとり親家庭の支援といたしまして、医療費の一部負担金の3分の2を助成しているところでございます。

最後に、就労並びに生活支援といたしまして、保育所、幼稚園での学童保育や延長保育、一時預かり保育や病後児保育等を行っております。ただ、最初に言いましたように、制度等は、この今申し上げました制度等は、貧困対策として行っているわけではございませんので、貧困対策に特化した具体的対策というものは、現在のところ設けていないのが現状だというふうに理解しております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 確かにそういうことで、私も理解はしております。子どもの貧困ということで、問題はその医療費の無料化、これは18歳までですから非常にいい制度ですから継続してほしいとこのように思いますし、もう一つは、義務教育については無償にすると、憲法では書いてございますけども、ただ現実的にはいろんな修学旅行費、学用品代とかですね、いろんなことで保護者、あるいは保護者の負担というのが実際あるわけでございます。その中で、一つはこの、片方ではですね、生活困窮者自立支援法というのが2015年4月1日に施行されております。この中でもですね、この中では特にいくつかの具体的な事業が出されておりますが、一番この生活困窮者自立支援法の考え方の中核になりますのはですね、やっぱりこの就労支援と、やっぱり例えばひとり親、母子家庭等におきます就労支援というのに、

非常にこの力点が置かれている法律なんですね、これは。そのあたりについては、非常にこの子どもの貧困対策法との関連もございますけれど、やっぱり就労支援ということに力を入れるためにはですね、例えばハローワークにおられた方のOBとかをやっぱり、例えばですよ、相談員とかで雇ってでもですね、やっぱりそういう就労支援に力を入れて、そして各、それぞれ110万以下の相対的貧困家庭といわれる人たちの、やっぱり賃金をですね、生活収入を上げてやると、そういうことを非常に大切なことだと思うんですね。ところが今、町の現状ではそういう係、福祉課にそれをやれって言って、なかなか無理なところもありますけれども、そういう就労支援の専門の要員をですね、これはもうOBで何でもいいわけですから、そういうことでやっぱりぜひ力をですね、入れるべきじゃないかこのように今考えているところでございます。

あと3点目、教育扶助費というところ、予算上は教育費の扶助費の項に挙がってきますけども、小学校の中、あるいは中学校で区分して出ておりますこの教育費の扶助費の現状っていうのはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えをいたします。

教育費の扶助費と申しますと、就学援助費関係だろうというふうに認識をいたしております。美里町では国の法律に基づきまして、就学援助費の扶助要綱というのをつくっております、その中には経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助すると、そして義務教育の円滑な実施に資するということが謳っておりますので、これに基づいて就学援助費を支給しております。ただ、申請ということがその前に出てまいりますけども、すべての保護者に文書をもって周知をしまして、そして保護者のほうから申請書を出していただきます。その中身ですけども、世帯票兼委任状というのがございまして、民生委員とか学校長の意見書というのも出していただきますが、その中にですね、世帯全員の前年の所得額を算定できる資料も添えていただくというふうになっております。そこを出していただいたものは、最終的には教育委員会の中で諮って、その申請を受理するのかどうかということを決めるというふうにしているところです。この、もし認められた場合にはですね、その申請書と申しますのは、先ほど議員がおっしゃった学用品、それから給食費というものが中心でございます。この、じゃあ幾らなのかということですけども、国の基準額に沿っております。小学校は1万5,220円、中学校は2万6,820円、これを年間3期に分けて、つまり3回に分けて支給するというような仕組みになっているところです。ちなみに、前年度の実績でございますけども、小中学生合わせて約11.3%で支給をしているという

実績がございます。それを経済的な理由ということでございますので、有効的に活用していただいているというふうに思っております。先ほど申しました給食費のほうですけれども、これは実費を全額支給するというふうになっております。実費と申しますと、小学校は給食費4,300円、中学校は4,800円、年、夏休みは除いて11カ月分ということになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 大体分かったんですが、結局基本的に申請主義ということですね、手を挙げなければ対象としないというのが今建前ですよ。結局、ここにですね、文科省が出しております基準というのが、私持っておりますが、要するに判定の基準というのがですね、学校費の、要するに学校納付状態が悪い世帯、あるいは昼食とか被服等が悪い、学用品・通学用品等が不自由している者、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、こういったところはですね、やっぱりきちんと冒頭の生活困窮者自立支援法の考え方もそうですけども、子どもの貧困対策法も共通しておりますけども、やっぱりここは校長とかがですね、認定する側、あるいは保護者に対してもきちんと説明をしてですね、やってほしいというふうに思いますし、校長、認定する側がですね、今私が言ったような基準の物差しによって、結局、職権で認定もできると書いてあるんですね、文科省の基準では。ただ、そりゃそうです、生活保護もそうです。いかに困っててもですね、うちは絶対生活保護を受けないという方もおられるわけですよ、私は知っていますよ。ですからこれと一緒にですね、困っててもそういう給食費とかですね、一応免除してもらわんでいいという方がおられるけれども、ずっと今私が文科省の基準で、校長が見た場合にですね、基準にみんな当てはまる人がほかにもいろいろおられるわけですよ。そういったときには、保護者が申請しなくてもですね、生活実態から職権で認定するというようなことも、ぜひですね、検討していただきたいというふうに思うんですよ。実際それは我慢せろ、我慢せろと、我慢もいいけれどもですね、そういう子どもの時の投資というのはですね、非常にわずかな額の投資であってもですね、統計的にはこの人たちが学校に行って、就職してですね、やっぱりきちんと職に就けばですね、やっぱ社会に4,000万から5,000万、貢献すると、研究報告書が出ておるわけですよ。子どものころにやっぱり不自由をさせないで、その時点でやっぱり税金で投資をしてですね、環境を整えてやればですね、やっぱりちゃんと学校に行ってきたら就職すれば、社会でまた社会保険料とかいろんなかたちで還元すると、こういう研究している学者の資料もあるわけですね。ですから、やっぱりただ申請せんからだめじゃなくて、校長とか保護者にもやっぱり制度の趣旨を説明

をしてですね、やっぱりできればそういうことで、この文科省の基準というのに照らして、校長がそういうことでいろんな払いが悪いなど、あるいは昼食とかあんまり着物がですね、いいもの着ていないなどか校長が判断すれば、職権でもできるとなっておるならば、ぜひそういうことも考慮していただいて、できるだけその就学援助の判定のときも、ぜひそういう考えでですね、やっていただきたいというふうに思っております。

それから関連で、今教育長からありましたので、就学援助、ちょっとダブルかもしれないかもしれませんが、宇城市の関係、宇城市の資料を持っております。宇城市はかなり詳しくですね、資料を全部出しているんですよ。本町においても、出せるものは出してほしいと思います。何も隠ぺいされているとは思いませんけれども、必要なものはやっぱり出していただきたい。我々もそれを不必要にですね、ばらまいたりするつもりはございませんのでですね、議会で質問するときの資料としてほしいというだけの話ですから。そういうことで、先ほどありますように、1万幾らの、いわゆる補助金を出しているということではありますが、実際、宇城市の実際の調査の額によりますと、小学校でもですね、実際保護者が出した支出したお金と、補助金に何千円か差が出とるわけですよ、毎月。それがまあ一つ私は問題だろうと思うんですよ。中学校ではですね、何百円しか差が出ておりませんけん、それは100円単位の話ですからそれはいいですが、小学校では何千円も補助金と実際保護者が出した平均額とに差が出てます。そういったところもやっぱりきちんと調べてですね、やっぱりできるだけ補助金が国から出た分だけ払いますよは、それはよく分かります、理屈で分かりますけども、その差額の何千円か分というのは、非常にやっぱり負担が大きくなるわけですね。そういう貧困家庭といわれるところは、やっぱり2,000円の金、3,000円の金もですね、非常にやっぱりきついと思うんですよ。ですから、そういったところもぜひ、就学援助費の不足分についてもですね、ぜひやっぱり出すような、出せるような方法もですね、ぜひ考えていただきたいと、このように思うところでございます。

それで、あと給食費のことを先ほど申し上げましたけれど、給食費がですね、ほとんど小学校では99%、中学校では全国的に81%給食がされているということではありますが、この給食費の無料化をしている所はもちろんそんなに多くはありません。ただ、この公教育のすべてを無償化するというのは、憲法の考え方からいけばですね、すごく当たり前のことだと思いますけども。ただ、実際的には教材費、修学旅行費、学校給食費、あるいは部活で遠征をする場合もですね、お金がないから遠征に行かれませんかって、そういう子どももおられるわけですね。ですから、そういったところをやっぱりきめ細かに、そこらへんの実態を見ていただいてですね、

やっぱり決まった額しか払えないというのは分かりますけれど、それ以上にやっぱり無駄な経費をですね、やっぱり節約してでも子どもの教育のほうにお金を使うという視点をですね、ぜひ持っていただきたいとこのように思うところでございます。その子どもの貧困というのは、言葉的に違和感を感じられる方もあると思いますけれども、ただ法律的には、そういう子どもの貧困対策法というのができて、大綱が閣議決定されて、貧困計画の件でつくられておるようなことでございますのでですね、そのあたりについて、町としてもきちんと施策に活かしていただきたいと思います。

生活困窮者自立支援法の考え方も、福祉事務所のある自治体となっておりますけれども、やっぱり福祉事務所のない自治体におきまして、今特に就労支援ということで私が申し上げましたけども、やっぱり母子家庭とひとり親、父子家庭の場合は比較的仕事はあるかなと思いますけれど、母子家庭の場合はなかなかあってもですね、やっぱりパート職員とかですね、スーパーのパートで時給が700円とかですね、そういう世界なんですね。ですから、700円で20日行っても、掛けるの20日ですからね、8時間働いても、7、8、56、掛けるの20ですから、そういう金額ですから、とても子どもがですね、複数おった場合の生活というのは非常にやっぱり厳しいと思うんですよ。そういう中でも、やっぱり手を挙げなければ認めないよということではなくて、やっぱり実態を見て、これはやっぱり必要だということであれば、職権でやっぱり認定をして、できるだけ貧困対策、子どものうちにやっぱり投資をしてやると。そして、その人たちがやっぱりちゃんと教育を受けて仕事をすればですね、社会に還元してくれるわけだからですね、そのあたりについては、ぜひ今後の施策の中でですね、活かしていただきたいと思います。

トータルで答弁を、トータルで。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに議員がおっしゃいますように、これは非常に難しい問題だというふうに思います。中にはやはり生活保護であったり、あるいは就学援助制度であったり。とにかく頑張って、やはり権利の裏には義務があると思っておりますので、義務を果たすというような思いをもってらっしゃる方も、これもたくさんいらっしゃるのではないかなと思います。ただ、今おっしゃいましたようにさまざまな、就労支援であったり、あるいは子どもへの投資というのは、これはもう今後、美里もそうなんですが、これは全体でやっぱり考えていかなければいけないことだろうというふうに思います。そのような意味におきましては、今いろんなご指摘であったり、ご提案を受けましたので、精査させていただいて検討できるところはしっかりと検討させていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 先ほど議員のほうからありました、我慢している家庭があるんじゃないかというところですけど、確かに「うちは援助は受けない。」ということで我慢をしてらっしゃる家庭も、私も今までの経験の中でしておりますが、我慢されているけども、非常に実際は経済的に厳しいと。そこに気付いて学校のほうからですね、担任が気付きて、校納金が遅れているということで、そして就学援助制度のことを詳しく話をして受給されるようになったというようなこともありましたので、そこらへんは学校にもお話を、見過ごさないようにお話をしていくということで、進めていきたいと思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひ、そういうことですね、お願いしておきたいと思います。

1点ちょっと言洩らしました。出生率が伸びた村というのは言うつもりでのがしましたけれど、長野県の下条村というのがありましてですね、ここは人口が四、五千人の、4,200人かの村なんですね。ここで非常に出生率が伸びたということなんで調べてみたら、一番のポイントは医療費の無料化も確かにここしてあります。一番のここの目玉はですね、要するに村で3階建てのマンションをですね、8棟も9棟も建ててあるわけですよ。そして、大体広さが2LDKのいわゆるマンションですね。これを今のところ8棟、まだずっと1年に1棟ぐらいだけ、まあ10棟ぐらい建っておるかもしれませんね。そういうことで、2LDKのマンションを建ててですね、この普通の通常の家賃の半分、家賃の半分しか取らないと。だけ、宇城市で5万円ならですね、美里町にそういう2LDKのアパートを建てて、家賃を半分にしますということで、先ほどの医療費の無料化、保育料云々と、これに併せて、この住宅を建てて、住宅も極端にと言うか、極めて低額に抑えますよというときに、そういう施策を総合的に組み合わせて、そしていうならばベッドタウンとして、熊本市にも、宇城市にも、一番の通勤に近い所にあるわけだからですね、そのあたりの場所を選定して、そういったこともぜひ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目です。美里町の地域交通網形成計画ということで、この分厚いものが、私も2回読みましたけども、ようと理解ができとりませんが、交通網の形成計画ができました。一応、ずっと分厚くアンケート調査から何から全部、一応見ましたが、何分の1しか理解はしてないかなと思いますけれど。一応、要約をして、自分なりに要約をしましたけど、これは繰り返しになりますから言いませんけれど。ずっと特性から見た課題、公共交通の問題点ということで、まちづくりの方向性、町民の移動ニーズ、公共交通の現状から見て、ずっと課題をまとめてあります。要するに、非常に利用率が低いということ、特に路線バスですね、

熊本バス、あるいは産交バスについても、たまに昼の時間帯に乗りますけれども、ほとんどお客は乗っていないというような状況ですよね。ですから、赤字のはずだなと思いますけど、トータルで、路線バス含めて、福祉バスを含めて6,700万円のお金が町から出ているわけでございます。そういうことで、路線バスについてもですね、先日、産交バスの社長さんの話を聞く機会がございました。何て言われたかというのですね、バスの運転手がですね、ほとんど入ってこない。確かにきつい、ある程度、給料は基本1万円幾らか上げたけれどもですね、そして募集をかけたけれども入ってこない。実際、市内の路線でですね、産交バスで55名運転手が足りない。だから、その分の路線から、要するに減らしとると。本数が100本あったならですね、90本に減らすとか、そういうことで今おる人員をフル稼働させるから、足らん分の路線を切っておるから、相当そういう面では不便をかけてますというような話がありました。そういうことで、非常に今バスの運転手もですね、人員不足ということのようですね。非常に、1万幾ら上げたって言われてるけれども、それもやっぱり労働条件としてはどうかなって思うですよ。もうちょっと上げるなら別だけど、1万幾らぐらい上げて、そらまあ、そういう月々支払う賃金の額も、やっぱり根本的に考えないとやっぱり人は集まらないとだろうと思いますけど、そういう話が実際ございました。

町の路線もですね、産交バス、熊本バスが路線バスとしてありますし、やっぱり非常に全体の利用率からすると年間5万幾らとか出てますから、多いですけど、ただ、本当に時間帯によってはほとんど乗っていないんですよ。だから、やっぱりこの交通計画の運営協議会とかできて、議論されたと思いますけれど、やっぱり会社のほうも昼間のやっぱり人間が乗らない時間帯についてはですね、我々素人から見ても、しゃにむに大きな車を走らせていいじゃないかと思うですね。マイクロバスみたいな小さなバスでもいいじゃないかと思います、素人で。だから、そのあたりのトータルの、やっぱり会社も経営ですから、ある程度補助金をもらわなきゃとてもそれはもうできないから補助金をもらって路線を維持しているということだろうと思いますけれど、そのあたりの、やっぱりバス会社の経営に、やっぱりできるだけ協力するという点と、逆にそういうバスも小さいバスを走らせたらどうですかみたいな、経営に対する提言あたりもですね、それは話の中で出たと思いますけども、そういった点も自治体としてはですね、やっぱりバス会社のほうに要望すべきだというふうに思っております。

一応、3点ですね。町の、まず公共交通の課題。これはここに書いてあります。これ全部言わんでもいいですから、ポイントだけ、大西課長で結構ですから、お願いします。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。町の公共交通の課題ということで御説明いたします。

本年３月に策定をいたしました美里町地域公共交通網形成計画では、地域特性やまちづくりの方向性、町民の医療ニーズ、公共交通の利用状況や運営状況を基に、まちづくりの観点と、公共交通の持続可能性の確保の観点、この２つから美里町における公共交通の課題を整理をしております。

まず、まちづくりの観点からの課題としましては、町外との円滑なアクセスの確保、こちらは路線バスの維持とか乗り継ぎも含めた利便性の向上になることでございます。２点目が高齢者の生活を支える移動手段の確保、３点目がまちのにぎわいづくりの支援、この３点を挙げております。特に、活性化協議会の委員の中に、熊本県警察の方も入っていらっしゃいますけども、本年３月に改正をされました道路交通法により、７５歳以上の運転者は、一定の違反行為があれば３年の更新時を待たずに認知機能検査を受けることになり、最悪の場合は運転免許の取消しや停止となる場合もございます。運転免許の自主返納者や運転免許取消しが増えることが予想され、高齢者の生活を支える移動手段の確保は、高齢化が深刻な本町にとって大きな課題といえると思います。

また、公共交通の持続可能性の確保からの観点からの課題としましては、収入面の強化、路線バス運行者の収入面の強化とかですね、そういった部分も含まれてまいります。また、経費の削減、定時定路線型の公共交通において、利用されておらず非効率な運行が見られる路線もあるということでございます。それと、公共交通の利用促進、意識啓発、これまでなかなか町内においても、そういった利用促進、意識啓発等の手段がございましたが、これらの３つを公共交通の持続可能性の確保の観点からの課題というふうなかたちで位置付けをしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○３番（坂田竜義君） 今後の基本方針、これも具体的な数値目標とかもきちんと出してありますが、これはなかなかまあ、何回も見ましたが、果たしてこのスケジュール通りいくのかなというのがいくつも、見とってですね、感じましたが、基本的に今後の基本方針ということなんですが、やっぱり全部をまとめて美里バスにすると云々ということが出ておりますが、やっぱり一つは広報、宣伝。これがですね、なかなかされていないように思います。というのは、私も６５になりますけども、福祉バスのどこば通って、時刻表がどうだとか、全く分かりません、はっきり言って。豊後大野市というのがですね、去年だったかな、見に行ったとこ

ろで、立派なやっぱりできております。豊後大野市はですね。コミュニティバスの取組みが非常に立派なところがございましたけれど、やっぱりインターネットでちゃんと時刻表が見れるようになっておる所もあるわけですね。今も熊本バスと産交バスはちゃんとインターネットで時刻表が検索できますけども、町のそういうコミュニティバス、福祉バスも、どこの停留所は何時何分っていうのが、つくってある町もあるわけですね。そこまでできるかどうかは別にして。いずれにしても、やっぱり宣伝が、今現在利用している人たちはですね、大体どの路線ば行って、何時に来るって分からすけれども、新たに65歳以上になった人たちはですね、どこの路線を通して何時に来るか、全く分からんわけですよ。ですから、この5カ年計画で実施計画をしてありますけれども、やっぱり今現状がどうなっとなるところの、1回その広報誌で結構ですからですね、路線がどうなっとなつて、大体まあ時刻表までは無理かもしれんけれどもですね、そのあたりの利用者に対する宣伝をまずちょっとしてもらえないかなと、一つ思います。

それから、福祉バスについても非常に利用率が低いと出ています。それから、だけん、問題は、私は思いますけれども、昔思い合いジャンボですか、今はそんな名前使ってないですかね。だけん、ここでいう豊後大野市ではですね、乗り合いタクシーという名前使ってあるんですけども、やっぱり私は現実的に考えれば、これが非常に合っているかなと思うですよ。なぜかと言うと、全部前の日に、全部予約を取るわけですね。全部予約を、何時何分、誰誰さん、そして病院に行きます、どこの病院、郵便局って。それぞれ前の日に予約を取って、全部運行管理者が管理してですね、そしてその同じ地区にある人は全部拾って行って、同じ方向に連れていく。帰りもそういったことで、予約をして「何時ごろ乗ります」という予約を取って。結局タクシーの場合は、一人の人が1台に乗るとというのが原則です。だけん、それもいいですよ。タクシーに、タクシー料金の半分を補助するとか、そんな方法も一つあると思うですね。それから、思いやり、いわゆる乗り合いタクシーということで、同じ地区の人をタクシーが拾って行ってですね、転々と届けると。こういうことばすればですね、利用率の問題は非常にかなりクリアできるんじゃないかなと。一応それは少し触れてはありますが、美里バスというトータルでつくっていきますよっていつでもですね、これでまたルートをつくって、バス停をつくって、時刻表をつくったところですね、あんまり変わらんような気もするんですよ。だから、実際ニーズに合った人に合わせてですね、車を動かせばええて、簡単に言えば。それのお金をですね、ただじゃないから、100円か200円か、500円か、払わせればいいんですよ。利用者に払わせて、そして大部分は町からお金を出さにかいかんかもしれんけど、そういったことでないと、なかなか効率、効率って、やっぱ

乗車率ば上げないかんとかですね、いろんな数値目標が書いてあります。これは絵に描いた餅と思うんですよ。だから実際ニーズに合わせて、車に乗った人に補助金を出してですね、するような方向をもうちょっと、先進地あたりの視察をしたりしてですね、現実的な対応をしなくちゃ、ここにやっぱりこの計画に約1,000万円ぐらいかかるとるんじゃないですか。そういうことで立派な計画はできとりますけど、実際問題として、その住民、特に高齢者のニーズにやっぱりどれだけ応えきるかっていうのは、真剣にやっぱり考えて、協議会も1回限りかもしれないけれど、もう少し区長さんとか老人の代表とか、いろんな寄せてですね、日常的にこういうコミュニティバスのあり方を、いろんな、何ていうか、推進委員会か何か名前は別にしてですね、利用者のニーズを常に把握するためのメンバーを集めた会議ですね、そういったことも必要じゃないかと思うんですよ。現実に乗る人、今から乗りたい人、そういった人の、やっぱり区長さんもそうでしょうし、そういった人の意見を集約して、やっぱりできるだけ本当に住民の足になるような仕組みをですね、ぜひつくっていただきたいと、このように思うところでございます。

最後に一言。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどから議員がおっしゃいますように、こちらは今考えているその想像、イメージをしているのは、やはりまず買い物難民であったり、あるいはもう免許を返納された方がどうやって移動されるのかという中で、美里町、非常に広うございますので、その細部から細かいところからですね、やはりこの商店街に出てきてもらって、そして買い物をしていただく。そういう仕組みができないかっていうところからこの議論はスタートをしているところでございます。これから、実施計画等をつくっていく中で、今おっしゃいました乗り合いタクシーですね、これも現に議論には上ったところではございますが、そういった、例えば先進地を視察をしてみたり、そして本当に何が合っているのか、この町でですね。この美里町では何が合っているのかということ等も踏まえながら、これから住民のニーズに適したそういう計画をつくっていかねばいけません。計画といいますか、そういうネットワークをつくっていかねばいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひ、いろいろ非常に難しいとは思いますが、やっぱりそれぞれお年寄り、免許が停止になった方とかさっきありましたように、そういうことでどんどんそういうコミュニティ、公共交通に頼らざるを得ない人たちが減ることはないというふうに思いますのでですね、そのあたりはぜひ、町民の足のことで

すから、ぜひ研究していただいて、有効な手立てを講じていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後２時１０分といたします。

-----○-----

休憩 午後１時５８分

再開 午後２時１０分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので一般質問を続けます。

次に、１０番、福田秀憲君の一般質問を行います。福田秀憲君。

○１０番（福田秀憲君） 議長、１０番。

○議長（中川政司君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） 先に提出しておきました通告にしたがって、質問をいたします。

まず、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興について、公共交通の再編について、３番目に訴訟についてということで、３点について質問をいたします。

地震と豪雨災害につきましては、一部、４番に重複するところがありますが、私の視点からまた質問をさせていただきますし、先ほど３番議員からありましたけども、公共交通につきましても、少し重複するところがあるかもしれませんが、私の視点から質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興について質問をいたします。

災害からの復旧・復興につきましては、平成２８年地震・豪雨、大きな被害が出ております。その災害に対しまして、災害対策本部の設置、避難勧告、被災家屋の応急修理、広報みさとの号外発行等による周知、応急仮設住宅の建設など、迅速な対応がなされました。また、執行部はじめ職員の頑張りによりまして、美里町の復旧・復興計画もできあがり、本年度から本格的な復旧・復興が行われています。被害が大きかったために、復旧・復興計画では、２８年度か３２年度までの５年間で復興を目指しております。２８年度は、災害復旧事業費として約３６億円の予算を組みました。ほとんどの事業が平成２９年度に繰越しとなっております、３月の定例議会で平成２９年度の新たな予算、災害復旧に関しまして約２５億円の予算を組んで、復旧に取り組んでいるわけでありまして、合計しますと、約６１億円ほどのお金が復旧・復興のために予算化されているということでございます。

この２８年度、２９年度、６１億円の支出がありますけども、町の負担、一般財

源で財政調整基金からの繰入がほとんどだと思いますけれども、どれぐらいになるのか、分かりましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、現在の復旧・復興の現状について、少しお知らせをさせていただきますと思います。復旧・復興の現状といたしましては、査定を受けた国庫対象となるような災害の件数が、公共土木施設災害で235件、農業用施設災害で69件、農地災害で209件、林道施設災害で58件、その他林業施設災害で3件、合計しますと574件となっております。そのうち302件で契約を締結しております。これは発注率といたしましては、52.6%となっております。そのうち106件が竣工済み、つまりもう完了したということなのですが、その完了率はまだ18.5%という現状でございます。

なお、今申し上げましたほかに、宅地被害の復旧であったり、町の単独災害復旧事業、あるいは単独の土地改良事業等もございますし、家屋の解体も母屋と小屋を合わせまして396棟分の申請が上がってきております。そのうち約221棟が解体済みでございまして、その解体のパーセンテージも今現在では56%というふうになっております。現状ではこのような状況でありますので、完全な復旧・復興にはまだまだ相当な時間を要するものと考えております。

なお、議員からご質問であります予算措置、今町の繰出しはどれぐらいになるのかという話でございしますが、この復旧・復興は、5年の歳月をかけて終結させる予定としております。その間、莫大な予算を必要といたしますが、基本的には28年度と29年度に町の予算は大きく膨れ上がりますが、30年度以降は通常予算ベースに戻るものと予想をしているところでございます。

なお、平成28年度の震災、豪雨による災害復旧費関連予算が、これは繰越も含めまして36億8,000万円、先ほどおっしゃったとおりでございます。36億8,000万円余となっており、その11.9%にあたります4億4,000万円が町の持出しとなっております。おそらくこれには、町の単独の事業費等も入っておりますので、11.9%になっているというような状況です。

また、平成29年度の速報値でございしますが、災害復旧関連予算としておっしゃいましたとおり、25億7,000万円余を組んでおります。そのうち、町の持出しというのが裏負担になってくるのか、裏負担と持出しを合わせて9.2%にあたります2億3,600万円余りが町の持出しとなる予測でございます。

今、申し上げましたとおり、復旧・復興には莫大な予算が必要であり、改めて財政調整基金の重要性を再認識したところでございます。また、これはいずれも激甚災害に指定していただいておりますし、また非常に優位な起債も活用させていただ

いているところでございます。とは申しまして、今後起債の償還のピークを平成32年に迎える予定となっております。そういった意味では、慎重に財政運営を行っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいまですね、町長のほうから、件数と完了率あたりもお知らせをいただきましたけれども、書きとめるのがちょっとできないところもありましたので、まとまったやつがあれば、またあとでもいただければと思います。

この一般財源、要するに持出し分の幾らになるのか、何%になるのかって聞きましたのは、熊本県の集計で、以前新聞にも出ておりましたけれども、被災した20市町村の実質負担率は、平均で5.3%というような数値が出ておりました。それと比較してどうなのかなということで質問をさせていただきましたけれども、計算の仕方でいろいろその数値が違ってくるのかなという思いがしております。なるべくですね、財政調整基金を使わないで、国・県のお金をいただけるような方策をとっていただければと思います。

この財政調整基金は不測の事態に備えているんで、こういうときに使わないとやっぱりいけないのはいけないと思いますけども、やはりこれから先の財政運営を考えたときには、財政調整基金がないとなかなか運営が難しいのかなという思いがしておりますので、そこは国・県との連携をですね、また密にさせていただいて、つながりをつくっていただければと思っております。

復旧は、現状復旧というようなかたちでなされておりますけど、復興というのはそれに付加価値を付けて改修をしていくというようなことじゃないかと思っておりますけれども、具体的にその復興というのは、どういう事業を考えておられるのか、よかったですら。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これ、県のほうでも創造的復旧とか、創造的復興というような話をされます。ただ、現実には言わせて、国の査定を受けて国からの補助をいただきながら復旧を進める場合、やはりどうしても原理、原則として、現状の復旧というかたちになってまいります。では、どういうかたちでその復興、さらにいいような復旧をしていくか、復興を図っていくかということの中では、例えば、町が単独でやる分に関しましては、同じような災害が起きた時に、できる、また同じような災害があった時に、それに耐えうるようにできるだけ知恵を絞って、ルールの範囲内でやっていくであったり、例えば、今二俣の整備を、復旧を行っているわけですが、これは以前にも質問出たことなんですが、そこを今後また観光地化するにあたって、それに附帯してその付加価値を高めていくような整備を、少しプラスしてや

るとか、そういったことを今考えているところでございます。

ただ、いかんせん、県がおっしゃるその創造的復旧とか復興というのは、具体的に、じゃあ何をどうするのかと言われると、なかなか難しいところがあるというのが現状でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この復興というのは、なかなか国の予算が付きにくいという話を聞いておりますので、現在、復旧をしている所で、復興というのはなかなか難しいんじゃないかなと思いますが、同じ所が何回も災害が出ているという所は、やっぱり復興というかたちで事業をしていかないと、なかなか、また起こる可能性があると思いましたので質問をさせていただきました。

6月3日付の熊日新聞には、県域全体の復旧事業の進捗状態が、復旧事業名、件数、発注済み、発注率、工事完了、完了率と一覧表で記載されて、掲載されてました。それをちょっと持ってきましたけども、こういうかたちになっております。この復旧・復興の状態も、町の広報あるいはインターネットのホームページあたりで発進はされると思いますが、定期的にその発信もどれだけ完了しているのかを、皆さんにお知らせしたほうが私はいんじゃないかなという思いがしております。それと、その一覧表をつくったのを大きな紙につくって、庁舎の玄関に貼って、これだけ進めますよというかたちで、皆さんにお知らせしたらどうかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 確かに今、まだまだ通行止めであつたりですね、あるいはまだその事業が途中であつたりで、非常に町民の皆さんにはご迷惑であつたり、ご不便をお掛けしているところはたくさんございます。その中で、今どこまで進捗していますよ、あるいは大体目途が見えてきました。これぐらいにはもう完了しますよといったことを周知していくっていうのは、やっぱり目標ができますので、そこまで我慢すればいいんだというような目標ができますので、非常に有意義なことだというふうには考えております。ただ、いかんせん、件数がですね、非常に多ございますので、そういった意味では例えばハード面ですね、道路であつたり、あとは河川であつたり、農業であれば農業施設、用水路等であつたり、そういったハードのもうごく生活に身近な、そういった所の進捗状況等につきましては、町のホームページ及び広報誌あたりで実施計画等を掲載して、大体これぐらいになりますよとかというのは、周知していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 私は先ほど言いましたけれども、その一覧表をつくって、表

の大きいやつをつくって、玄関の掲示板あたりにすれば、わぁこれはやはりこの職員も頑張って取り組んでいるなというやつと、やっぱりオール美里で取り組んでいるっていう状態が、皆さんに知っていただけるんでいいんじゃないかなという思いがしておりますので、ぜひですね、その頑張りを見せたらどうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほど4番議員から、4番議員からですね質問がありましたけども、仮設住宅と今度災害公営住宅、この件で少しお尋ねをいたします。

この仮設住宅に住んでいるっていうのは、原則は2年間というふうに決められているわけでありまして。災害公営住宅をつくるにあたりまして、仮設住宅に入っている人の意向は調査をされていると思いますけれども、みなし仮設、これに入っている方が20世帯おられるということでありまして、この方あたりの意向調査、また親戚に身を寄せておられる方なんかもおられると思いますが、そのあたりの意向調査あたりなどは済んでいるんでしょうか、されるんでしょうか。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

災害公営住宅の件につきまして、応急仮設住宅、みなし仮設住宅及び公営住宅に入居されている世帯の方々に対しまして、本年3月に県の様式をもちまして、アンケート調査を行っております。

以上です。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 3月に調査をされたच्छゅうことで、もうみなし仮設の方も全部調査をされて、親戚の所に行っておられる方も全部調査は済んでいるということでございますか。

○議長（中川政司君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） みなし仮設住宅につきましては、親戚の方々等に行かされている方については、まだやっております。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この災害公営住宅あたりをつくるにあたりましては、私たちが昨年視察した長野県の栄村、先ほども話が出ましたが、栄村では災害公営住宅を建設をされました。そして、その栄村、災害公営住宅をつくって6年が経ちましたけれども、今は空き家ができて、それをどうするかच्छゅうのが大きな課題になっているというような話も聞いております。

また、新聞にも載っておりましたが、東日本大震災によりまして、災害公営住宅がつくられました。しかしながら、多くの人が入居辞退をされているという

ことであります。何でかと言うと、建設までの時間がかかり過ぎたとかですね、入居の予定の方が亡くなられたとか、いろんな事情がありますけれども、その空き家ができてしまっているということでもあります。今度10軒つくられますけども、そのあたりの入居者の把握っていうのは、ぴしっとした把握をしていただきたいなという思いがしております。

それと、先ほど質問の中にありましたけれども、仮設住宅を災害公営住宅化したという町長の答弁がありましたけど、このあたりはですね、県から譲渡を受けて、そのあたりできるのかどうか。災害での、法的にですね、そのあたりができるのか。

それと、もう一つはですね、先ほど建設課長でしたか、お答えがありましたけれども、災害公営住宅は3年すると、普通の人が、一般の人が入れますよというような答弁がありましたけども、ほかの東北とかこの栄村あたりは、入る人が災害を被った人が入るようになってますので、一般の人はですね、3年経っても入れないんじゃないかなという思いがしておりましたけども、そのあたりの法的な関係はどうなっているのでしょうか。この3年っていうのは、入居して、所得が上がって3年経ったら、その所得の高い人は出て行っていただくというようなことは聞いておりますけれども、一般の人が入れるのかどうか、法的に大丈夫なのかどうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、今の仮設住宅をその他の用途で使えるのかということでございますけども、原則として、これまでは仮設住宅はですね、基本的にはもうご案内のとおり、プレハブですね、プレハブ仮設が主でありましたが、確か阿蘇の豪雨災害の時だったと思いますが、あの時に実際に基礎をしっかりと、べた基礎でつくって木造の仮設をつくられたと。その後も要は2年過ぎたあとも使っていらっしゃるといようなこともあって、知事のほうからは「2年経って解体をするのではなくて、またその今建っているやつを、また発展的に使ったらどうだ。」というような話を受けております。これは解体するのを県が解体するそうでございますので、せっかく今美里で、しっかりと基礎でしっかりと建物が建っている、それを私は活用しない手はないと思っておりますので、そういった意味では県から譲渡を受けたあとは、町がやるのか、あるいは県がそこまでしてくれるのかっていうのはまだこれからのお話だと思いますが、今非常に1DKであったり、2DKであったりという、少し狭くつくってありますので、そのへんは改修して今後使えるようにしていきたいというふうな考えをもっているところでございます。

それから、3年後から入れるのかと、一般の方が入れるのかというご質問でございますけれども、公営住宅法に基づいてこの災害公営住宅というのは建設をされるということを聞いております。一般入居がやっぱり3年後からは可能になるという

ふうに私は伺っているところでございまして、３年後からもう、例えばそうであれば３年後から、例えば３０年後ぐらいまでですね、しっかりもつようなそういう災害公営住宅をつくらせていただいて、空きが出たときには、これはある意味、つくったのは災害公営住宅として作りましたが、空きが出た時点で、例えばこれを町営住宅のようなかたちで運営していくというようなことができないかというようなことも考えていたところでございまして、今こちらが認識しておりますのは、一般の入居も３年後から可能だというふうに伺っているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） えっとですね、昨日ですね、熊日新聞の社説の中で、ちょっと読んでみますけども、「東北３県では、６％にあたる１，４００戸が埋まらず、空き家の状態だ。背景には完成時期の遅れや、交通の便の悪さ、高齢化の進展などがある。仮設住宅からの移転が多く、高齢化率の高い災害公営住宅は、将来の活用が課題として指摘されてきた。阪神大震災から２２年を迎えた兵庫県内では、維持管理の財政負担が自治体に重くのしかかっている」というような社説も出ておりますので、私はそうやって災害公営住宅がほかの人に貸せるのであれば、こんな問題は出てこないんじゃないかなと思いましたので、そのあたりちょっとまた調べて、法的に大丈夫なのかは調べていただきたいと思います。と思っています。

それと、先ほど言いましたように、これはやっぱりできるだけ早くですね、建設をして、入居者の希望に添うようにするとともに、この適正な戸数といいますか、そのあたりもですね、十分に調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、先ほど３番議員からも質問がありましたけれども、私の視点から、美里町の公共交通網の再編について質問をいたします。

公共交通再編の取組みは、さらなる高齢化社会を迎えるにあたりまして、早急に取り組まなければならない重要な問題であります。この定例会にあわせて、美里町地域交通網形成計画という冊子が配付をされました。その質問の大半が、この冊子の中に網羅されていますけれども、確認も含めて住民からの要望、また私自身が公共交通を利用することを想定して、質問をさせていただきたいと思っています。

平成２９年度から５年間で、公共交通の再編に取り組むようになっております。再編に向けて基本的な方向性っていうのは、先ほど３番議員に説明をされましたので分かりました。この交通網を含めて、交通手段の編成計画となっておりますけれども、交通網の再編にあたって、美里町地域交通活性化協議会というのを起ち上げておられます。この組織がどういう組織なのか。この交通網の再編にあたりましては、交通の路線とか道路の規制、利用者の要望、道路運送法等の規定など、いろん

な角度から検討が必要だと思いますので、どういう組織なのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 地域公共交通活性化協議会についてご説明いたします。

地域公共交通活性化協議会とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定される協議会でございます。地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会を組織することができるとされております。

協議会の構成員は、法第6条第2項で、1. 地域公共交通網形成計画を策定しようとする地方公共団体、2. 関係する公共交通事業者等道路管理者、公安管理者、その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者、3. 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地方公共団体が必要と認める者、というふうに規定をされております。また、道路運送法施行規則第9条第2項では、道路運送法施行規則に規定される地域公共交通会議の構成員を含む場合は、道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の設定、または変更の協議ができることとされております。

本町では、法律の規定に基づき、昨年5月に美里町地域公共交通活性化協議会設置要綱を整備し、協議会を設置しております。構成員は、公共交通事業者等として熊本バスほか6社、道路管理者として宇城地域振興局土木部及び本町建設課、公安委員会として熊本県警察宇城警察署、地域公共交通の利用者として美里町嘱託会ほか6団体、学識経験者として熊本学園大学教授、その他本町が必要と認める者として九州運輸局、熊本運輸支局ほか8名の方、合計28名の方になっていただいております。

協議会が所掌する事項は、網形成計画、再編実施計画の策定及び変更に関する事項、計画の実施の協議及び変更に関する事項などのほか、道路運送法施行規則に規定されています地域公共交通会議の構成員である九州運輸局の方にも構成員に入っておりますので、運賃等の設定または変更の協議に関する事項も要綱のほうに含めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この公共交通を論議するには必要な方々、ほとんど入っておられて協議をされているということでございます。この課題の解決に向けてですね、スムーズな運営がなされることと思っております。

先ほど、大分の豊後大野市の公共交通について、3番議員からも発言がありまし

たけれども、ここでは今まであった全てのバスを見直して、コミュニティバスと相乗りタクシーですか、に切り替えたということであります。ということは、路線の廃止とか新設は、簡単にできるというふうにお聞きをいたしました。先ほどの協議会というのは、起ち上げてずっと継続しておられると思いますが、その中で論議すれば、その路線の新設・廃止っていう見直しは、即座に、即座にといいますが、早くできるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 路線の設定あるいは見直しなど、柔軟にできるかというようなご質問だというふうに思います。路線の設定・見直しにあたりましては、各交通事業者の運行状況であったり運営体制、あるいは経営体制などから、例えば今走っている路線バスですね、こういったところに路線の設定とか見直しをしてくれって言っても、これはなかなか難しいところがあるかもしれません。ただ、町がこれから策定していこうというような、町がカバーしていく、要は路線バスは大通りしか走りません。大きな道しか走っていきませんので、その他の所をいかにしてカバーしていくかというのが今回のこの網の再編にとって一番大事なところだろうというふうに考えております。そういった意味では、先ほど乗り合いタクシーの話等々もございましたけども、要はつくったけども、つくってはみたものの、実情に合っていないであったり、ニーズを拾いきれていないということであれば、これは町がいろいろと枝葉の部分、枝葉の部分に関しましては、やはりその使う人、ニーズに合う、やっぱりそういったのをこれはつくらなければいけないというふうに思います。そういった意味では、今後協議を十分に行っていかなければいけないというふうに思いますけども、例えば、もう実施をしていく上で、途中で、やはりこの路線では、こういう運び方ではなくて、また別な運び方、あるいは別の路線があるのではないとか、そういったやっぱり見直しっていうのは、いい方向、いい方向に進めるのであれば、改善していく意味でも柔軟にやっぱり対応をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、やはり今の現、例えば熊本バスであったり産交バスであったりというのが、これは美里だけを走っている話ではなくて、やはり山都町から、こっちから来たら松橋のほうに行ったり、あるいは甲佐町のほうに行ったりするわけでございますので、そこを大幅に変えてくれっていうのは、ひょっとしたら難しいかもしれませんが、ただ、美里町の独自のそういう交通網をつくっていく上では、やっぱり要望するべきはしっかり要望していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 何でこう柔軟にできないかというお話を、質問をさせていた

だきましたけれども、住民の方から、私は今馬場に住んでおりますが、あそこに団地とかいっぱいあって、お年寄りの方が「ここば通れば便利になっていいがな。」という声がいっぱいあって、あそこは何も通りません。バス停まで行くのに相当時間がかかりますので、あそこには団地が大分あって、お年寄りも増えてきておりますので、そのあたりの、柔軟に見直せば、同じ甲佐に行くでもそっちを通れるようなルートがあればいいのかなという思いがしたので、この柔軟に対応できるのかどうかをですね、質問をさせていただいたところです。

県内では、長洲町、水俣市、山都町などが公共交通の再編を行っております。長洲町では、路線バスを全廃して予約乗り合いタクシーに切り替えております。導入前に比べて、500万円以上削減できたということでもあります。また、家に閉じこもっていたお年寄りが、便利になったので外出するようになったという効果も生まれているということでもあります。水俣市では、町内を走るコミュニティバスのほかに、空白地帯を埋めるために、週1回定期定路にタクシーを運行しているということでもあります。すごく便利で、便利になっているということでもあります。それと、スクールバスに一般乗客を乗せる、混乗乗車を行っているということもあります。山都町では、スクールバスを活用した、スクールバスを逆に活用してコミュニティバスとして運行しておられるということでもあります。美里町では、スクールバスに一般乗客を乗せる混乗乗車についての検討はされるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほど議員のご質問にもございましたが、柔軟に対応できるのかということで、確かにこの北校区がですね、いろんな意味で便利のように見えますが、実際は車を持たない方々が不便をされているというような現状もありまして、そういった意味では拠点をこの中央地区にも設けてですね、そしてその拠点までをいかにして運ぶかということも今考えているところでございますので、付け加えさせていただきます。

なお、スクールバスの混乗に関しましては、今運行中のスクールバスをコミュニティバスとして活用する事例っていうものは、全国的に見られます。登下校時のみ、このスクールバスというのは使用されておりますが、その間ですね、子どもたちを運んで、朝と夕方、その間、その間をこのスクールバスを使うというようなことも考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

また、混乗、一緒に例えば、朝から一緒に子どもたちと地域の方々が乗られると、そういったのも含めて、このスクールバスの利用については、今検討を進めているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） このスクールバスっていうのは、やっぱりこの児童の送迎が最優先されるのはもちろんでありますけれども、このコミュニティバスとして利用できるようにしておけば、利用率は上がるし、効率的に運用ができるんじゃないかなという思いがしておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

やはり公共交通といいますと、買い物、病院、役場、金融機関、こういう所に行きたいんだけど、先ほどみたいにバス停が遠いと、路線を見直せないかということもありますし、バスの本数がまた少ないというような声も聞くわけでありますけれども、交通再編をした市町村の編成の仕方あたりを見てみますと、住民との意見交換が相当行われていると。住民の、住民が納得できるような意見交換が行われているということでもあります。そうすることによって、地域の住民が公共交通に非常に関心をもって、利用する人も増えてくるというような話も聞いておりますので、お互いに納得できるまでですね、完全な納得というのは難しいかもしれませんが、ある程度、それならというような納得できるような意見交換が大切じゃないかなと思いますけれども、そのあたりは考えておられますでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この公共交通の再編につきましては、やはり一番心配、心配といたしますか、対象になってこられるのはやっぱり高齢者の方であろうというふうに思っております。そういった意味では、高齢者を対象として、町内のいきいきサロンですね、意見交換を行ったり、あるいは小学校区単位での意見交換会を開催したいというふうに、今検討を進めているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ぜひですね、この意見をいろいろ聞いて、いろんな要望がありますけれども、実現できるようなやつは実現していただくようにですね、していただければいいかなという思いがしております。よろしく願いいたします。

それと、最近高齢者の運転による交通事故が多発をしております。私も相談を受けましたけれども、「免許証の返納をしたいんだけど、食料品、また日用品買うとどうしても車が必要で手放せない。便利がよければ手放したいんだけど。」ということも聞いておりますけれども、この買い物に関しては、商工会あたりとの連携とかですね、あとバスの利便性ですよ、このあたりがどうにかならないかなという思いがしております。この両方ができれば、免許を返納する人が大分増えるんじゃないかという思いがしておりますけれども。

それと、その免許を返納した人には、例えばコミュニティバスに乗った時に少しの割引がありますよとか、そういうやつ、特典ですかね、そのあたりも考えておら

れるのかどうか。考えられたほうがいいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この交通網の再編につきましては、やはり買い物難民あたりが出て、現時点でもそうやって困っていらっしゃる方はいらっしゃると思います。そういった意味では、そういった方をどうやって救済していくのかということも、この交通網再編の一つの目標であろうというふうに考えております。

それから、商工会の皆さんに、昔よくありました。その地区に出前で売りに来ていただける、そういったことができないかどうか。これはやっていただいて、そこでちゃんと利益が上がるかどうかというのにも関係してくるのかもしれませんが、相談はさせていただきたいというふうに思っております。

それから、免許を返納した方を割引するというのは、確かどっかの自治体か何かでも議論が始まっているんじゃないかなというふうに思います。そういった先進的な取組みであったり、果たしてそれをどう取り入れていくのかというようなことも含めて、今後そういったのも、今日もいろいろご提案をいただいておりますので、そういったものを含めた実施、含めた中でしっかりとやはり交通網の再編を行っていかねばいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この利便性が向上して、利用をしやすくすれば、長洲町のようですね、引きこもりがちだったお年寄りも外出の機会が増えてくるというようなことは、もう目に見えているわけであります。しかし、この利便性を追求すればするほどですね、この運行の経費っていうのが膨らんでくるんじゃないかなというふうに思います。その兼ね合いをどうするのか。運行の経費をどれぐらいに抑えるのか。乗車率の基準をどうするのか。いろいろ目標設定はされていると思いますけれども、内容の確認も込めてですね、お知らせをいただければと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

美里町地域公共交通網形成計画では、経費、乗車率についての目標設定については、今のところ利便性を高める観点から設定はしておりません。ただし、計画の達成状況を評価するため、計画全体に対する数値指標と、基本方針ごとに設定した7つの目標ごとに指標を設定をしております。

なお、経費面については、本年度策定を予定しております再編実施計画、こちらを、こちらは交通事業者とか住民の代表者、利用者の方等に参加していただいて、策定を進めていくことになるのでございますけれども、こちらを策定し、国の認定

を受けることによりまして、受けられる補助金等の支援制度、そういったものを活用して、できるだけ経費面の節減に努めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この経費の面ですけれども、ある程度目標設定はしていたほうがいいんじゃないかなという、私は思いがしております。というのは、みんなを救済するために、どこまでも利便性を追求するあまりに車を走らせていたら、もう経費が幾らあって足りなくなるんで、ある程度、これぐらいの範囲でやりますよと。今まで、平成27年度が大体6,700万ぐらいですか、28年度が6,300万ぐらい使っておりますが、それよりも抑えるんですよってというような目標設定というのは、してからやったほうがいいんじゃないかなという、私は思いがしております。ぜひですね、目標設定もしていただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この交通網の再編につきましては、やはり先ほどから何回か出てきておりますが、買い物弱者の方をどうするのかであったり、やはり免許を返納された、要は移動ができない、やはりこの長洲町とですね、まず美里はこれ若干違うということはご理解をいただきたいと思います。私も長洲のほうは大分調べさせていただきましたが、あそこは人口密度からしましても、町の広さも非常に小さいですし、平野部が非常に多いと。そして、人口密度も高いという中での運用でございますが、美里町におきましては、やはりこれだけの広大な面積がありますし、地区、地区も点在をしております。そういった意味で、やはりそういう中でちゃんと生活をしていっていただく、それを前提に盛り込んで再編というものを考えていかなければいけないと思っておりますので。ひょっとしたら、できる限りこれはいろんな知恵を絞りながら、経費というものは抑えていかなければいけないというふうに思いますけれども、ある意味、便利になることによって若干その経費が、ひょっとしたらですけれども、まだこれはもちろんおっしゃいますように、その数値目標というのはまだまだ具体的に、じゃあどういう所にどういうものを走らせようとか、どういう網を今後整備していこうというので変わってくると思いますけれども、それはしっかりと定めなければいけないと思いますが、経費に関しましてはまだ今担当の課長からも説明がありましており、出していないような状況でございます。これから、例えば乗り合いタクシーにするのか、あるいはコミュニティバスを細部まで走らせるのか、そういったことでまた変わってくると思いますので、そういった試算ができた時点で、またしっかり練らせていただければというふうに思っていると

ころでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） やはりもう、交通網の関係ですね、方々まで走らせればもうきりがいい金額になると思いますが、ある程度のやっぱり、ここまでやるんだという目標の設定は必要になってくるかなという思いがしております。やはり、将来を見据えて、効率的で利便性が高く、経費のかからないような公共交通の再編を目指してもらいたいと思います。担当される人も大変だと思いますけども、よりよい公共交通ができることを期待しております。

次に、訴訟についての質問をいたします。

美里町に対して、訴訟が起こされているというふうに聞いています。うわさ話では聞いていますが、その訴訟内容については、町のことでありますのでよく分からないわけでありまして、誰からどういう内容で訴えられておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 昨年の7月11日に、議会で議決されました議員辞職勧告決議により精神的に苦痛を受けたとして、国家賠償法に基づきまして、原告訴訟代理人弁護士より、熊本地方裁判所に美里町を被告とする訴状が提出されております。

訴訟に伴う関連予算につきましては、昨年の第6回議会臨時会においてご議決をいただいているところでございます。

訴訟の内容につきましては、被告の美里町に対して、損害賠償責任並びに謝罪広告を求めるものでございますが、詳細な内容の説明につきましては、現在請求内容につきまして争っている段階でございますので、控えさせていただきたいと思っております。

現在の状況といたしましては、昨年の8月17日に第1回目の口頭弁論が開かれ、その後、争点整理のため原告、被告、双方がそれぞれ数回、準備書面を熊本地方裁判所へ提出しているところでございます。なお、準備書面の内容につきましても、係争中のため説明は控えさせていただきたいと思っております。

今後につきましては、口頭弁論が数回開かれると思っておりますが、終結までにはもう少し時間がかかるのではないかと考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今後はそのどれぐらいの期間かかるのか、そのあたりはまだ把握できていないと、裁判の行方で分からないということであると思っておりますけれども、今後、裁判が進んだときには、それまでの内容をですね、話せる部分については話して、議会のほうにも話していただきたいし、これは広報あたりでの公表とい

うのは、やっぱり裁判に差し支えるからできないということなんでしょうか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議会に対しましては、この裁判の予算、関連予算というものを
ご議決いただいておりますので、今、どういう状況であるというところは説明をさ
せていただきたいというふうに思っております。ただ、これを広報で流せるかどう
かっていうのは、非常に難しい問題でございますので、今ここで私が流せます、流
せませんと答えるのはちょっと厳しいというのが現状でございます。そのへんは、
やはり弁護士の先生であつたり、に相談をさせていただかないと、ここで流せます
とか流せませんというのは、非常に厳しいというのが答えでございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今後、今裁判中ということでございますので、今後ですね、
裁判をいろいろされて、私たちに知らせてもいいなという情報があればですね、も
う機会を捉えてぜひ私たちにお話をいただければと思います。

先ほど、誰がというふうにもお尋ねしましたけれども、そのあたりもやっぱり裁
判の都合ということで、お答えができないという理解で・・・。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回のこの答弁に関しましても、担当の弁護士の先生とはすり
合わせをさせていただいております。その中で、個別の名前は控えた方がいいでし
ょうというような指導を受けているところでございますので、ご理解をいただきたい
というふうに思います。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 先ほども申しましたけども、この裁判の途中でもいいですが、
途中経過でも話せる部分はですね、機会を捉えてぜひ周知を、周知といいますか、
お知らせをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、10番の質問を終わります。

○議長（中川政司君） これをもちまして、福田秀憲君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全て終了しました。これで、一般質問
を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定しました。
明日 15 日木曜日は、午前 10 時から会議を開きます。
それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 3 時 06 分

第 3 号

6 月 1 5 日（木）

平成29年第2回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月15日（木）

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
- (1) 総務常任委員会委員長
 - (2) 経済建設常任委員会委員長
 - (3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第33号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第34号 平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第35号 平成29年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第36号 平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第37号 町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第38号 町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第39号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第40号 美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて
- 日程第10 報告第1号 平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について
- 日程第12 報告第3号 私債権等の放棄の報告について
- 日程第13 同意第4号 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第5号 美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第6号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第7号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第8号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第9号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第10号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第11号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第21 同意第12号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第22 同意第13号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第23 同意第14号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第24 同意第15号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第25 議員派遣の件について
 日程第26 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	向山照美君	福祉課長	中村武志君
健康窓口課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	下田幸輔君	建設課長	長井寿浩君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
教育課長	倉田辰実君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	津田里美子君
------	------	----	--------

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

日程に入る前に、町長より昨日の濱田憲治議員の一般質問の答弁内容の訂正の申し出がっておりますので、発言を許可いたします。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、訂正の発言をさせていただきます。

昨日、濱田議員の一般質問の中に、災害公営住宅の補助率の話が出てまいりました。その中で「４分の３」という答弁をしたわけなんですが、「国庫補助が４分の３付くためには、市町村で１００戸以上又は全住宅の１割以上が滅失した」、要は「全壊でなければいけない」というふうになっております。美里の場合、１００戸以上又は全住宅の１割以上が全壊ではありませんでしたので、補助率は「３分の２」ということになりますので訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の答弁の訂正を終わります。

—————○—————

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） 改めまして、おはようございます。

本定例会における総務常任委員会の活動報告をいたします。

総務常任委員会を一昨日１３日に開きましたので、内容報告をいたします。出席者は、中川議長、上村委員、坂田委員、それに私吉田美好でございます。執行部より、吉住総務課長、大西企画情報課長、田上会計課長、中嶋税務課長に出席を願いました。

平成２９年度一般会計予算書（第１号）について、それぞれ所管する箇所についての説明を求めています。

特記すべき金額の補正はありませんでしたので、補正予算外についての質問・意見の場とし、公衆無線ＬＡＮ環境整備事業についての報告を受けております。

また、関連として、光通信システムの開始時期についても説明がっております。４７局については本年の９月、４８局ほかは３０年の２月、いずれも本年度中に供用開始となるとの報告を受けております。念願でありました事業が完了することで、新たな町の発展を望むものであります。

ほかに質問もなく、執行部には退席をしていただき、その後、常任委員研修につ

いて意見を出し合いました。それぞれが研修内容、研修先を模索し、後日、再度話し合いをもつこととなり、委員会を閉会いたしております。

以上で報告を終わりますが、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に止めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） おはようございます。

それでは、経済建設常任委員会の報告を行います。

6月13日、午後2時15分に、経済建設常任委員会を開会しております。出席者は、福田委員、今田委員、濱田委員、そして私松永、4名の委員と、下田林務観光課長、宮寄経済課長、長井建設課長、北島水道衛生課長同席の中、平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）について説明を受けております。

林務観光課関係では、林道維持費として林道土捨場関連予算が計上されております。また、林業施設災害復旧費の重機等借上料が計上されております。これは今後の災害復旧に対応したいということであります。

経済課関連予算では、農業振興費で経営体育成支援事業補助金や、攻めの園芸生産対策事業補助金などが計上されております。農村地域防災減災事業ハザードマップ作成業務委託料は、2カ所のため池のある地域の災害避難時のマップ作成と聞いております。

委員からは、現在使われていないため池など調査する必要があるのではないかという意見もございました。

なお、建設課関係、水道衛生課関係においては、職員異動による手当等の補正であるということでもございました。

午後３時１０分に閉会をしております。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。報告漏れにつきましては、他の委員の補足を求めます。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 社会文教常任委員会報告をいたします。

一昨日の６月１３日、本会議後の午後２時１５分より、社会文教常任委員会を開いています。出席者、上田議員、吉田起登副議長、光井議員、私渡邊です。執行部より、北島水道衛生課長、中村福祉課長、向山住民課長、山田健康窓口課長、倉田教育課長、吉永教育長の出席をいただいております。

平成２９年度一般会計補正予算、特別会計補正予算については、本会議において説明をされていますので、各担当課の報告事項について、説明また質疑を行っております。

まず、北島水道衛生課長より、熊本地震災害による家屋解体の受付について、５月末で締め切っている。５月末現在、解体申込みは、母屋２１１件、納屋１８５件、合計の３９６件の申込みを受け付けている。その中で解体が完了している部分で、母屋が１１２件、納屋１０９件、合計の２１１件の解体が完了しているという報告があり、その後、北島課長は退席をされております。

次に、吉永教育長より、学校給食について説明があっております。現在、町職員と非常勤職員で給食を作っているが、職員の退職に伴い、今後、安全管理がますます必要になる。また、アレルギーの子どもは別に給食を作っていることから、非常勤職員では責任がたいへん重く、困難と考えている。隣接の宇城市、宇土市、甲佐町は、外部委託を現在されており、本町においても平成３０年度より、外部委託へ一部学校指定し行う計画をしている。６月議会後、１０名の検討委員会に大学教授も入れて委員会を開き、１２月の議会で報告できるようにしたいという報告を受けております。

また、外部委託になるが、町職員の管理栄養士がいるので、その管理によって作ることになる。また、非常勤職員は委託業者に雇用をお願いも考えているという報告を受けています。

次に、倉田教育課長より、中学校統合について、これまで4回の中学校統合審議会を開いている。今後、3回審議会を開き、12月まで取りまとめたいたとの報告を受けています。

次に、向山住民課長、山田総合窓口課長より、5月の住民健診において、当初1,300名の受診を予定していたが、836名の受診があった。以前より受診率が上がっているが、今後、受診率アップに努力したいという報告を受けております。

その後、常任委員会研修についての話し合いを行っております。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。報告漏れがありましたら、委員の方にお問い合わせいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

これをもちまして、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第33号 平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中川政司君） 日程第2、議案第33号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第33号について質問をいたします。

先ほど総務委員長のほから少し触れて報告がありましたけれども、9ページの公衆無線LANの環境整備事業設計監理業務委託料ということで200万円組んでおられますが、以前はこの整備工事ということで410万円組んでおりました。これ

が国の補助ということでできるようになったというふうに話を聞いております。それで、以前の予算を組んでいたのより半分ぐらいになっていますが、それでできるのか。

それと、観光施設ということで、いっぱいありますけれども、どのあたりを整備されるのかを教えてくださいと思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

今回、情報推進費の委託料に２００万円、公衆無線ＬＡＮ環境整備事業設計監理業務委託料を計上させていただいております。当初予算におきましては、その下、工事請負費に観光施設等無線ＬＡＮ設備施設及びフリーＷｉ－Ｆｉ環境整備工事としまして４１０万円を計上しておりましたが、本年３月２８日に、総務省より公衆無線ＬＡＮ環境整備支援事業に係る提案の公募が開始をされました。

この事業は、防災の観点から、防災拠点でのＷｉ－Ｆｉ環境の整備を行うとともに、災害発生時の情報伝達手段確保のため、被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点におけるＷｉ－Ｆｉ環境の整備を行う事業に対して、費用の一部が補助されるものでございます。本町でもこの提案の公募に対し検討を行い、この事業に応募しました結果、５月末に事業採択の内示を受けたものでございまして、今回、設計監理業務委託料として２００万円を計上させていただき、詳細な設計に取り掛かるものでございます。補助率は３分の２というふうになっております。

設置予定の箇所としましては、官公署としまして役場両庁舎及び中央公民館、避難所としまして指定緊急避難所、指定避難所、合計８カ所。こちらは、中央小体育館、総合体育館、福祉保健センター湯の香苑、砥用中体育館、砥用小体育館、老人福祉センター、海洋センター体育館、励徳小体育館、以上の８カ所。また、本町には県立自然公園がございますが、その自然公園内にあります施設、こちらのほうに３カ所。御坂遊歩道「日本一の石段」、美里ガーデンプレイス家族村、フォレストアドベンチャー美里、こちらの３カ所。また、文化財としまして２カ所、こちらは二俣橋と霊台橋。それと、観光案内所につきましてが２カ所、御坂遊歩道「日本一の石段」駐車場、美里物産館よんなっせ、こちらの２カ所。合計１８カ所を現在予定をして詳細設計に取り掛かるものでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） 今回は、設計監理だけをされるということで理解させていただきます。１８カ所ということで、ぜひ早くできるようにお願いをしておきます。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 7番、吉田美好君でございます。

10ページの、これは経済課の絡みだと思いますが、農業振興費として青年就農給付金1,350万円が減額で、次の段に農業次世代人材投資事業補助金として1,350万円あります。これは単なる名称が変わったものかというのをお尋ねしたいんですが、この青年就農給付金あたりは、何か報告書のごたるとばずっと出さなきゃいかんだったでしょう。これもやっぱり同じような内容なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回の予算につきましては、29年4月1日をもちまして、青年就農給付金のもととなる要綱、新規就農経営継承総合支援事業実施要綱から農業人材力強化総合支援事業実施要綱に変更になりましたことを受けまして組み替えたものでございます。

それと、今ご質問がありました給付後の就農状況報告につきましては、今回の農業次世代人材投資事業補助金につきましても、そのまま報告書を出していただくということになっております。

○7番（吉田美好君） 議長、終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第33号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第33号、平成29年度美里町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第３ 議案第３４号 平成２９年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（中川政司君） 日程第３、議案第３４号、平成２９年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第３、議案第３４号、平成２９年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第３、議案第３４号、平成２９年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第３５号 平成２９年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（中川政司君） 日程第４、議案第３５号、平成２９年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第４、議案第３５号、平成２９年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会

計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第４、議案第３５号、平成２９年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第５ 議案第３６号 平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（中川政司君） 日程第５、議案第３６号、平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第５、議案第３６号、平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第５、議案第３６号、平成２９年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第６ 議案第３７号 町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第６、議案第３７号、町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、第３７号議案についてご説明申し上げます。

議案第３７号、町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり、町道船津金木線災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

- 1 契約金額 52,009,560円
- 2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町土喰39番地
株式会社津川建設 代表取締役 津川 忍
- 3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。町道船津金木線災害復旧工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧くださいと思います。

1、工事の内容と工種数量です。復旧延長L=63メートルで、1工区20メートル、2工区43メートルです。1工区につきましては、簡易吹付法枠工で枠内モルタル吹付工t=8センチメートル、A=203平方メートルで、同じく簡易吹付法枠工、枠内植生基材吹付工t=5センチメートル、A=300平方メートル、路側防護柵工L=18メートルでございます。

また、2工区につきましては、仮設用モルタル吹付t=3センチメートル、A=740平方メートル、ロープ伏工A=740平方メートル、軽量盛土工L=21メートル、面積A=92平方メートル、路側防護柵工L=21メートルでございます。

2、工期、議決の翌日（議決の翌日が週休日又は休日に当たる場合はその翌日）から平成30年3月23日まででございます。

町道船津金木線は、昨年4月の熊本地震で被災し、現在もまだ通行止めとなっている町道で、国庫負担の公共土木施設災害復旧事業で工事を行うものでございます。

次に、図面をご覧くださいと思います。まず、右上に位置図を示しております。今回の工事箇所といたしまして、町道船津金木線の起点、国道218号より約1キロメートル入ったところでございます。左上の画面が平面図で、赤色の線で表示しているのが復旧範囲でございます。左側が1工区、右側が2工区となっております。

左下の図面が1工区の標準断面図で、法面の復旧となっております。法面全体を縦横1メートル50センチ間隔で組み立て枠を設置し、その法枠の上部と下部の一部の枠内を厚さ8センチメートルのモルタル吹付工、中間部の枠内を厚さ5センチメートルの植生基材を吹付を施工するものとなっております。

右下の図面が2工区の標準断面図でございます。法面の復旧及び路側の復旧と併せて路面の復旧を行うものでございます。路面の復旧については、仮設モルタル吹

付、厚さ３センチメートルの施工後、ワイヤーロープを縦横５０センチメートル間隔に張っていき、法面全体を覆い復旧する工事でございます。また、路側につきましては、軽量盛土工、全面に高さ２メートル８０センチから５メートル５５センチの壁面材を設置し、盛土材に発泡スチロールブロックを敷き詰め、その後、路面の舗装及び路側防護柵の設置を行い、復旧を行う工事でございます。

以上、議案第３７号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第６、議案第３７号、町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第６、議案第３７号、町道船津金木線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第３８号 町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第７、議案第３８号、町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、第３８号についてご説明申し上げます。

議案第３８号、町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり、町道萱野津留線災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

平成２９年６月１３日提出 美里町長 上田泰弘

１ 契約金額 １３９,１０４,０００円

2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町畝野 2 9 0 0 番地

株式会社西村建設 代表取締役 西村潤次郎

3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。町道萱野津留線災害復旧工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧くださいと思います。

1、工事の内容と工種数量です。復旧延長 3 6 メートル、現場吹付法枠工（梁断面 3 0 センチメートル× 3 0 センチメートル、枠内モルタル吹付工 1 0 センチメートル）、 $A = 1 4 6$ 平方メートル。同じく、簡易吹付法枠工（梁断面 5 0 センチメートル× 5 0 センチメートル、枠内モルタル吹付工 1 0 センチメートル）、 $A = 9 6 0$ 平方メートル。グラウンドアンカー工、 $N = 8 2$ 本。堆積土砂撤去、 $V = 1, 3 7 6$ 立方メートルでございます。

2、工期、議決の翌日（議決の翌日が週休日又は休日に当たる場合はその翌日）から平成 3 0 年 3 月 2 3 日まででございます。

町道萱野津留線は、昨年 4 月の熊本地震で被災し、現在もまだ通行止めになっている町道で、国庫負担の公共土木施設災害復旧事業で工事を行うものでございます。

次に、図面をご覧ください。まず、右上に位置図を示しております。今回の工事箇所は、町道萱野津留線の終点、九州電力大井早発電所の上部で、法面の災害復旧工事でございます。

左下の図面が平面図で、赤色の線で表示しているのが復旧範囲で、右下の図面が標準断面図となっております。法面上部に縦横 2 メートル間隔の梁で法枠を施工し、枠内をモルタル吹付工、厚さ 1 0 センチメートルの施工となっております。

また、中間部につきましては、縦横 3 メートル 5 0 センチ間隔の梁で法枠を施工し、枠内をモルタル吹付工、厚さ 1 0 センチメートルと、梁の後天にグラウンドアンカー工の施工をし、崩落の防止を行います。また、グラウンドアンカー工については、長さ 9 メートルから 1 5 メートル、本数 8 2 本の設置をして復旧を行います。

また、道路部及び法面下部に堆積しております土砂の撤去 1, 3 7 6 立方メートルも併せて行う工事でございます。

以上、議案第 3 8 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7 番、吉田美好君。

○7 番（吉田美好君） 7 番、吉田美好でございます。

おおよそのことは分かりますけど、若干尋ねてみたいと思いますが、この図面の中で仮設防護柵というのがありますが、これはもう路面上にするわけですね。上から落ちてこんようにだろうと思いますが、それと場所的に直に立ったような感じのところは、多分この赤の四角で書いてあるやつですね。下が点線でしょう、図面の左側でいくと。この点線の部分がアンカー工の部分ですかね。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

今言われました左側の平面図で、点線で囲んである部分が土砂が堆積している部分になります。その上に赤色の十字で示してありますが、3.5メートル間隔で枠を作って、その部分にグランドアンカー工を設置します。その上、台形の示してあります、格子状に示してありますところが2メートル間隔で法枠での設置となります。

下の仮設防護柵につきましては、道路面に設置しまして、このすぐ下に九州電力の鉄塔が建っておりますので、その守るために一応防護柵を設置して工事を行うというということになっております。以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 左側の図面で見ますと、上のほうが台形になつとる部分が絶壁みたいになつとる部分ですね。上から急になって、それからなだらかな部分に、岩のかたまりというのですか、そういったものがアンカー工事で打ち込んで、モルタル、この吹き付けというか、それをやるということでしょう。全体的な今後の工事としては、この左側の赤枠といいますか、四角く組み込むというか、梁状のやつを組んで工事するという、その上に吹き付けするということですね。なだらかな部分が泥の撤去、そうするとこれが完全に終わるのは、3月いっぱい終わればいいですけど、終わらん場合には、まだ工期延長とかもあり得るわけでしょう。そうすると、その下の道がいつ頃になってくるかなという、その予想はまだ全然できとらんのですか、そこらへんがちょっと聞きたかったですけど。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

下の法面の急になっているところは、グランドアンカー工で抑止を行いますけれども、下の土砂撤去に関しましては、上の工事が終わってからの、多分撤去になると思います。また、下のほうに堆積しております土砂の撤去が終わって、またこの中が被災が確認できた場合は、また災害で対応できるというような査定を受けておりますので、そのときになりましたら、また変更が出てくる可能性があると思いま

す。

それと、工期につきましてですけれども、現在の契約金額の標準工期でいきますと、約１７カ月程度かかりますので、進捗状況によりますけれども、繰り越しの手続きを取る必要があるかとは思っております。以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○７番（吉田美好君） 下の道が開通するまで、あと３年ぐらいかかるということですよ。その１７カ月で終わった後に、また測量か何かし直さにかんわけでしょう、道は道として。その追加工事とかがもし出た場合には、もう３年目までぐらい入るということですね。

○議長（中川政司君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明申し上げます。

道路復旧もあわせて、目標は３０年度で終わらせる予定としております。以上です。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○７番（吉田美好君） いろいろ地元から、いつ終わるとかいという話を聞きますので、大方のところはそうに理解をしたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第７、議案第３８号、町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第７、議案第３８号、町道萱野津留線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第３９号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第39号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） それでは、第39号議案についてご説明いたします。

議案第39号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について

次のとおり、町道柏川朝見線災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 契約金額 93,409,200円

2 契約の相手方 熊本県下益城郡美里町遠野268番地1

岩田建設株式会社 代表取締役 岩田龍裕

3 契約の方法 指名競争入札

提案理由でございます。町道柏川朝見線災害復旧工事に係る請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧いただきたいと思います。

1、工事の内容と工種数量です。復旧延長59メートル、1工区46メートル、2工区13メートルでございます。1工区につきましては、軽量盛土工L=46メートル、面積A=265平方メートル、グラウンドアンカー工N=8本、鉄筋挿入工N=56本、コンクリート舗装A=222平方メートル、路側防護柵工L=46メートルでございます。

また、2工区につきましては、現場吹付法枠工（梁断面30センチメートル×30センチメートル、枠内モルタル吹付t=8センチメートル）A=114平方メートルでございます。

2、工期、議決の翌日（議決の翌日が週休日又は休日に当たる場合はその翌日）から平成30年3月23日まででございます。

町道柏川朝見線は、昨年6月の豪雨で被災し、現在もまだ通行止めとなっている町道で、国庫負担の公共土木施設災害復旧事業で工事を行うものでございます。

次に、図面をご覧ください。まず、右上に位置図を示しております。今回の工事箇所は、町道柏川朝見線の起点、集落の最後のところから約1.2キロメートル入ったところでございます。左上の画面が平面図で、赤色の線で表示しているのが復旧範囲です。左側が1工区、右側が2工区となっております。

左下の図面が1工区の標準断面図で、路側の復旧と路面の復旧を行います。路側の復旧につきましては、最初に崩壊面を抑えるため、グラウンドアンカー工、長さ7メートルを8本、鉄筋挿入工、長さ2メートル50センチから4メートルを56本施工した後、軽量盛土工での施工を行います。軽量盛土工は全面に、高さ2メートル55センチから8メートル5センチの壁面材を設置し、盛土材に発泡スチロールブロックを敷き詰めた後、路面の復旧、路側防護柵工の復旧を行います。

右下の図面が2工区の標準断面図で、法面の復旧となっております。縦横2メートル間隔の梁で法枠を施工し、枠内をモルタル吹付工、厚さ8センチメートルで復旧を行う工事でございます。

以上、第39号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第39号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第39号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第40号、美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについて

美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定により、指定した郵便局の指定を次のとおり取り消したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

1 指定を取り消す郵便局の名称でございますが、砥用郵便局及び年祢郵便局でございます。

2 郵便局において取り扱う事務につきましては、ここに①から⑤まで掲載しているところでございます。

3 指定を取り消す日につきましては、平成29年12月31日としております。提案理由でございますが、指定した特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すときは、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案をするものでございます。

この特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきましては、平成19年の12月の議会の議決を受け、翌年2月1日より町内3カ所で事務を開始いたしましたが、東砥用郵便局の利用が少なかったため、平成24年12月末で取り消しをしております。

今回提案いたしました残りの2カ所につきましても、平成28年度の利用件数が2カ所で36件と、当初予定していました利用者数より少なく、これまでの設備経費など、費用対効果を考慮いたしまして、砥用郵便局及び年祢郵便局への事務の委託を取り消すことをお願いするものでございます。

以上で、議案第40号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第40号、美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについては、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第9、議案第40号、美里町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取り消しについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 報告第1号 平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(中川政司君) 日程第10、報告第1号、平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。吉住総務課長。

○総務課長(吉住慎二君) それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。

平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰り越しを行った事業につきましては、一番上のほうから通知カード・個人番号カード関連委任事務事業、被災宅地応急工事事業、被災者向け経営体育成支援事業、町単独土地改良事業(震災分)(豪雨分)、林道早楠線開設事業、町道維持工事事業、社会資本整備総合交付金事業につきましては、道路維持関係、次のページに変わります。道路新設改良関係、狭あい道路等促進事業、橋梁維持関係の4件でございます。次に、町営住宅改修事業、農用地等災害復旧事業、林道施設災害復旧事業、単県治山事業、次のページをお開き願います。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、公共土木施設災害復旧事業、公立小学校施設災害復旧事業、カントリーパーク災害復旧事業(豪雨分)、農山村広場災害復旧事業(震災分)、以上合計20の事業でございます。繰越額としましては、総額24億902万7,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

○議長(中川政司君) 以上で、日程第10、報告第1号、平成28年度美里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第11 報告第2号 有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

○議長(中川政司君) 日程第11、報告第2号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を求めます。宮寄経済課長。

○経済課長（宮崎幸仁君） それでは、報告第2号についてのご説明を申し上げます。

有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
有限会社「石段の郷中央」の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回提出しております書類の一覧でございます。

その次の1ページをお願いいたします。右下にページを記載しております。

有限会社「石段の郷中央」の監査結果報告です。本年3月末日をもって、第19期の決算が終わり、5月22日に監査が実施されたところです。

2ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。まず、資産の部です。ローマ数字Ⅰの流動資産は5,529万3,661円と、前期より521万8,712円の増ですが、これはその下の現金及び預金が前期より531万8,345円の増となったことによるものです。

ローマ数字Ⅱの固定資産の内訳として、その下の有形固定資産については、新規の資産取得はなく、減価償却の実施により243万6,971円の減となっています。また、投資その他の資産として中小企業基盤整備機構が実施している倒産防止共済掛金150万円分が増となり、固定資産の総額は1,135万7,274円で、前期より93万6,971円の減となっています。

次に、3ページをお願いします。上の段が負債の部ですが、ローマ数字Ⅰの流動負債について大きな変動はありません。未払金の増、未払消費税等の減があり、2,084万1,414円と、前期より50万3,814円の増となっています。

その下、純資産の部です。資本金に変わりはなく、繰越利益剰余金のマイナスが361万7,927円減少した結果、3の利益剰余金が2,924万9,521円となり、第19期は360万円余りの黒字で、下から2段目の純資産の構成比も69%と高くなっております。

次に、4ページをお願いします。損益計算書です。ローマ数字Ⅰの売上高ですが、1億5,706万6,033円と、前期より183万2,372円の減となっており、熊本地震による休館及び来館者の減少等が影響しているものと思われます。

ローマ数字Ⅱの売上原価も2,454万3,970円と、122万3,799円の減となっており、売上高から売上原価を引いた売上総利益は1億3,252万2,063円と、前期より60万8,573円の減となっております。

その下、ローマ数字Ⅲの販売費及び一般管理費は、1億3,072万1,997円

となっておりますが、その内訳は次の５ページをご覧ください。販売費及び一般管理費は前期より５８０万６,３６６円増加しており、その主な要因としては、販売員給与が３,８１０万８,１３２円で１６４万９,２３３円の増、広告宣伝費が５６７万７３２円で１７８万３,３３７円の増、減価償却費が２４３万６,９７１円の増、寄附金が１５３万円で１４７万円の増となっております。なお、寄附金につきましては、町への寄附金１５０万円が含まれております。

１ページ戻っていただき、再度４ページをご覧ください。先ほどの売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたものが営業利益で、１８０万６６円となっております。この営業利益にローマ数字Ⅳの営業外収益２２１万２,９３６円を加え、ローマ数字Ⅴの営業外費用１６万９,７７６円を差し引いたものが、中程にあります経常利益３８４万３,２２６円となります。この経常利益にローマ数字Ⅵの特別利益１８万５,１８５円を加え、下から２段目の法人税及び住民税４１万４８４円を差し引いたものが一番下の当期純利益で、当期は３６１万７,９２７円の黒字となっています。

次に、６ページをお願いします。開業いたしました平成１０年度からの入館者の推移となっており、平成２８年度は総計１７万８,９４０人となっています。前期より７２５人の減となっていますが、熊本地震の影響による休館等があり、４月、５月で前年より５,４２５人の減となったことなどが原因と思われます。

７ページをお願いします。宿泊施設への宿泊者及び入館者の推移です。宿泊者計は７,４３６人で、前年より１１３人の減、入館者計は８６０人で３４５人の減となっています。こちらも熊本地震の影響によるものと思われます。

８ページをお願いいたします。過去３期の実績と同業種公衆浴場業１２件の黒字企業平均値等を比べた３期比較財務諸表となっています。中段の営業利益や税引前利益等を比べていただきますと、今期は黒字企業平均と遜色ない経営内容となっていると思われます。

９ページも過去３期実績と同業種公衆浴場１２件の黒字企業平均値等を比べた３期比較経営分析表となっています。詳しい説明は省略させていただきます。

以上で、経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第１１、報告第２号、有限会社「石段の郷中央」の経営状況報告についての報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を１１時１５分といたします。

—————○—————

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時１５分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第１２ 報告第３号 私債権等の放棄の報告について

○議長（中川政司君） 日程第１２、報告第３号、私債権等の放棄の報告についての報告を求めます。中嶋税務課長。

○税務課長（中嶋春彦君） 報告第３号についてご説明いたします。

私債権等の放棄の報告について

美里町債権管理条例第１０条第１項の規定により、別紙調書のとおり私債権を放棄したので、同条第３項の規定により報告する。

平成２９年６月１３日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開きください。

私債権等放棄調書でございます。

１．債権の放棄日 平成２９年３月３１日

２．債権の内容

番号１、債権の名称、水道使用料（西部）、調定年度、平成１９年度、債権額１，３６５円。

番号２、水道使用料（西部）、調定年度、平成２０年度、債権額９，５５５円。

番号３、水道使用料（西部）、調定年度、平成２１年度、債権額１万６，３８０円。

番号４、債権の名称、水道使用料（西部）、調定年度、平成２２年度、債権額１万７，４７２円。

番号５、債権の名称、水道使用料（西部）、調定年度、平成２３年度、債権額１万３，６５０円。

番号６、債権の名称、水道使用料（西部）、調定年度、平成２６年度、債権額２，８０８円。

なお、放棄の事由につきましては、番号１から番号６まで、美里町債権管理条例第１０条第１項第３号の消滅時効によるものでございます。

合計といたしまして、６万１，２３０円となります。

以上で、報告第３号について説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、日程第１２、報告第３号、私債権等の放棄の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第１３ 同意第４号 美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第13、同意第4号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 同意第4号についての説明を申し上げます。

同意第4号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、美里町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数としたいので、議会の同意を求める。

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書きの規定により美里町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を過半数とする場合は、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

同意第4号の添付資料をご覧いただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律の中で、（委員の任命）、第8条、委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命するとなっております。

そして、第5項でございます。市町村長は、第1項の規定による委員の任命にあたっては、次の各号に掲げるものが委員の過半数を占めるようにしなければならない。ということで、その二つ下の1. 認定農業者である個人、2. 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人。この1号・2号に記載してありますのが認定農業者等ということになります。

その上でございます。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合、その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでないと記載してございます。

その次のページをご覧いただきたいと思います。ここに農業委員会等に関する法律施行規則の抜粋でございますが、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合ということで、先ほどの第2条でございます。先ほどの法第8条第5項のただし書きの農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。1. 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合となっております。現在、美里町の認定農業者につきましては79名、農業委員の定数は10名でございますので、8を掛けて80となり、これを下回って

るということで、この場合に該当します。この場合において、委員の過半数を先ほどの第8条第5項各号に掲げる認定農業者等又は次に掲げる者とするについて、当該市町村の議会の同意を得たときと記載してございます。次に掲げる者というのが、次のイからヌまでの10項目に記載してあるところでございます。

まず、イ．認定農業者等であった者。

ロ．認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族。

ハ．認定就農者である個人。

ニ．認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人。

ホ．農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号、ハに規定する組織の役員ということで、これは集落営農組織の役員ということになります。

ヘ．農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者ということで、ひと・農地プランに位置付けられた中心経営体ということになります。

ト．農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者の業務を執行する役員又は使用人。

チ．農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として、地方公共団体に認められた農業者、指導農業士等がこれに当たります。

リ．基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人。基本構想推進到達者となります。

ヌ．基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人。

これらの10項目に該当する者を、これらに準ずる者といたします。

そして、本町においては、認定農業者が少ない場合に該当いたしますので、法第8条第5項の認定農業者等又は同法施行規則第2条第1号の、これらに準ずるものを美里町農業委員会委員の過半数とすることに対して議会の同意を求めるものでございます。

以上で、同意第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、渡邊義文君。

○8番（渡邊義文君） 同意4号について、今、担当課長より説明いただきました。

認定農業者の方々が79名ということで、こういう形で入っていけばよかかなあという思いはしておりますが、農業委員会自体のこれまで農業委員会改革におきまして、これまでが公職選挙法という形が町長の任命という形に変わっております。そういう中で申しますと、ほとんどがこれまでが地域の各地区の代表者という方々がなれとったという思いがしています。今回におきましても、この認定農業者の方々におきましても、やっぱり地区の区長さんあたりの推薦と、この条例にはうたわられない中で、やっぱりそういう形があって、できるだけ多面的に見たとき、やっぱり各地区にこういう形でバランスよくおられたほうがよかつじゃなかかという思いがいたしております。そういうことを踏まえたときに、これはこれとして、認定農業者は認定農業者が過半数を占めるという形でよかと思えますし、やはりその裏打ちとして、そういう推薦という形がどこかじゃあったほうがよかつじゃなかかと思えますし、農業改革の中で第1回の候補をされたときに、3名の推薦者の方を据えてという形があつておりましたが、そのあたりはどういう捉え方でおられますか。

○議長（中川政司君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

ただいま質問のありました地域性につきましては、本来の今回の改正農業委員会法におきましては、あまり重要視をされてないところでございます。ただ、今回、この後、同意を求めます農業委員の選任の前に、評価委員会というものを今回設けさせていただいております。その中で評価委員会の会議の中では、これまでの経緯を踏まえて各地区の地域性というか、そういったものを考慮して選ぶことも大事なんじゃないかという意見も出ております。評価委員の選考評価の基準としては、若干そのあたりは加えられているものと考えております。ただ、今後、農業委員会のいろいろな制度、新しい制度で進めていく際に、農地利用最適化推進員という方々を今回、この後17名選任することとなっております。その方々につきましては、地域を区割りして選ぶこととなっておりますので、そういった方々を中心に地域のいろいろな実情に基づいた農地の利用集積でありますとか、農地の有効利用とか、そういったものにつきましては進めていくことができるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 美里町は基幹産業は農業でありますし、やはりこの農業が疲弊するわけにはいきませんし、少子高齢化を迎える中で、やはりこの農業振興というものは大事な部分でございます。そういう中で、やはりこういう改革があつたということは、国は国で全国を見た形で下ろしてくるもので、やはり地元は地元のやつ

ぱり進め方、やり方というのがあると思いませんかと思うので、今、担当課長より言われました、今度、理事・役員になられる申し出があった方々の、町長が任命されております評価員ですかね、評価員さん方々にもそのあたりは、どこかでは例えば62行政区ですかね、今、町は63ですか。63行政区あるとなれば、推進員さんがおられると、今、課長が説明されましたが、農業委員さんにおかれましても、63というとは約10名で割れば、6名という形になるとすれば、そのあたりを考えたときに、やはり推薦、地区の区長さん方の推薦というものは、3名ぐらいあってからの取り扱いというのが、私どもはよかつじななかつた。それが地域にバランスよく、なぜかという、やはりその地域におられんと、地域のことが分かる人は、やっぱり地域の方しか分かりません。そのあたりは町長、どういう思いをされていきますか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この新しい農業委員会の制度は、今回、美里町もそうなんですが、各自自治体が初めて取り組んでいく、そういう制度改革でございます。そういった意味では、どこの自治体もやっぱりまだまだ手探りの状況はあるというふうに思いますし、まずは美里町でこの後、同意を求めることになっておりますが、新たにできたその10名の、新たな農業委員さん、この中でやっていただきながら、例えばその後の改選を迎えるときには、やっぱり改善するところは改善ができるような形にもっていく。これはもちろん法に基づいた話であります、そういった推薦の話とかも出てくるのかもしれないというふうに思います。

なお、今回のこの改正におきましては、例えば中立員等も求められておりますので、そういった意味ではこれまでの農業委員さんとの制度とは、やはり大きく変わっていく、そういう話でございますので、今回はこの新しく今、評価員さんに選んでいただいた、後ほど同意を求める、そういった新たな農業委員さんでしっかりとやっていただきながら、この町の主産業である農業をしっかりと守っていただきたいというふうに思っております。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○8番（渡邊義文君） 今、町長が言われましたが、公職選挙法で選ばれる場合は民意で、今回は町長の任命という形になりますので、そのあたり、やはりそういう地域の推薦というものは必要、大事になってくる部分じななかつたと思うので、そのあたり、しっかり今後進めていただくなればと思います。終わります。

○議長（中川政司君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、同意第4号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第13、同意第4号、美里町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第14 同意第5号 美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第14、同意第5号、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

皆さんにお諮りします。本案件の当事者である税務課長の中嶋春彦君に退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、中嶋春彦君の退席を求めることに決定をしました。中嶋春彦君に退席を求めます。

（中嶋春彦君 退席）

○議長（中川政司君） 内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第5号、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

同意第5号、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

美里町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町境 4 0 3 番地

氏 名 中 嶋 春 彦

生年月日 昭和 3 3 年 6 月 2 2 日生

平成 2 9 年 6 月 1 3 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。固定資産評価員を選任しようとするときは、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

固定資産評価員の前税務課長の辞任に伴い、新たに委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっておりますので、町職員の中で固定資産評価に関する業務に精通する税務課長を選任させていただきたいということでご提案申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 1 4、同意第 5 号、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第 1 4、同意第 5 号、美里町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで中嶋春彦君の入場を許可します。

（中嶋春彦君 入場）

—————○—————

日程第 1 5 同意第 6 号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

○議長（中川政司君） 日程第15、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、本案件の当事者である吉田美好君の退席を求めます。

（吉田美好君 退席）

○議長（中川政司君） 内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町大井早4138番地

氏 名 吉 田 美 好

生年月日 昭和26年1月2日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員の吉田美好氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 賛成多数です。

したがって、日程第15、同意第6号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで吉田美好君の入場を許可します。

（吉田美好君 入場）

-----○-----

日程第16 同意第7号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 同意第8号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 同意第9号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19 同意第10号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 同意第11号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第12号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 同意第13号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 同意第14号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 同意第15号 美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 次に、日程第16、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第24、同意第15号、美里町農業委

員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの9案件について一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第16、同意第7号から日程第24、同意第15号までの9案件について一括議題とし、9案件の内容説明を行い、その後、質疑・討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、同意第7号から同意第15号までを一括議題とし、9案件の内容説明の後、質疑・討論・採決を行うことに決定しました。

それでは、同意第7号から同意第15号までの内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、まず同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町永富1002番地

氏 名 奥 村 智

生年月日 昭和22年4月1日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員の奥村智氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、同意第8号でございます。

同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町名越谷837番地

氏 名 善 積 邦 昭

生年月日 昭和25年12月28日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員の善積邦昭氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、同意第9号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町払川196番地

氏 名 松 田 政 明

生年月日 昭和25年1月2日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、

その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員の松田政明氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、同意第10号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町堅志田122番地1

氏 名 佐 藤 康 裕

生年月日 昭和23年4月3日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、現農業委員会委員の佐藤康裕氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、同意第11号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町畝野4204番地2

氏 名 松 村 新 二

生年月日 昭和22年2月18日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農

業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、認定農業者の松村新二氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。

続きまして、同意第12号でございます。

同意第12号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町遠野251番地1

氏 名 吉 坂 美佐子

生年月日 昭和33年1月28日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、中立委員として吉坂美佐子氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。

続きまして、同意第13号でございます。

同意第13号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律

第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町岩下267番地

氏 名 田 中 豊

生年月日 昭和30年9月16日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、中心経営体の田中豊氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。

続きまして、同意第14号でございます。

同意第14号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町清水118番地

氏 名 永 田 末 廣

生年月日 昭和22年11月29日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ

る者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、認定農業者の永田末廣氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げております。

続きまして、同意第15号でございます。

同意第15号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

美里町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町白石野786番地

氏 名 長 木 一 美

生年月日 昭和31年8月15日生

平成29年6月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。農業委員会委員を任命しようとするときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了することから、新たに委員を任命するにあたり議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから議会の同意を得て任命することとなっておりますので、前農業委員会事務局長の長木一美氏を任命させていただきたいということでご提案申し上げます。

以上で、同意第7号から同意第15号までの提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、同意第7号から同意第15号までの内容説明を終わります。

日程第16、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第16、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第16、同意第7号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17、同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第17、同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第17、同意第8号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18、同意第9号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１８、同意第９号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第１８、同意第９号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第１９、同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１９、同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第１９、同意第１０号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２０、同意第１１号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第２０、同意第１１号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第20、同意第11号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、同意第12号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第21、同意第12号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第21、同意第12号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、同意第13号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第22、同意第13号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第２２、同意第１３号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２３、同意第１４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第２３、同意第１４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第２３、同意第１４号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第２４、同意第１５号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第２４、同意第１５号、美里町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第２４、同意第１５号、美里町農業委員会委員の任命につ

き同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第２５ 議員派遣の件について

○議長（中川政司君） 日程第２５、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合は、議長に一任していただくことに決定いたしました。

-----○-----

日程第２６ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第２７ 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

○議長（中川政司君） 日程第２６、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について及び、日程第２７、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第２６及び日程第２７を一括して議題とすることに決定しました。日程第２６及び日程第２７を一括して議題とします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に上程されました案件は全部終了しました。

したがって、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ちまして、上田町長にご挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年の第2回の定例会、たいへんお疲れさまでございました。また、いろいろとご提案あるいはご指摘等をいただきまして、誠にありがとうございます。真摯に受け止めて、しっかり勉強していきたいと思っております。

梅雨になりまして、昨年があのよう大雨が降りましたので、今年も厳戒態勢で臨まなければいけないなと思っておりましたら、まったくその後、雨が降りませんで、今度は逆に水不足を心配しているような状況でございます。とは申しまして、まだまだ梅雨も始まったばかりですし、これからどのようなまた大雨が降るかわかりませんので、しっかり対応できるようにしていきたいと思っております。

議員の皆さまにおかれまして、災害、あるいはこの後また気温もどんどん上がって暑い夏がやってまいりますが、どうぞお体にはご自愛をいただきまして、また更にご健勝にてお過ごしいただきますように祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会前の挨拶とさせていただきます。

たいへんお疲れさまでございました。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成29年第2回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時16分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
平 成 29 年 第 2 回 定 例 会

平成29年6月発行

発行人 美里町議会議長 中 川 政 司
編集人 美里町議会事務局長 福 島 繁
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111